資料１０－３

２９府総審発第１号
平成２９年7月１２日

府中市長
　高　野　律　雄　　様

府中市総合計画審議会
会 長　奥　　真　美

府中市総合計画について（答申）（案）

平成２８年7月１２日付け２８府政政発第６０号で諮問のあったことについては、次のとおり答申します。

１　第６次府中市総合計画後期基本計画は別添の内容を踏まえて策定してください。
２　府中市は、財政状況の逼迫や少子高齢社会の到来など、ますます困難な政策課題に直面する状況にありますが、こうした状況下にあっても、本答申に示した後期基本計画の内容はいずれも重要かつ喫緊の課題として、着実な推進を図っていくようお願いいたします。
３　本答申に示した後期基本計画に盛り込むべき内容は、前期基本計画の内容を基本的には踏襲しつつも、新たなニーズや課題等に対応すべく、市民と市職員による府中市総合計画市民検討会議を始め、府中若者会議やタウンミーティングなどを通して、多くの市民からの意見・提案を踏まえて作成されたものです。特に、市民に向けた記述としては、市民に「期待すること」に加えて、市民と市が「協働で取り組むこと」を新たに掲げているのが、本答申の大きな特徴です。各施策や事務事業の実施にあたっては、この協働の視点を十分に意識してください。
４　上述の協働によるまちづくりを着実に推進するため、その主体となる市民に対しては、後期基本計画の内容を丁寧に説明し、理解を得るとともに、各施策や事務事業を実施する際には、市民の意見・提案を十分に踏まえて取り組んでいってください。
５　各施策、事務事業、重点プロジェクトの進行管理については、進捗状況を把握して公表するにとどまらず、協働によるまちづくりの推進に資するよう、より客観的で効果的な評価のしくみを検討してください。

第６次府中市総合計画

後 期 基 本 計 画

平成３０年度（２０１８年度）～平成３３年度（２０２１年度）

（答申）

平成２９年７月

府中市総合計画審議会

目次

第１章　後期基本計画について　2
第２章　計画策定の背景　6
第３章　後期基本計画の主要課題　11
第４章　施策体系　13
第５章　重点プロジェクト　15
第６章　各施策の取組内容　20

Ⅰ　分野別の施策　23
１　人と人とが支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）　23
２　安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）　83
３　人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）　111
４　人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）　159

Ⅱ　行財政運営に関する施策　201
総合計画の実現に向けて（行財政運営）　201

第１章　後期基本計画について

１　第６次府中市総合計画について

総合計画は、市の最上位計画として将来の長期的な展望の下に、市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めるもので、本市では、平成 26 年度から平成 33 年度までを計画期間とする「第 6 次府中市総合計画」を策定しました。

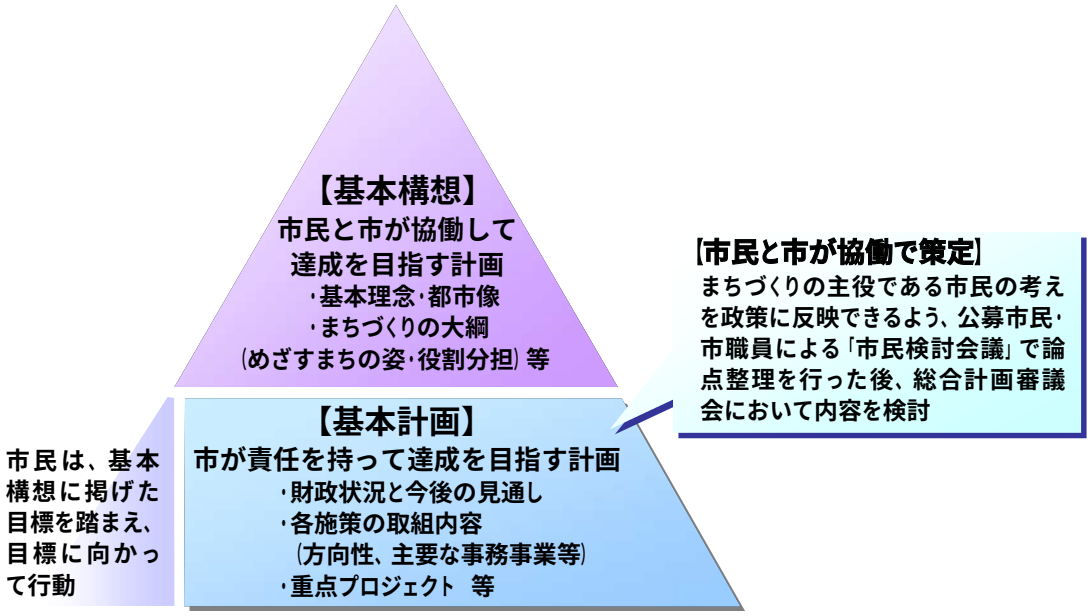

平成 26（2014）年度	平成 27（2015）年度	平成 28（2016）年度	平成 29（2017）年度	平成 30（2018）年度	平成 31（2019）年度	平成 32（2020）年度	平成 33（2021）年度

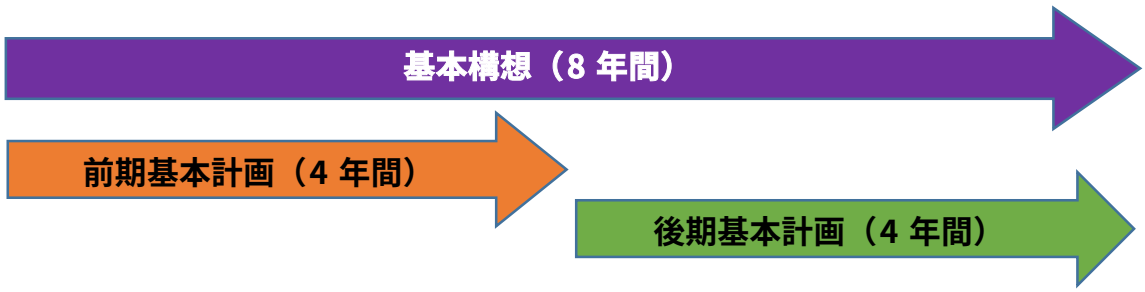

第 6 次府中市総合計画は、基本構想及び基本計画で構成しています。

◯基本構想について

基本構想は、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す新しい都市像及び将来の基本目標を示すもので、計画期間は 8 年となっています。市が市民とともに協働して達成を目指す計画と位置付けており、市民と市が協働で策定しました。

〔都市像〕

みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち

～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～

〔基本目標〕

・人と人とが支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）
・安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）
・人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）
・人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

※基本構想の概要については巻末資料にも掲載。

◯基本計画について

基本計画は、基本構想における都市像及び基本目標を実現するために、市が取り組む施策の体系及び基本的方向を示すものです。前期基本計画・後期基本計画に分けて策定し、計画期間はそれぞれ 4 年間となっています。市が責任をもって達成を目指す計画と位置付けており、市が主体となって策定しています。

２　策定の目的・趣旨

本市では、平成 26 年度より前期基本計画をスタートさせ、基本構想に掲げる都市像「みんなで創る　笑顔あふれる　住みよいまち」の実現に向けて、施策・事業を推進してきました。

この前期基本計画が平成 29 年度に最終年度を迎えることから、引き続き、基本構想に掲げる都市像を実現するため、平成 30 年度から平成 33 年度を計画期間とする後期基本計画を策定するものです。

後期基本計画は、前期基本計画の各施策の進捗状況を踏まえるとともに、前期基本計画の期間において顕在化した新たな政策課題への対応や、平成 27 年度策定した「府中市人口ビジョン」・「府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの視点も取り入れ、平成 33 年度までに基本構想に掲げた都市像を確実に実現していくための道筋を改めて描くものです。

３　後期基本計画の位置付け

後期基本計画は、基本構想の都市像実現のための「行政経営の指針」として施策の方向性と体系を明らかにするものです。また、計画の実効性を確保するための「事業執行の指針」として、市が実施する主要な事業を明らかにするものです。

後期基本計画は、各政策分野の個別計画等の上位計画として、各政策分野の諸施策の方向付けを行うものであると同時に、施策間の整合性や連携を図るための指針となるものとして位置付けます。

４　計画期間

計画期間は、平成 30 年度から平成 33 年度の 4 年間とします。

5　進行管理について

「市内部のマネジメントにおける進行管理」と「市民との協働による進行管理」により、確実な計画の推進を図ります。

○市内部のマネジメントにおける進行管理

行政評価及び重点プロジェクト進行管理を核としたマネジメントシステムにより、ＰＤＣＡサイクルに基づいた進行管理を行います。

［重点プロジェクト進行管理］

半期ごとに進行状況を把握して綿密な進行管理を実施し、結果を市民に公表します。

［行政評価］

施策評価及び事務事業評価を毎年度実施し、結果を市民に公表します。

○市民との協働による進行管理

総合計画の進捗状況を把握するための市民意識調査に加え、総合計画の進行管理・評価段階における市民参加の手法を検討し、市民との協働によるまちづくりを推進します。

［市民意識調査］

総合計画の各基本施策に対する市民の満足度や重要度を尋ねるアンケート調査を毎年度実施し、その進捗状況を把握するとともに、毎年の施策展開に活かします。

［市民参加による外部評価］

総合計画の策定や実施段階に加え、総合計画の実施状況を評価し、見直しを加えていく段階にも、市民が直接的に関わる仕組みの構築を目指します。

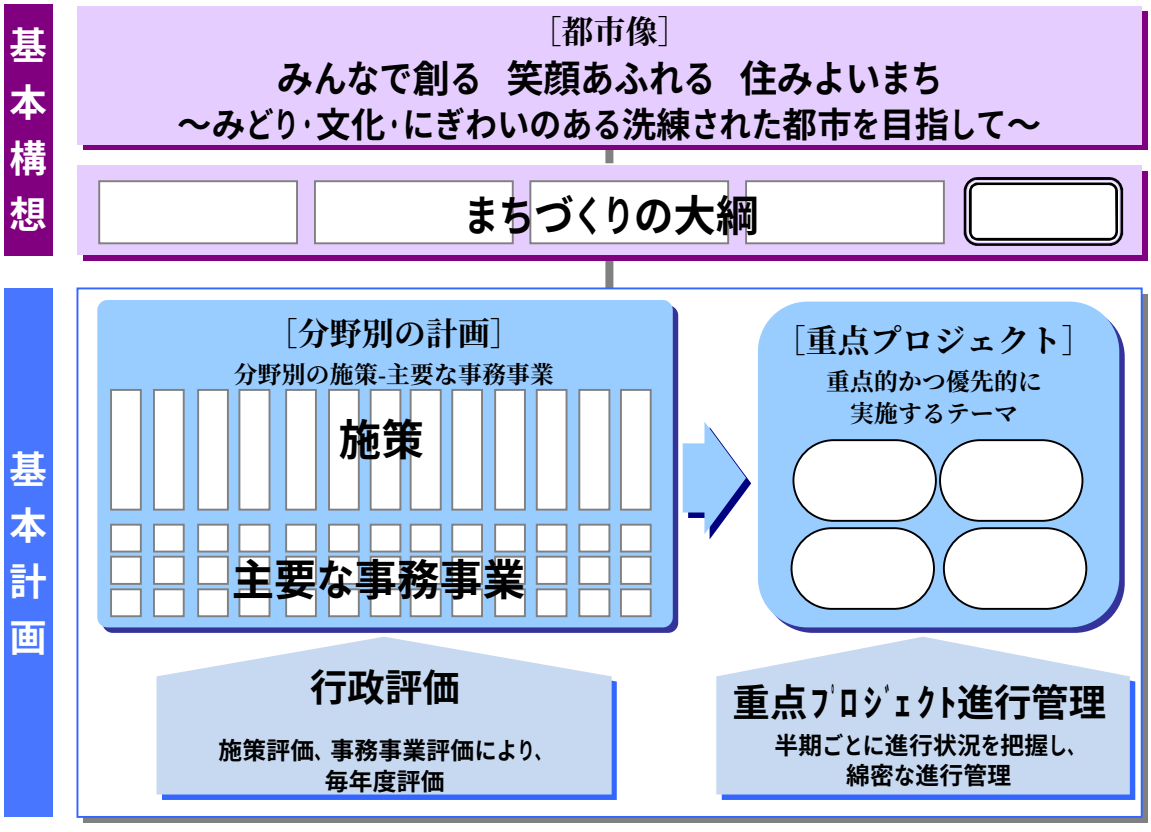

第２章　計画策定の背景

１　前期基本計画の達成状況

前期基本計画では、３２の基本施策、８５の施策を推進してきました。

前期基本計画で掲げた目標や計画に対する達成状況は次のとおりとなっており、概ね順調に施策、事業の推進が図られました。

●施策の達成状況

施策（85 施策）			
目標以上	順調	やや遅れ	遅れ
2 施策 （2%）	62 施策 （73%）	20 施策 （24%）	1 施策 （1%）

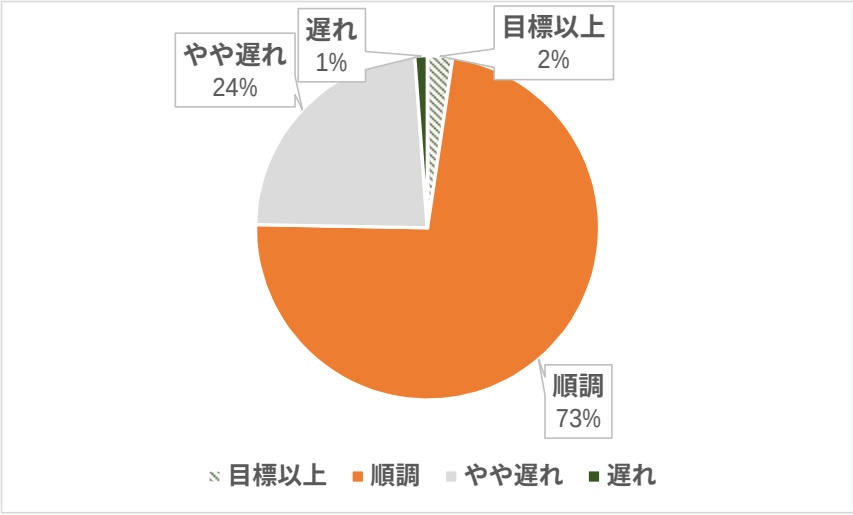

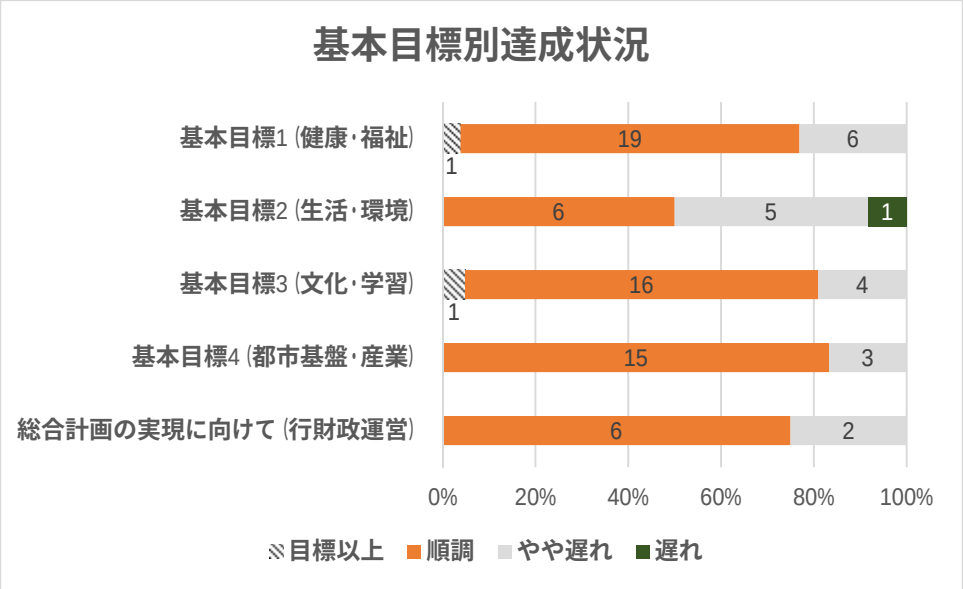

2　人口の見通し

本市の人口（住民基本台帳人口）は、昭和 29 年 4 月 1 日の市政施行以降、増加し続けて平成 29 年（2017 年）4 月 1 日時点で 257,902 人となっています。

後期基本計画の策定にあたり、近年の人口動向を反映した将来人口推計を行った結果、今後も緩やかな増加が続き、本計画の最終年度である平成 33 年度には 26 万人程度になることが見込まれますが、その後平成 42 年（2030 年）前後をピークに減少に転じると予想されています。

本市では、このような人口減少社会へ対応するため、平成 27 年度に「府中市人口ビジョン」を策定し、将来展望として、平成 52 年（2040 年）時点で人口 25.5 万人及び合計特殊出生率 1.50 を確保することなどを目標と定めました。後期基本計画においても、これらの目標を達成するため、長期的な視点に立った施策推進が求められています。

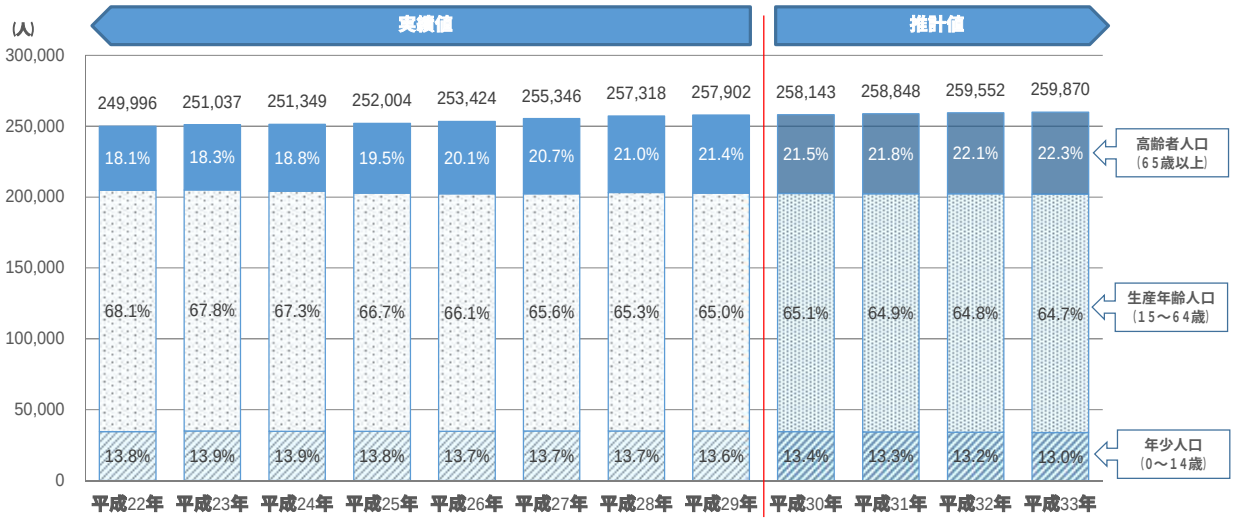

人口推移と今後の見通し

３　財政の見通し

（１）　経済・財政状況

○日本の経済状況

日本の経済状況は、政府の各種政策の効果などにより所得・雇用環境の改善が続いたことで、緩やかな回復基調となっています。今後も政府の経済対策などにより、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環を進展させることが期待されていますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響などもあり、先行きには不透明な部分もあります。

○府中市の財政状況

府中市の歳入の状況を見ると、景気の回復傾向を反映し、平成 25 年度以降は、市民税や固定資産税を中心に増加傾向となっています。

一方歳出では、社会保障関係経費である扶助費や繰出金、公共施設やインフラの老朽化対策などの経費が増加する傾向にあります。

前期計画期間では、府中駅南口再開発事業や給食センター新築事業などの大規模事業を実施しましたが、基金計画に基づく大規模事業への計画的な繰入れや事業債などの活用を図ってきました。また、事務事業の見直しにより経常経費の抑制を図るなど、行財政改革に取り組み、健全財政の維持に努めました。

◆歳入［普通会計］（平成 23～27 年度決算）

（単位：億円）

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
歳入		942	931	973	952	1,003
	市税	476	475	496	501	508
	国庫･都支出金	239	242	269	264	303
	基金繰入金	35	24	38	9	13
	市債	51	47	27	26	15
	その他	141	143	143	152	164

自主財源	606	599	631	608	606
	64.3%	64.3%	64.8%	63.9%	60.4%
依存財源	336	332	342	344	397
	35.7%	35.7%	35.2%	36.1%	39.6%

◆歳出［普通会計］（平成 23～27 年度決算）

（単位：億円）

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
歳出		910	907	937	928	955
	義務的経費	402	410	418	428	425
	人件費	116	114	114	109	112
	扶助費	240	249	254	271	269
	公債費	46	47	50	48	44
	投資的経費	130	122	156	105	123
	その他経費	378	375	363	395	407

（２）　財政運営の考え方

府中市では、近年の景気回復傾向を受け、歳入の根幹である市税は増加傾向にあるものの、今後の景気の動向が不透明ななか、税制改正による影響なども考慮されることから、増収は見込めない状況です。

一方で、保育所需要や高齢者人口の増加などに伴い、扶助費をはじめとした社会保障関係経費の更なる増加が予想されます。また、今後は老朽化が進む施設の大規模修繕や更新に掛かる費用が増大することが懸念されるほか、防災・減災対策や環境施策など、時代の要請に応じた施策も求められており、引き続き予断を許さない財政状況が続くことが想定されます。

このため、新たな歳入確保や事務事業の見直し等の行財政改革に取り組むとともに、計画的に基金を積立てるなど、将来に負担が転嫁されることのないよう、持続可能な財政運営を行う必要があります。多様化する市民ニーズに応えるためにも、引き続き効果的で効率的な市民サービスに努めるとともに、十分に将来を見据えた上で、健全財政を維持していくことが求められます。

（３）　財政見通し

○財政見通し（普通会計）　（平成 28 年度～33 年度）

		平成28年度（3月補正後予算）	平成29年度（当初予算）	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	計画期間合計（H30～H33）
歳入(A)		1,099 億円	1,062 億円	972 億円	980 億円	987 億円	1,010 億円	3,949 億円
	市税	507 億円	492 億円	487 億円	489 億円	488 億円	477 億円	1,941 億円
	国庫･都支出金	323 億円	279 億円	288 億円	294 億円	280 億円	291 億円	1,153 億円
	基金繰入金	23 億円	62 億円	15 億円	15 億円	18 億円	20 億円	68 億円
	うち財源補填額	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円
	市債	57 億円	92 億円	44 億円	44 億円	52 億円	72 億円	212 億円
	うち財源補填額	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円
	その他	189 億円	137 億円	138 億円	138 億円	149 億円	150 億円	575 億円
歳出(B)		1,099 億円	1,062 億円	972 億円	980 億円	987 億円	1,010 億円	3,949 億円
	義務的経費	437 億円	443 億円	455 億円	466 億円	480 億円	488 億円	1,889 億円
	人件費	113 億円	114 億円	119 億円	119 億円	121 億円	118 億円	477 億円
	扶助費	281 億円	287 億円	293 億円	305 億円	317 億円	330 億円	1,245 億円
	公債費	43 億円	42 億円	43 億円	42 億円	42 億円	40 億円	167 億円
	その他経常経費	454 億円	403 億円	402 億円	411 億円	414 億円	412 億円	1,639 億円
	投資的経費	208 億円	216 億円	115 億円	103 億円	93 億円	110 億円	421 億円
財源補填額		0 億円	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円
年度末基金残高		526 億円	472 億円	459 億円	445 億円	428 億円	433 億円	
年度末市債残高		406 億円	460 億円	465 億円	471 億円	486 億円	522 億円	

今回の数値は、財政関係資料として２月に作成している財政見通しを概算値として使用しています。
最新の財政見通しが出来次第、差し替えを行います。

【参考】財政見通しの推計方法

〈歳入〉

①市税について

・個人市民税

近年の景気回復傾向により、増収を見込んでいます。平成２６年度から３５年度（１０年間）は、減災・防災施策に必要な財源の確保のため、均等割が引き上げられます。

・法人市民税

一部国税化や法人実効税率の引下げによる減収を見込んでいます。

②地方消費税交付金については、社会保障と税の一体改革における消費税率の引上げ（平成３１年１０月から＋２％）が実施される予定であることから、実際の影響が出る半年後の交付分から増額を見込み、加算しています。

③基金については、大規模事業の実施に伴う、庁舎建設基金の取崩しのほか、各工事等への公共施設整備基金の取崩しなどを行っています。

④市債については、大規模投資的事業の実施のための借入れを想定しています。

⑤競走事業の収益については、同事業を取り巻く昨今の状況に鑑み、４．５億円から５億円としています。

〈歳出〉

① 扶助費、その他経費については、実態に即した伸び率等を勘案し、見込み額を計上しています。

② 投資的経費については、平成２９年度当初予算編成において大規模事業と位置付けた工事等に加え、その他修繕などの経常的事業として、一定額を見込んでいます。

③ 消費税率については、平成３１年１０月から１０％に引き上げられる方向性を考慮し、工事などに係る投資的経費、委託事業などにかかる物件費、施設の維持修繕に係る維持補修費について、それぞれ支出の増額を見込み、加算しています。

第３章　後期基本計画の主要課題

後期基本計画策定の背景や近年の社会潮流を踏まえ、以下を後期基本計画の主要課題と位置付け、分野間での連携も図りながら、計画全体で解決のための取組を推進していきます。

①将来の人口変化を見据えたまちづくり

府中市の総人口は、近い将来、減少に転じ、高齢化も加速度的に進むことが予想されています。共助による強いコミュニティづくり、人口構造の変化に対応した公共施設の再編・再配置、人口規模など、長期的な人口変化を見据えた、持続可能なまちの基盤をつくっていく取組が求められます。

②若い世代の出産・子育ての希望をかなえる社会の実現

出生数を増やし、活力あるまちをつくっていくためには、若い世代の出産・子育ての希望をかなえる社会の実現が不可欠となっています。喫緊の課題として、待機児童対策を迅速かつ強力に推進するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実現を図る必要があります。また、子どもの貧困対策や児童虐待など、子どもや家庭をめぐる諸問題は深刻化しており、生活、就労、子育て、保育、母子保健、教育など多様な側面からの対策や、行政と地域の連携による取組による課題解決が求められます。

③学校や保育所と地域との連携の強化

基幹保育所による 6 エリア構想の推進やコミュニティスクールの充実など、府中市のこれまでの取組をさらに発展させることで、若い世代が住み続けたくなるまちづくりを進めることが重要となります。

④新たなにぎわいと活力の創出

府中駅南口再開発事業が平成 29 年度で完了し、今後は、再開発ビルを核にした新たなまちづくり、にぎわいづくりが期待されています。府中駅南口のにぎわいを、中心市街地の活性化、さらにはまち全体の活力の創出に結びつける取組が求められます。また、予定している新たな駅周辺整備を着実に進め、まちの利便性の向上や新たな交流の創出につなげていくことも重要となります。

⑤東京 2020 オリンピック・パラリンピック等を契機としたまちづくり

後期基本計画期間中には、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催が予定されています。これらの大会をまちづくりの好機ととらえ、ボランティア等としての市民の活躍、府中市の魅力や文化の発信、商

業・観光施策との連携による交流とにぎわいの創出、スポーツを通じた健康づくり、など、様々な取組に積極的にチャレンジすることが重要となります。

⑥支援が必要な人への途切れのない支援

市では、障害者、高齢者、出産・子育てをする親、子どもなど、支援を必要とする人に、様々な支援を提供してきました。しかし、年齢を重ねたり、身体の状況や生活様式に変化が生じると、支援体制や制度の狭間で支援が行き届かない事態も生じています。支援を必要とする人への「途切れることのない支援」を図るための体制づくりが求められます。

⑦多様な人材が活躍できる社会の実現

社会の成熟化に伴い、資源としての「カネ」や「モノ」が縮小していく中、地域の発展においては「ヒト」が重要な資源となります。地域には、女性や高齢者をはじめとして、これからの活躍が期待される多くの人材が暮らしています。これらの地域人材の発掘と育成を進め、地域活動の活性化や、新たな地域ビジネスの創出、地域産業の活性化などに結び付けていくことが求められます。また、多様な人材が活躍できる社会を下支えするものとして、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方の実現を図っていくことが重要となります。

⑧公共施設等の老朽化への対応

市が保有する公共施設や都市基盤施設（インフラ）は、高度経済成長期に整備されたものが多く、同時に老朽化が進行しています。そのため、今後、これらの管理、更新等に係る費用は膨大なものとなるものと懸念されます。市財政への影響を緩和するため、長期的な視点に立ち、計画的で効率的なマネジメントを行うことが求められます。首都圏直下型地震等の発生が予想される中、老朽化対策と併せて、防災・減災の視点からの公共施設の管理、更新等の取組が急務となっています。

⑨「対話と協働」の推進

みんなでまちをつくっていくためには、市民と市民、市民と行政との「対話と協働」の推進が不可欠です。前期基本計画期間中に、市民活動拠点の整備や協働の基本方針の作成が行われるなど環境整備が進んだことから、後期基本計画では、これらのもとで「対話と協働」の実践をいかに拡大していくかが重要課題となります。市民にできること、市民と市が協働で取り組むことを広げながら、「みんなで創る笑顔あふれる住みよいまち」の実現を進めることが重要となります。

第４章　施策体系

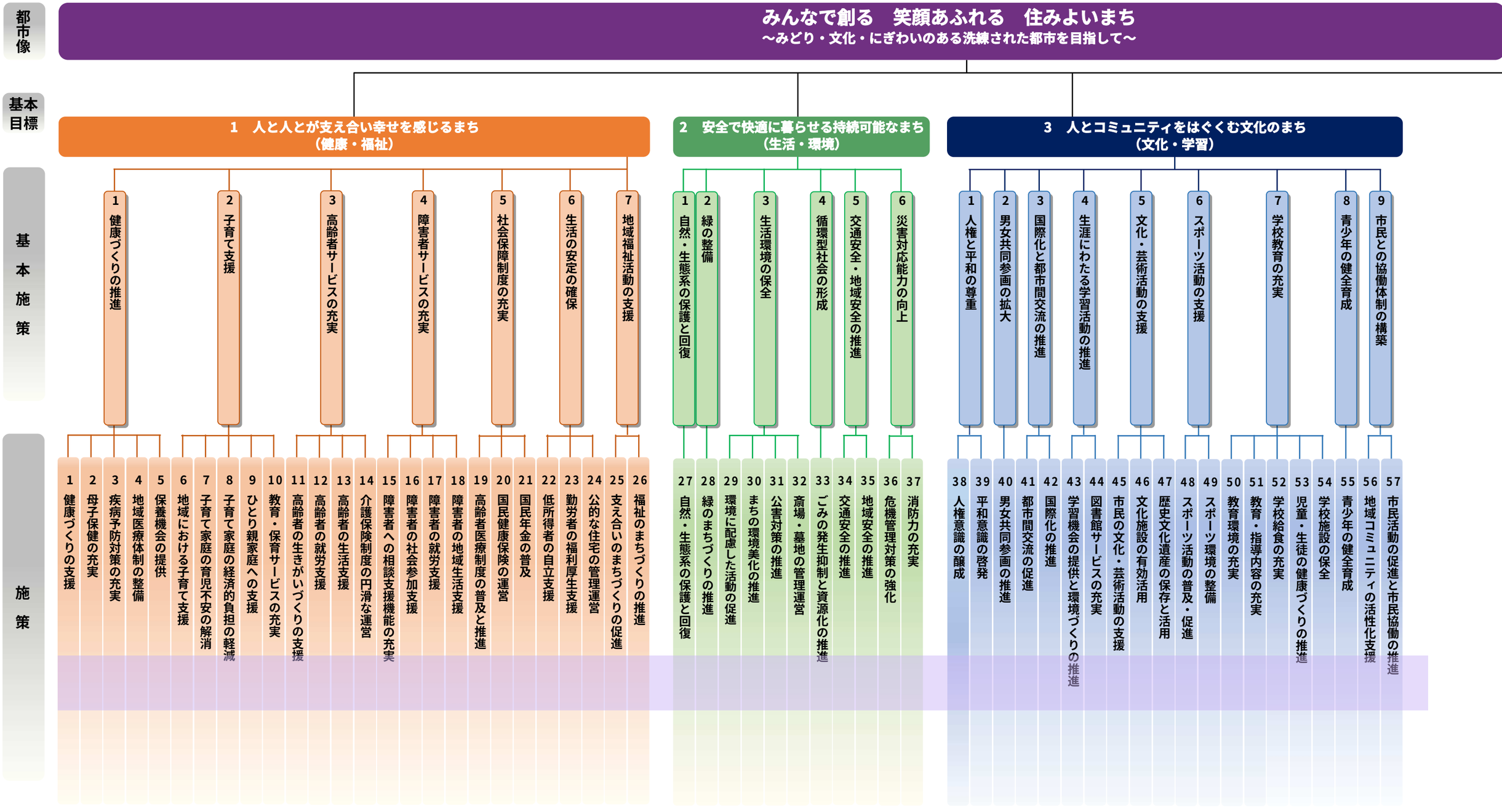
都市像
みんなで創る　笑顔あふれる　住みよいまち
～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～
基本目標
1　人と人とが支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）
2　安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）
3　人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）
基本施策
1 健康づくりの推進
2 子育て支援
3 高齢者サービスの充実
4 障害者サービスの充実
5 社会保障制度の充実
6 生活の安定の確保
7 地域福祉活動の支援
1 自然・生態系の保護と回復
2 緑の整備
3 生活環境の保全
4 循環型社会の形成
5 交通安全・地域安全の推進
6 災害対応能力の向上
1 人権と平和の尊重
2 男女共同参画の拡大
3 国際化と都市間交流の推進
4 生涯にわたる学習活動の推進
5 文化・芸術活動の支援
6 スポーツ活動の支援
7 学校教育の充実
8 青少年の健全育成
9 市民との協働体制の構築
施策
1 健康づくりの支援
2 母子保健の充実
3 疾病予防対策の充実
4 地域医療体制の整備
5 保養機会の提供
6 地域における子育て支援
7 子育て家庭の育児不安の解消
8 子育て家庭の経済的負担の軽減
9 ひとり親家庭への支援
10 教育・保育サービスの充実
11 高齢者の生きがいづくりの支援
12 高齢者の就労支援
13 高齢者の生活支援
14 介護保険制度の円滑な運営
15 障害者への相談支援機能の充実
16 障害者の社会参加支援
17 障害者の就労支援
18 障害者の地域生活支援
19 高齢者医療制度の普及と推進
20 国民健康保険の運営
21 国民年金の普及
22 低所得者の自立支援
23 勤労者の福利厚生支援
24 公的な住宅の管理運営
25 支え合いのまちづくりの促進
26 福祉のまちづくりの推進
27 自然・生態系の保護と回復
28 緑のまちづくりの推進
29 環境に配慮した活動の促進
30 まちの環境美化の推進
31 公害対策の推進
32 斎場・墓地の管理運営
33 ごみの発生抑制と資源化の推進
34 交通安全の推進
35 地域安全の推進
36 危機管理対策の強化
37 消防力の充実
38 人権意識の醸成
39 平和意識の啓発
40 男女共同参画の推進
41 都市間交流の促進
42 国際化の推進
43 学習機会の提供と環境づくりの推進
44 図書館サービスの充実
45 市民の文化・芸術活動の支援
46 文化施設の有効活用
47 歴史文化遺産の保存と活用
48 スポーツ活動の普及・促進
49 スポーツ環境の整備
50 教育環境の充実
51 教育・指導内容の充実
52 学校給食の充実
53 児童・生徒の健康づくりの推進
54 学校施設の保全
55 青少年の健全育成
56 地域コミュニティの活性化支援
57 市民活動の促進と市民協働の推進

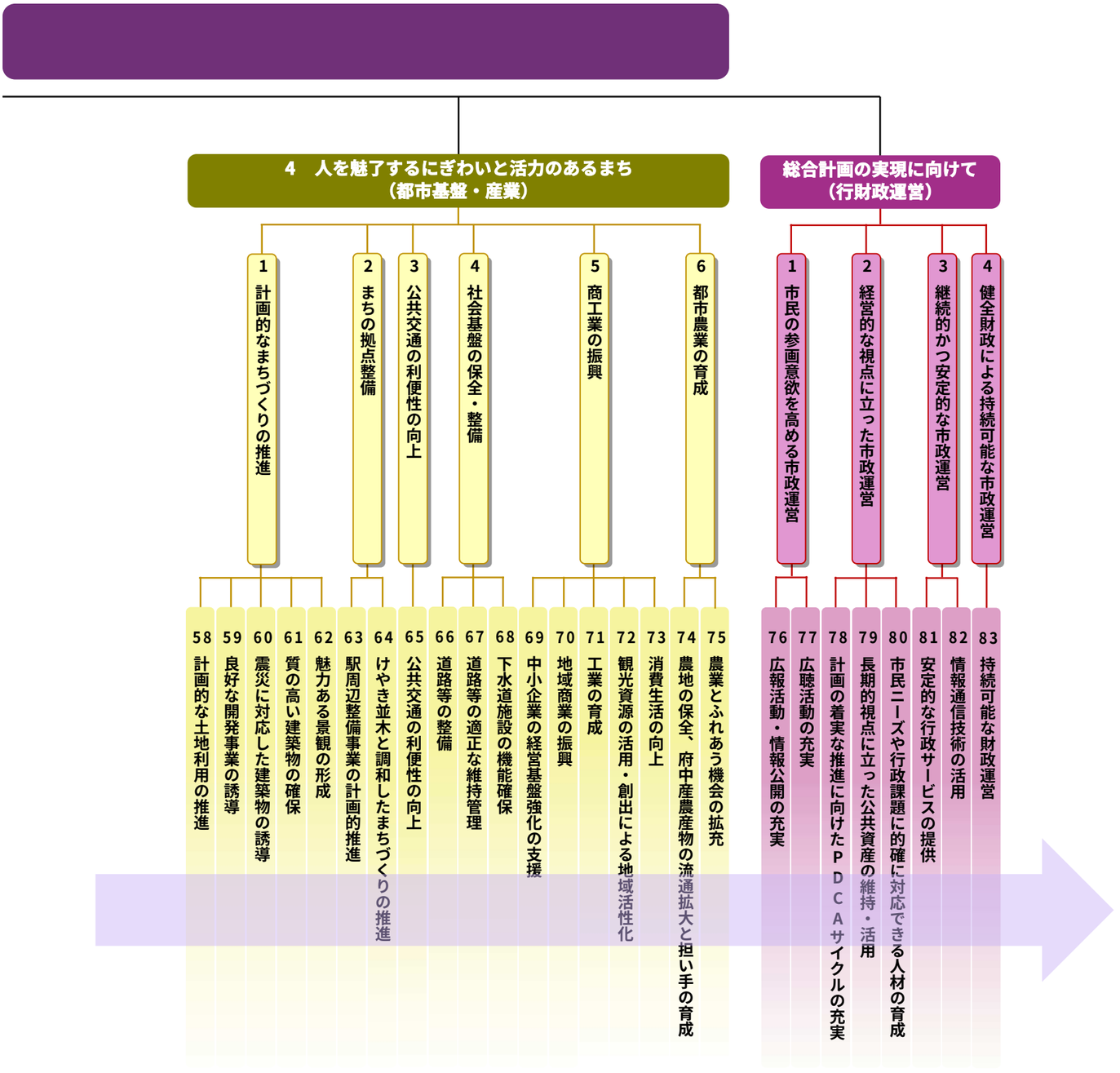

重点プロジェクト

厳しい財政状況や行政需要の多様化といった環境においても、着実に後期基本計画を推進するために、計画期間において重点的かつ優先的に実施すべきテーマを『重点プロジェクト』として設定し、“選択と集中”による効率的な行政運営の指針とします。

また、迅速かつ柔軟に行政課題に対処できるよう、施策体系の枠組みにとらわれず、分野横断的に該当する事務事業や取組をまとめています。

プロジェクト１
市民が主役のまちづくり

プロジェクト２
防災・減災のまちづくり

プロジェクト３
にぎわいのあるまちづくり

プロジェクト４
健康で元気なまちづくり

第５章　重点プロジェクト

１　重点プロジェクトとは

重点プロジェクトとは、基本構想に掲げた「まちづくりの基本理念」の視点や市民と市がともに目指す「都市像」を踏まえ、後期基本計画の計画期間において、重点的かつ優先的に実施すべき事業を分野横断的に位置付けたもので、市のこれまでの施策展開の経過や財政状況、社会の動向などを勘案して選定しました。

重点プロジェクトについては、着実な推進を図るために、分野別の基本計画とは別に、綿密な進行管理を行っていきます。

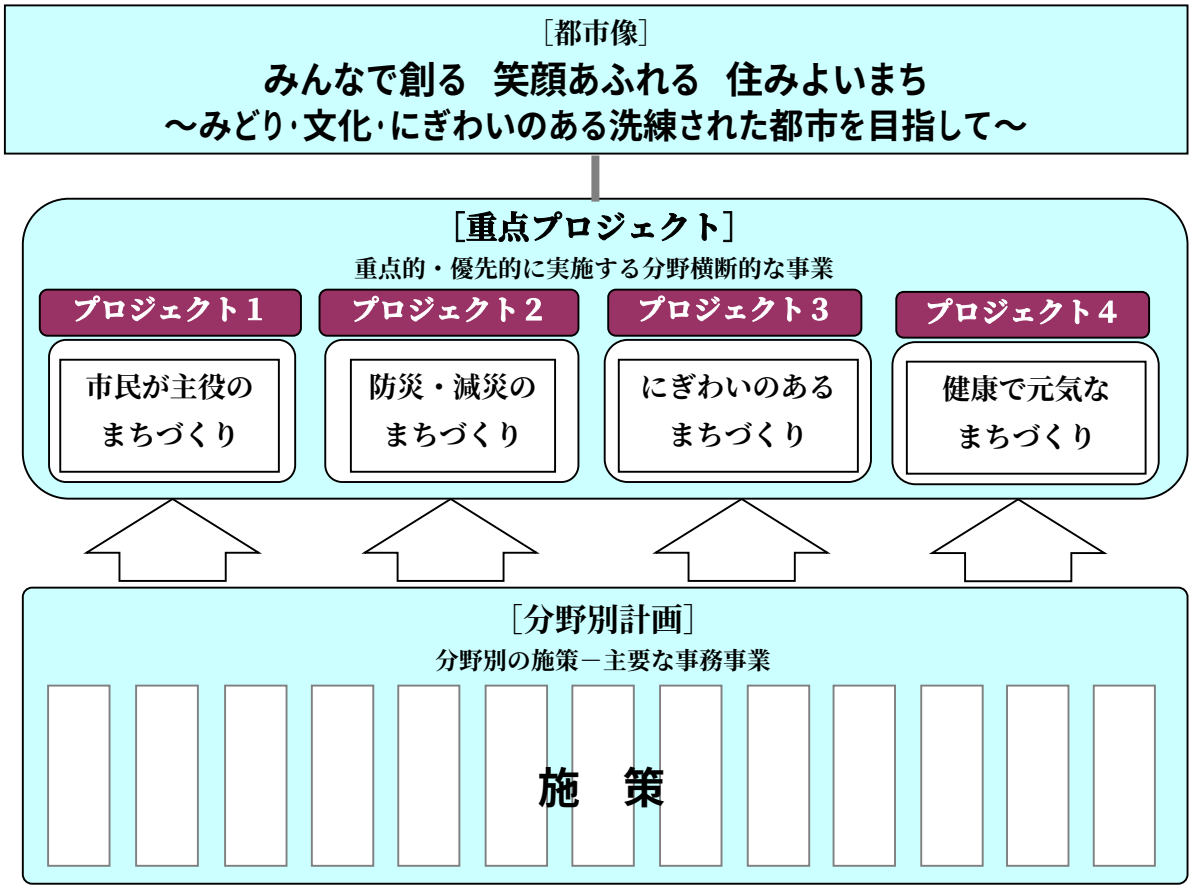

２　重点プロジェクト

■プロジェクト１　市民が主役のまちづくり

基本構想の都市像を実現し、より住みよいまちにしていくためには、市民の力が不可欠であり、特に「協働」の推進が重要となります。「市民の活動の活性化」、「市民と市との対話の拡充」、「市民による、市民が活躍できる環境づくり」の３つの視点からの取組を重点事業として位置付け、「協働の基本方針」の下、市民が主役となったまちづくりを進めます。

重点事業①　市民活動拠点の活用	
前期基本計画期間で整備した市民活動センター等を「市民が主役のまちづくり」の拠点として活用し、市民活動、市民協働及びコミュニティビジネスの活性化を図ります。また、市政情報センター等において、身近な行政サービスやイベントの案内、市政情報の提供などを行い、市民の様々な活動を支援します。	
主要な取組	・市民活動センター管理運営事業　【施策 57】 ・市政情報センターの円滑な運営　【施策 76】

重点事業②　市民と市とのコミュニケーションの進化	
ホームページやメール配信サービス、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）など各種情報媒体の特性を活かした効果的な情報発信・情報収集を行うとともに、前期基本計画期間中にスタートした「市長と語る会」等を通じ、市民と市の対話の場・機会を拡充し、市民と市の顔の見える関係づくりを進めます。	
主要な取組	・各種情報媒体の活用　【施策 76】 ・市長と語る会を通じた対話の機会の拡充　【施策 77】

重点事業③　市民が育てる文化・芸術のまちに向けた環境づくり	
市民や市民団体等の主体的な活動が広がり、本市の特色の一つである文化・芸術分野をはじめとする様々な分野で市民の手によってまちが育つことを目指し、地域での多様な生涯学習の場とそれを還元する「学び返し」の機会を充実させるとともに、地域で活躍できる環境づくりを進めます。	
主要な取組	・生涯学習機会創出事業　【施策 43】 ・市民芸術文化祭運営事業　【施策 45】

【　】は「主要な取組」が分野別計画においてどの施策に位置付けられているかを示す。以下同じ。

■プロジェクト２　防災・減災のまちづくり

首都圏直下型地震等による被害が想定される中、誰もが安心できるまちをつくるために、災害を防ぎ、被害を軽減するための取組の強化が重要となります。「防災拠点となる公共施設の安全性向上」、「地域の防災力向上」、「民間建築物の耐震化」という、「行政」、「地域」、「民間」の３つの視点からの防災・減災の取組を重点事業として位置付け、「災害に強いまち」をつくっていきます。

重点事業①　公共施設の安全対策の推進	
公共施設マネジメントを推進する中で、各公共施設の老朽化を踏まえた安全対策に適切に取り組むとともに、災害発生時には拠点施設となる市庁舎については、耐震化の観点からも着実に新庁舎の建設事業を進めます。	
主要な取組	・公共施設マネジメントの推進　【施策 79】 ・市庁舎建設事業の着実な遂行　【施策 79】

重点事業②　ハード・ソフト両面での地域防災体制の強化	
地域防災計画を踏まえ、避難所となる市立学校などの公共施設への備品等の整備を進めるとともに、他自治体や民間企業等との人的支援・物的支援に係る連携体制の構築により防災体制を強化します。また、前期計画期間中に創設した自主防災連絡会を中心に、自助・共助の理念に基づき、市民が主体的に地域の防災に関わることで地域防災力の向上が図られるよう、自主防災連絡会の活動を支援します。	
主要な取組	・防災資材等整備事業　【施策 36】 ・防災意識啓発事業　【施策 36】

重点事業③　民間建築物の耐震化の促進	
まちの防災・減災にとって重要となる民間建築物に対する取組として、耐震化に向けた普及啓発を図るとともに、木造住宅や特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等への補助を通じて耐震化を促進します。	
主要な取組	・建築物耐震化促進事業　【施策 60】

■プロジェクト３　にぎわいのあるまちづくり

人が集まり交流し、活動することでにぎわいが創出され、まちの活力が高まり、さらにはまちの魅力となって人が集まる好循環が生まれます。「府中駅前の更なるにぎわいの創出」、「駅周辺整備による新たなにぎわいづくり」、「地域の魅力を活かした商業・観光施策による地域活性化」の３つの視点からの取組を重点事業として位置付け、事業者や市民と連携して、地域の魅力を活かしたにぎわいづくりを進めます。

重点事業①　けやき並木を活用したにぎわいの創出	
府中市の中心である府中駅前のにぎわいの創出に向けて、本市のシンボルである「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木」を核としたまちづくりを進めます。けやき並木の一部では樹木の衰退が進んでいることから、保護対策として生育環境の改善を図ります。さらに、周辺の交通環境への対応として宮西町地区の道路整備事業を進めつつ、けやき並木通りの歩行者専用道路化（モール化）を進めて憩いの空間を創出し、周辺地域のにぎわいづくりにつなげます。	
主要な取組	・馬場大門ケヤキ並木保護対策事業　【施策 64】 ・けやき並木周辺整備事業　【施策 64】

重点事業②　駅周辺整備の推進	
ＪＲ南武線及び京王線による地域分断の課題がある分倍河原駅周辺について、駅北側の商業地及び駅前空間の整備を進めます。また、ラグビーワールドカップ 2019 及び東京 2020 オリンピック・パラリンピックを見据え、多磨駅の駅舎改良、自由通路整備を進めます。	
主要な取組	・分倍河原駅周辺整備事業　【施策 63】 ・多磨駅改良整備事業　【施策 63】

重点事業③　地域のにぎわいづくりに向けた商業・観光施策の展開	
前期基本計画期間中に認定を受けた中心市街地活性化基本計画において掲げる各種事業と連携し、中心市街地のにぎわいを創出し、来訪者の増加を図り、商業の活性化につなげます。前期基本計画期間中に整備した府中駅南口の再開発ビルなどを活かし、更なるにぎわいと活力の創出を図ります。また、市内全域に及ぶにぎわいの創出に向けて、地域の魅力を活かしながら、多くの方が訪れたくなる観光施策や地域商店街の活性化につながる取組を展開します。	
主要な取組	・中心市街地活性化基本計画推進事業　【施策 64】 ・商店街振興事業　【施策 70】 ・観光振興事業　【施策 72】

■プロジェクト４　健康で元気なまちづくり

少子高齢社会など社会の成熟化が進む中、まちの将来を担う子どもたちが元気で健やかに育つこと、そして市民一人ひとりが健康で元気に活躍することを支えていく仕組みづくり・環境づくりが、持続可能なまちの基盤をつくる取組として一層重要となります。「子どもが元気で健やかに育つ環境づくり」、「健康意識の醸成や支え合いの仕組みづくり」、「地域に根ざしたスポーツ振興」の３つの視点からの取組を重点事業として位置付け、健康で元気なまちをつくっていきます。

重点事業①　子どもが元気で健やかに育つ環境づくりの促進	
子どもが元気で健やかに育つための環境づくりとして、「6 エリア構想」の下、市立保育所（基幹保育所）を各エリアの拠点とした地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、府中版コミュニティスクールの推進に取り組みます。また、本市の喫緊の課題である待機児童解消に向け、市内における教育・保育の提供体制の整備を計画的に進めます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実現に取り組みます。	
主要な取組	・地域子育て支援事業　【施策 6】 ・利用者支援事業　【施策 2、7】 ・待機児解消事業　【施策 10】 ・学校教育指導向上推進事業　【施策 51】

重点事業②　個人の健康を社会全体で支える仕組みづくり	
市民の健康づくりの意識を高め、ライフステージに応じた健康づくりを地域全体で行うことにより、ソーシャルキャピタル（社会共通資本）を醸成します。また、高齢者が要介護状態や一人暮らしになっても、在宅でいきいきと暮らせるよう、地域での見守りなど支え合いの体制を築くとともに、前期基本計画期間中に設立されたわがまち支えあい協議会の活動を支援し、市民の健康と生きがいを地域社会全体で支える仕組みづくりに取り組みます。	
主要な取組	・健康管理支援事業　【施策 1】 ・高齢者地域支え合い推進事業　【施策 11】 ・地域福祉コーディネーター事業　【施策 25】

重点事業③　地域に根差した「スポーツタウン府中」の発展	
ライフステージやライフスタイルに合わせて、自主的・自発的にスポーツに親しむ「スポーツの生活化」の定着化を図るなど、「スポーツタウン府中」をさらに発展させます。また、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、スポーツへの機運を高めると同時に、スポーツ環境の整備を進めます。	
主要な取組	・市民スポーツ大会等運営事業　【施策 48】 ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会等関連事業　【施策 48、49】

第６章　各施策の取組内容

○各施策の取組内容の見方

この施策についての現状や、市が認識している課題を示しています

市がこの施策で目指している到達点として、将来の市民の皆さんの暮らし・まちの姿などを示しています

「めざす姿」の到達状況を測るもので、基準値、現状値、平成３３年度の目標値を示しています

《基準値》
第６次府中市総合計画がスタートした時点（前期基本計画策定時点）の数値です

《現状値》
後期基本計画策定時点の最新の数値です

１　人と人とが支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）

１　健康づくりの推進

施策１　健康づくりの支援

（１）現状と課題

自らの健康に関心をもつ市民が増え、健康づくりの意識は高まっています。しかし、健診受診後の保健指導の受診率が低い、がん検診受診率が東京都の平均と比較して低いなど、行動としての健康づくりにつながっていない部分も見えており、市民の健康に対する取組の見える化と、それらに伴う適切な支援が必要です。また、子どもの頃からの生活習慣づくりや、定年退職後の健康づくりなど、年代別の生活状況に合った取組の強化に対する社会的な要請が高まっているとともに、こころの健康に対する支援など、新たな課題も顕在化しています。また、市民が健康で質の高い生活を送るうえで口腔の健康が重要な役割を果たしていることは明らかではありますが、その認識が広く市民に浸透しているとは言いがたく、ライフステージに応じた口腔保健の推進が求められています。

これらの市の健康施策に関する課題や多様化するニーズに対してきめ細かに対応するため、分野を超えた政策連携や市民・地域・企業などの健康づくりに関わる多様な主体との連携を進めていく必要があります。

（２）めざす姿

生活習慣病の予防、口腔保健の推進、こころの健康づくりなど健康に関する正しい知識の普及が図られ、ライフステージに沿った健康づくりの啓発や支援が地域全体で行われることによりソーシャルキャピタル※が醸成され、「自らの健康は自らがつくり守る」という認識が高まっています。また、心身に障害や健康上の課題を抱えていても生活の質が高く、いきいきと暮らしています。

※ソーシャルキャピタル（社会関係資本）とは、人と人の絆や地域のつながりにより強化される「信頼」、「規範」、「ネットワーク」などの社会的仕組みを指す概念です。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
健診受診後の保健指導の応募率（%）	特定健診、成人健診後保健指導対象者の保健指導の平均応募率です。増加を目指します。	26.9%（H23年度）	平均30.0%（H26年度）	38.0%
健康づくりの地域活動に参加したことがある市民の割合（%）	地域で開催されている健康づくり活動に参加した、あるいは自ら健康づくり活動を主催している人の割合です。増加を目指します。	—	40.0%	50.0%

「めざす姿」の達成に向けた、市の取組の方向性を示しています

（４）施策の方向性

・市民が、生涯にわたって自分や家族の心身の健康を維持・増進していくことの大切さを認識し、子どもから大人までそれぞれの状況に合った食育の推進による健康的な食生活及び健康づくりを主体的に取り組めるような事業を実施します。
・子どもに対しては生涯を通じた健康づくりについての啓発を、また、大人（特に高齢者）に対しては、医科・歯科の両分野の総合的なフレイル※予防の取組を充実させるなど、それぞれのライフステージに合った啓発や情報提供、多様な健康づくりの機会を増やします。
・分野を超えた政策連携や市民・地域・企業などの多様な主体の活動に対する支援をさらに進め、健康分野の新たな課題に取り組みます。
・市民の心の健康づくりに取り組み、心身の健康維持を図ります。

※フレイル（フレイルティ）とは、加齢に伴い、筋力や認知機能などが低下し、健康障害を起こしやすくなった脆弱な状態をいいます。フレイル（フレイルティ）の段階において、適切に介入すれば、要介護状態に進まずにすむとされており、その予防と対策が重要と考えられています。

後期基本計画で市が取り組む主要な事務事業と、その取組内容を示しています

※一部の投資的経費など、事前に各年度の経費を見込むことが困難な事業は、総事業費の算定から除外しています

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
健康管理支援事業	・生活習慣病の予防、健康増進、健康に関する知識の普及などを目的に講座を実施します。 ・健康に関する個別の相談に常時応じられるように、保健師などの専門職を配置して、面接・電話による相談に応じます。 ・講演会や元気いっぱいサポーターの取組を通して、健康ふちゅう２１を推進します。 ・市民のライフステージに応じた健康づくりを推進するため、健康に関する情報の発信方法の多様化や、学校、市内企業、各種団体などの地域主体による健康づくりの啓発活動を支援します。
自殺対策事業	・自殺対策基本法に基づいて策定した本市の自殺対策計画に則り、市の実情に合った対策を関係機関と連携しながら実施します。 ・実情に合った支援体制を学校教育、青少年育成等の施策と連携しながら構築します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

※「・・・事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

基本構想の「まちづくりの大綱」に記載されている「市民の役割」を基に、この施策で市民の皆さんに期待すること、協働で取り組むことを示しています

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・体の健康とともに、こころの健康についても意識を向ける。
・健康にかかる地域ネットワークの構築を推進する。
・地域による主体的な健康づくり活動や健康づくりに関わるコミュニティビジネスを推進する。

○施策体系の見方

第６次府中市総合計画は、基本構想、基本計画の２階層で構成され、それぞれの中で、都市像をはじめ、基本目標、基本施策、施策、主要な事務事業を示しています。それぞれの関係や内容を体系的に示すと、次のようになります。

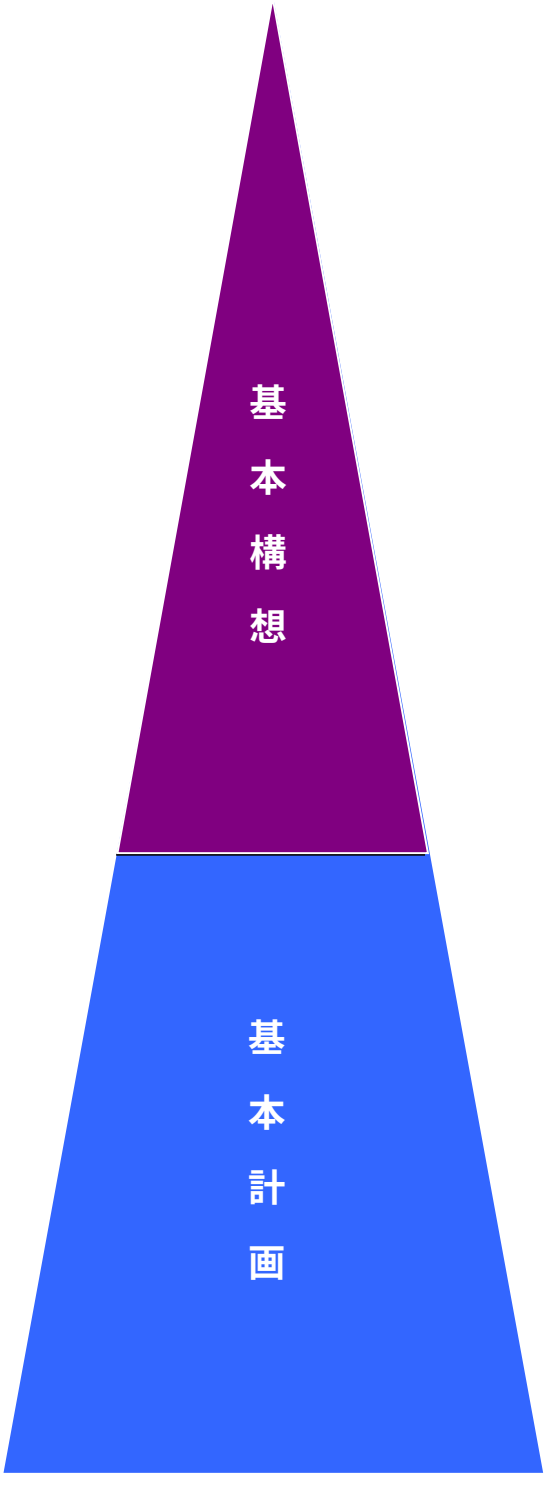

（具体例）

都市像	みんなで創る笑顔あふれる住みよいまち	第６次府中市総合計画における最上位の目標です。
基本目標	１　人と人とが支え合い幸せを感じるまち	都市像を実現するために、４つの基本目標を掲げています。
基本施策	１　健康づくりの推進	各基本目標を実現するための基本的な施策を分野別に示しています。
施策	１　健康づくりの支援	各基本施策を実現するためのより具体的な施策を示しています。
事務事業	健康管理支援事業	各施策を実現するための具体的な事務事業のうち、主要なものを記載しています。

Ⅰ　分野別の施策

1　人と人とが支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）

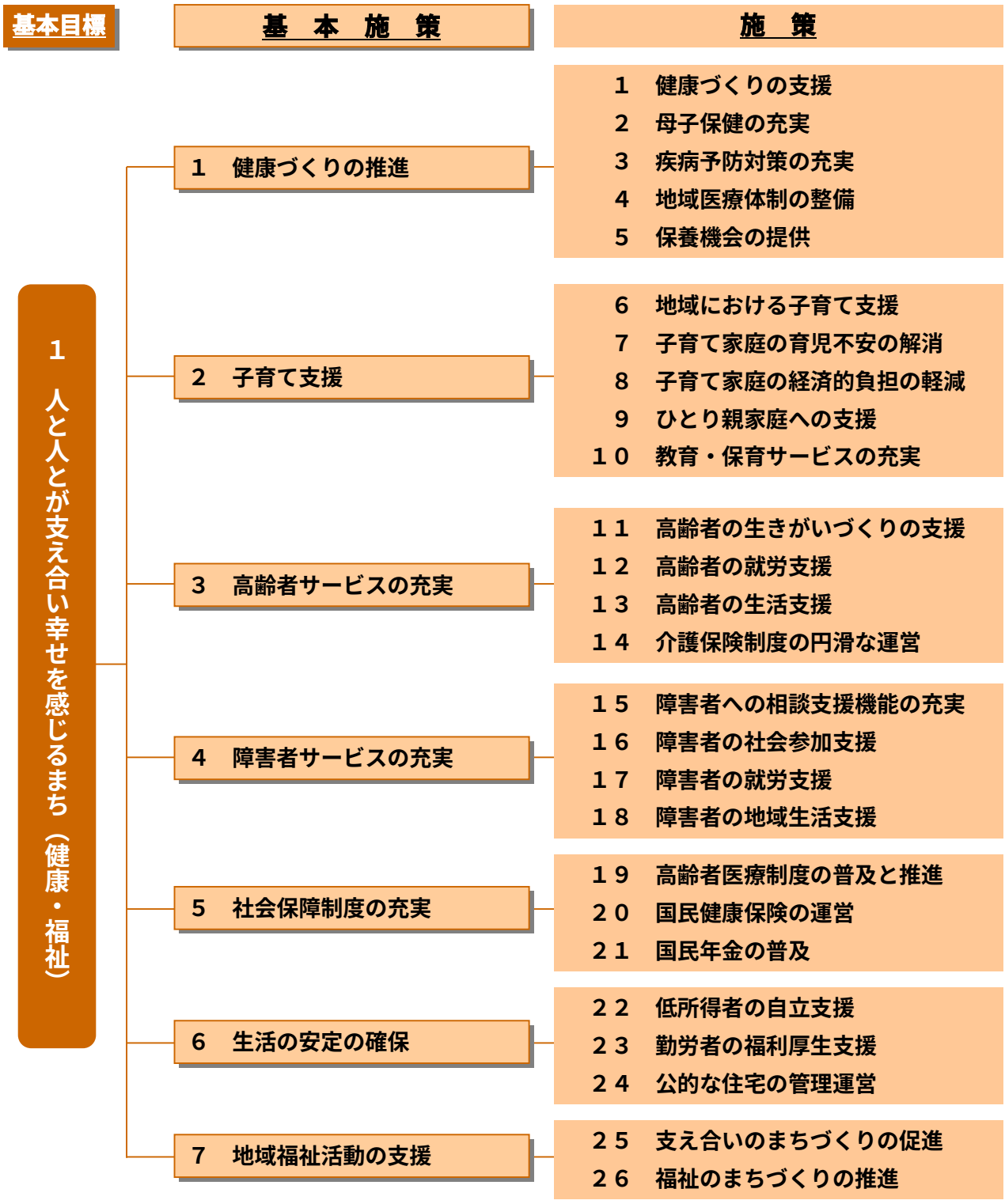

1　健康づくりの推進

施策１　健康づくりの支援

（１）現状と課題

自らの健康に関心をもつ市民が増え、健康づくりの意識は高まっています。しかし、健診受診後の保健指導の受診率が低い、がん検診受診率が東京都の平均と比較して低いなど、行動としての健康づくりにつながっていない部分も見えており、市民の健康に対する取組の見える化と、それらに伴う適切な支援が必要です。また、子どもの頃からの生活習慣づくりや、定年退職後の健康づくりなど、年代別の生活状況に合った取組の強化に対する社会的な要請が高まっているとともに、こころの健康に対する支援など、新たな課題も顕在化しています。また、市民が健康で質の高い生活を送るうえで口腔の健康が重要な役割を果たしていることは明らかではありますが、その認識が広く市民に浸透しているとは言いがたく、ライフステージに応じた口腔保健の推進が求められています。

これらの市の健康施策に関する課題や多様化するニーズに対してきめ細かに対応するため、分野を超えた政策連携や市民・地域・企業などの健康づくりに関わる多様な主体との連携を進めていく必要があります。

（２）めざす姿

生活習慣病の予防、口腔保健の推進、こころの健康づくりなど健康に関する正しい知識の普及が図られ、ライフステージに沿った健康づくりの啓発や支援が地域全体で行われることによりソーシャルキャピタル※が醸成され、「自らの健康は自らがつくり守る」という認識が高まっています。また、心身に障害や健康上の課題を抱えていても生活の質が高く、いきいきと暮らしています。

※ソーシャルキャピタル（社会関係資本）とは、人と人の絆や地域のつながりにより強化される「信頼」、「規範」、「ネットワーク」などの社会的仕組みを指す概念です。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
健診受診後の保健指導の応募率（%）	特定健診、成人健診後保健指導対象者の保健指導の平均応募率です。増加を目指します。	26.9%（H23年度）	30.0%（H26年度）	38.0%
健康づくりの地域活動に参加したことがある市民の割合（%）	地域で開催されている健康づくり活動に参加した、あるいは自ら健康づくり活動を主催している人の割合です。増加を目指します。	―	40.0%（H25年度）	50.0%

（４）施策の方向性

・市民が、生涯にわたって自分や家族の心身の健康を維持・増進していくことの大切さを認識することができるよう、健康に関する知識の普及や意識啓発を行います。また、市民が健康的な食生活及び健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、子どもから大人までそれぞれの状況に合った食育を推進します。

・子どもに対しては生涯を通じた健康づくりについての啓発を、また、大人（特に高齢者）に対しては、医科・歯科の両分野の総合的なフレイル※予防の取組を充実させるなど、それぞれのライフステージに合った啓発や情報提供、多様な健康づくりの機会を増やします。

・分野を超えた政策連携や市民・地域・企業などの多様な主体の活動に対する支援をさらに進め、健康分野の新たな課題に取り組みます。

・市民の心の健康づくりに取り組み、心身の健康維持を図ります。

※フレイル（フレイルティ）とは、加齢に伴い、筋力や認知機能などが低下し、健康障害を起こしやすくなった脆弱な状態をいいます。フレイル（フレイルティ）の段階において、適切に介入すれば、要介護状態に進まずにすむとされており、その予防と対策が重要と考えられています。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
健康管理支援事業	・生活習慣病の予防、健康増進、健康に関する知識の普及などを目的に講座を実施します。 ・健康に関する個別の相談に常時応じられるように、保健師などの専門職を配置して、面接・電話による相談に応じます。 ・講演会や元気いっぱいサポーターの取組を通して、健康ふちゅう２１を推進します。 ・市民のライフステージに応じた健康づくりを推進するため、健康に関する情報の発信方法の多様化や、学校、市内企業、各種団体などの地域主体による健康づくりの啓発活動を支援します。
自殺対策事業	・自殺対策基本法に基づいて策定した本市の自殺対策計画に則り、市の実情に合った対策を関係機関と連携しながら実施します。 ・実情に合った支援体制を学校教育、青少年育成等の施策と連携しながら構築します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・体の健康とともに、こころの健康についても意識を向ける。
・健康にかかる地域ネットワークの構築を推進する。
・地域による主体的な健康づくり活動や健康づくりに関わるコミュニティビジネスを推進する。

1　健康づくりの推進

施策２　母子保健の充実

（１）現状と課題

母子の健康管理と乳幼児の健全育成のため、乳幼児の各種健診事業や訪問、相談、各種教室などによる保健指導や定期予防接種を実施していますが、望まない妊娠、身近な相談相手や協力者の不在、育児の不安など、妊娠期から支援を要する母子が増えています。子どもの健全な成長発達を促すことや、児童虐待防止の観点からも、支援を要する妊婦を早期に把握し、妊娠期から子育て期まで継続的な支援につなげる体制の充実が求められています。

支援にあたっては、全ての子育て家庭に適切な情報提供を行うこと、関係機関が連携して対応することが重要です。さらに母子保健事業の推進にあたって、子育て経験のあるボランティアの協力を得るなどの取組を充実させることが課題です。

（２）めざす姿

妊娠期からの継続的な支援により、安心して出産･育児に臨むことができています。

出産後は、母子の保健指導や健康診査を通じて、母子ともに健康が保持増進されるとともに、母親が育児にいきいきと取り組み、乳幼児が心身ともに健やかに育っています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
乳幼児健診の受診率（%）	市が実施する3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の平均受診率です。増加を目指します。	95.8%（H23年度）	96.5%（H27年度）	100.0%
定期予防接種の接種率（%）	予防接種法に基づく乳幼児の定期予防接種の平均接種率です。増加を目指します。	86.2%（H23年度）	92.2%（H27年度）	95.0%
新生児訪問の実施率	市が実施する新生児訪問の対象者に対する訪問実施率です。増加を目指します。	―	86.1%（H27年度）	99.0%

（４）施策の方向性

・子どもの健全育成に大きく影響を与える母親への健康支援や、子どもに対する健診事業や予防接種事業等が円滑に行われるよう、協力医療機関や保健所等の関係機関との連携を強化し充実を図ります。
・母子保健衛生や子育てに関する情報発信や男性も参加できる講座の実施などにより、父親も母親も安心して育児に取り組むことができるよう支援します。
・妊娠期から子育て期まで継続的に支援する体制の充実を図ります。
・乳幼児の発達を支援する体制の充実を図るとともに、関係機関や専門機関との連携をより推進します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
母子健康づくり支援事業	・乳幼児の適切な時期に各種健診を行い、発育と発達、疾病の早期発見と早期治療につなげ、保健指導を行います。 ・妊婦健康診査の公費負担により、妊娠期の健康管理の充実を図ります。
乳幼児予防接種事業	・感染の恐れのある病気の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施します。
利用者支援事業	・妊娠の届出をした妊婦に保健師等が面接を行い、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない情報提供、相談支援を行います。 ・地域の関係機関とのネットワークを充実させ、支援プランを作成します。
乳幼児発達支援事業	・乳幼児健診において発達面で支援が必要とされた親子を対象として、子どもの発達と親子の関わりを支援する講座を実施します。 ・育児に不安を感じている保護者を対象とした親子グループ活動の充実を図ります。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・地域ぐるみで子育て中の家庭を支援する。
・母子保健に関する意識を高め、育児不安など相談しやすい環境をはぐくむ。
・子育て経験を生かし、子育て支援ボランティアに積極的に参加する。

1　健康づくりの推進

施策３　疾病予防対策の充実

（１）現状と課題

市では、国民健康保険加入者が受診する特定健康診査、後期高齢者医療健康診査のほか、成人健康診査、若年層健康診査を実施していますが、健診の種類によっては健診受診率が低く、疾病の予防対策としての効果を期待するのは難しいのが現状です。また、がん検診の受診率は東京都の平均受診率と比較すると低いことから、早期発見・早期治療の重要性をさらに周知していく必要があります。

また、新型インフルエンザ等の新興感染症の予防について体制を整備する必要があります。

（２）めざす姿

各種健（検）診事業を通して、生活習慣病やがんをはじめとした疾患などの早期発見の機会が提供され、結果に応じて医療機関への受診などの必要な保健指導が行われています。

国や都との連携により、新興感染症の予防体制が整備されるとともに、市民に対する適切な情報発信が行われています。

また、市民一人ひとりが健康管理に関する正しい知識や、自身の健康状態を把握し、自分らしい充実した生活を送っています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
定期健（検）診の受診率（%）	特定健診、後期高齢者医療健診、成人健診、若年層健診など、市が実施する健診の平均受診率です。増加を目指します。	25．6%（H23年度）	28．7%（H27年度）	30．0%
がん検診の受診率（%）	市が実施するがん検診（根拠法に基づいて実施している、胃・子宮頸・乳・大腸・肺がん検診の受診率の平均）の平均受診率です。増加を目指します。	—	13．2%（H27年度）	18．5%
成人歯科健康診査の受診率（%）	健康増進法に基づく年齢対象者（年度末年齢40，50，60，70歳）の成人歯科健康診査の受診率です。増加を目指します。	—	14．2%（H27年度）	15．5%

（４）施策の方向性

・健診事業・がん検診事業については、その効果や重要性が広く認められており、定期的な受診に結び付けていくため、今後さらに周知に努めます。
・医療機関や検査機関などの協力の下、実施体制を充実し、事業の質の向上や維持に努めるとともに、より多くの市民に受診機会を提供します。
・がん検診の受診率向上のため、申込方法の改良や情報提供の充実を図り、受診環境の整備を進めます。
・新興感染症の各種行動計画を必要に応じて見直すとともに、発生時を想定した訓練を実施するなど、必要な体制整備を行います。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
健康診査事業	・生活習慣病の予防のため、成人健康診査や若年層健康診査などを実施します。
各種疾病検診事業	・健康増進法に基づき、胃・子宮頸・乳・大腸・肺がん検診を実施します。
歯科健診事業	・歯の喪失の防止、歯と口腔の機能保持を推進するため、成人歯科健康診査（歯周病検診を含む。）を実施します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・定期的な健（検）診受診が重要であることを認識し、健康応援ガイドなどを活用して自らの受診スケジュールを管理できるようになる。
・市民、医師会等の関係機関及び市で協力し、災害、新興感染症発生を想定した訓練を実施する。

1　健康づくりの推進

施策４　地域医療体制の整備

（１）現状と課題

一般医療機関が休診時の応急医療機関としての休日・夜間診療の重要性は高くなっています。また、「かかりつけ」の医療機関・歯科医療機関、さらには薬局※1の定着を促進するため、市内医療機関等に関する情報提供を充実させる必要があります。

また、高齢化の進展とともに、在宅療養へのニーズが高まっており、環境の整備が求められています。

さらに、災害発生時に適切な医療サービスを提供するため、市内だけでなく、二次医療圏※2内においても関係機関との人的支援・物的支援に係る協力・連携体制の強化を図っていく必要があります。

※１　「かかりつけ薬局」とは、複数の医療機関から薬の処方箋を受ける場合、薬の重複使用や飲み合わせによる副作用を防止するなどの観点から、いつも決まった１か所の調剤薬局を利用することが推奨されており、この薬局のことを「かかりつけ薬局」と言います。

※２　二次医療圏は、医療法第３０条に基づき、一般的な医療サービスの確保を都道府県が計画的に図るための単位として定められています。東京都では、都保健所の管轄地域を二次医療圏とし、府中市は、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、狛江市とともに東京都北多摩南部医療圏に属しています。

（２）めざす姿

市民は、「かかりつけ」の医療機関・歯科医療機関、さらには薬局をもつことが定着するとともに、休日・夜間や災害発生時などにおいても適切な医療サービスを受けることができる体制が整い、市民が地域で安心して医療サービスを受けることができています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合（%）	市民意識調査により把握します。増加を目指します。	42.7%（H23年度）	73.0%（H27年度）	65.0%
保健センターでの休日・夜間診療の実施率（%）	医師会などの協力の下、休日・夜間の診療が行われている日の割合です。休日・夜間の受診が現状の１００％を維持します。	100.0%（H23年度）	100.0%（H27年度）	100.0%

（４）施策の方向性

・市内医療機関等に関する所在地、診療科目、診療時間等に関する情報提供を充実させ、「かかりつけ」医療機関・歯科医療機関・薬局の定着促進を図ります。
・国や東京都、医師会等と連携しながら、在宅療養の取組を充実させます。また、健康意識を高めるための環境整備や啓発活動を行うとともに、医療・介護連携の仕組みづくりを推進します。
・休日・夜間や災害発生時などにおいて、適切な医療サービスを提供することができるよう、関係機関との人的支援・物的支援に係る協力・連携体制の強化を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
休日・夜間診療事業	・保健センターで休日・夜間診療を実施します。
災害時医療体制等の整備	・災害時の市内の医療体制を医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携の下に整備します。 ・国の広域災害救急医療情報システムを活用した災害発生時の情報収集・情報発信体制を強化します。 ・助産師会との協定により、災害時の母子支援体制を強化します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・「かかりつけ」医療機関・歯科医療機関・薬局と、災害時に備えるべき常備薬や、いざというときのための健康管理などについて相談し、備蓄等の対応をする。
・災害時の母子支援体制の強化に向け、市民目線の意見を市に伝える。

1　健康づくりの推進

施策５　保養機会の提供

（１）現状と課題

姉妹都市である佐久穂町に、市民と姉妹都市・友好都市の住民の保養の場として、市民保養所「やちほ」を設置し、指定管理者制度により管理運営をしています。平成２６年度に大規模改修を実施し、より快適に保養できる施設としましたが、さらに多くの方に利用いただけるよう、効果的なＰＲや利用者のニーズにきめ細かく対応したサービスの提供が必要となっています。

（２）めざす姿

魅力ある市民保養所の運営に努め、市民に保養の場を提供することにより、心身のリフレッシュや健康増進が図られています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
保養所の利用率 (%)	保養所の利用人数を年間利用可能定員数で除した数です。増加を目指します。	34．5% (H23年度)	33．9% (H27年度)	43．8%
保養所の稼働率 (%)	保養所の利用部屋数を年間利用可能部屋数で除した数です。増加を目指します。	41．2% (H23年度)	41．5% (H27年度)	46．5%

（４）施策の方向性

・市民保養所「やちほ」の効果的な運営と利用者へのサービス向上を図ります。また、佐久穂町と協働して、地域の特性を活かした自主事業の実施や積極的なＰＲ活動を展開することで、利用者の拡大を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
やちほ管理運営事業※	・市民保養所「やちほ」の効果的な運営と利用者へのサービス向上を図っていきます。また、指定管理者に対して、市民サービスの提供や事業展開、施設の適正な管理について確認・指導を行っていきます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　　億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・保養施設を利用し、心身のリフレッシュや健康増進を図る。
・姉妹都市佐久穂町との協働活動や交流事業を通じ、相互理解を深める。

2　子育て支援

施策６　地域における子育て支援

（１）現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化、子どもの貧困問題など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。家庭や地域における子育て機能の低下が懸念される中、子ども家庭支援センターや各保育所等では、在宅で子育てをする家庭を対象に、子育てひろばや園庭開放などの親子交流活動や子育て相談事業を実施し、子育て中の保護者の孤立化の防止や育児に係る負担感の軽減を図っています。また、市の保育士やボランティアが実施する子育てひろばとして、文化センター等の施設を活用し、身近な地域で親子が気軽に集い、交流できる場を提供しているほか、子育てひろば活動を実施する団体への活動の支援や子育てに関する講座・イベント等を実施しています。

地域の様々な人材や団体、施設などの社会資源との連携や協働を図り、地域全体で子ども・子育てを支える環境づくりを進めるとともに、その取組がより効果的・効率的に機能していくよう、地域における子育て支援体制を再構築することが必要となっています。

（２）めざす姿

身近なコミュニケーションの場において地域と子育て家庭が日常的にふれあうことにより、地域全体で子ども・子育てを支えていく意識が形成されています。親子が孤立化することなく、安心して出産し、子育てできる環境が地域に整っています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
子育てひろば事業実施箇所数（か所）	子育てひろば事業の実施箇所数です。増加を目指します。	―	11か所（H27年度）	16か所

（４）施策の方向性

・地域の様々な人材や団体、施設などの社会資源との更なる連携や協働を図りながら子育てひろば事業等を実施し、気軽に親子が交流できる機会を提供します。また、子育てひろば等において子育てに関する講座やイベントを実施し、地域で子ども・子育てを支えていく意識を醸成するための取組を進めます。
・「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づく６エリア構想の下、市立保育所（基幹保育所）を各エリアの拠点として、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
子育てひろば等活動事業	・子ども家庭支援センター等での子育てひろば事業や、市民のボランティアによる子育てひろば事業等について、市立保育所（基幹保育所）の地域子育て支援機能充実の動向と歩調を合わせて市全体の提供体制のバランスに配慮して実施します。 ・子育てひろば等において様々な人材・団体と連携して講座やイベント等を実施し、地域で子ども・子育てを支えていく意識を醸成します。
地域子育て支援事業	・市の保育士への相談や保護者同士の情報交換、親子の交流ができる場を提供するひろば事業を実施します。 ・市立保育所（基幹保育所）を各エリアの拠点として、アウトリーチ*型の事業展開も含め、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

※アウトリーチとは、公的機関、公共的施設などが行う地域への出張サービスをいいます。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・子育てしやすい地域環境をつくるために、親子で交流できる子育てひろば事業等に積極的に参加するなど、市民同士で交流することで、地域のつながりを強める。
・地域全体で子ども・子育てを支えていくという意識をもって、地域で子育て支援に関わっていく。
・市・事業者・家庭等でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識を醸成し、安心して子どもを産み育てられる環境を整える。
・子育てについて市民が支え合うことができるよう、関係団体・事業者・市などによる情報連携を充実させるためのネットワークづくりを推進する。

2　子育て支援

施策７　子育て家庭の育児不安の解消

（１）現状と課題

出産や子育ての支援に関する情報については、子育てサイトやメール配信、子育て情報誌などの多様な媒体を活用して提供していますが、子育て家庭の孤立化や育児不安が児童虐待の一因とも言われるため、子育て世代間で情報格差が生じないよう、今後も情報提供を工夫して進めていく必要があります。

一方、子育てに関する相談については、子ども家庭支援センター「たっち」で相談員が対応していますが、相談件数は年々増加しています。中でも、複数の問題を抱える家庭は深刻な状況に置かれており、地域全体でいかに支援していくかが重要な課題となっています。

保護者が一人で悩みや不安を抱え込むことがないよう、また支援が必要な家庭へ早期に支援の手が届くよう、子育てに関する情報入手や相談を身近な地域で気軽にできる環境づくりを進めるとともに、関係機関が連携し、妊娠期から子育て期まで包括的・継続的な支援を行う体制の充実を図っていくことが求められます。

（２）めざす姿

身近な地域で子育てに関する情報の入手や相談がしやすい環境が整備されることにより、子育て中の保護者、妊婦の抱える子育てへの不安や精神的な不安が緩和・解消されるとともに、児童虐待が予防され、その重篤化が未然に防がれています。

（3）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
児童虐待により入院及び死亡した件数（件）	児童虐待により、入院や死亡した件数です。児童虐待の重大事案の発生は未然に防止しなければならないものなので、0件を維持します。	0件（H23年度）	0件（H27年度）	0件
市民に対する児童虐待防止の普及・啓発活動を行った回数（回）	児童虐待を防止するため、市民に対して普及・啓発活動を行った回数です。定期的かつ継続的に活動を行い、関係機関や市民の意識を高めていく必要があるため、現状値の4件を維持しつつ、必要に応じて活動回数を増加します。	1回（H23年度）	4回（H27年度）	4回
産前産後家庭サポート事業の新規登録世帯数（世帯）	妊娠中や出産後に支援が必要な家庭に援助員を派遣する産前産後家庭サポート事業の新規登録世帯数です。増加を目指します。	―	224世帯（H27年度）	260世帯
安心して出産し、子育てできると感じている市民の割合（%）	市民意識調査により把握します。増加を目指します。	41.1%（H23年度）	50.3%（H27年度）	55.0%

（4）施策の方向性

・子育てサイトやメール配信、子育て情報誌などの多様な媒体を活用し、子育てに関する情報提供を行います。

・子ども家庭支援センターを中心に、気軽に子育ての相談ができる場所を設け、引き続き育児不安の解消に努めるとともに、関係機関との連携をさらに深め、支援が必要な家庭に対してきめ細やかな支援を行っていくことで、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、重篤化の防止を図ります。

・複数の問題を抱える家庭や児童虐待の困難事例等の増加に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、研修参加等により職員の専門性を高めることで、相談体制の充実を図ります。

・子育てに関する情報提供や子育て支援事業の利用に係る相談・支援等を身近な地域において行う利用者支援事業を拡充するとともに、子ども家庭支援センターや市立保育所（基幹保育所）、保健センター等を拠点とした地域連携機能を強化することにより、妊娠期から子育て期まで包括的・継続的に支援する体制の充実を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
児童虐待防止事業	・子育てに関わる関係機関との連携をさらに深め、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、重篤化の防止を図ります。また、児童虐待防止に関する普及啓発への取組を進めます。
育児不安解消支援事業	・子育てに悩む家庭や、出産前後で家事や育児の支援が必要な家庭への訪問サービス、子育てに関する情報の提供やプログラムの実施など、きめ細やかな支援により育児不安の解消を図ります。
子どもと家庭の総合相談事業	・子ども家庭支援センターでの子どもと家庭の総合相談を継続して実施します。
利用者支援事業	・子育て家庭が各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用に係る相談、情報提供等の支援を行います。また、利用者支援機能の充実と実施箇所の拡大に向けた取組を進めます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・一人ひとりの子どもを愛情をもって見守る。
・身近な地域で積極的に情報を収集し、また親同士で情報交換を行うなど、子育てに関する情報へのアンテナを張る。
・市・地域のＮＰＯ法人・子育て経験者等が協働で、育児不安を解消するための相談・訪問事業等を行う。

2　子育て支援

施策８　子育て家庭の経済的負担の軽減

（１）現状と課題

子育て世帯の経済的負担を軽減し、家庭における生活の安定に寄与するとともに、子どもの健全な育成及び資質の向上に資することを目的に、中学校３年生までの児童※がいる家庭を対象として児童手当を支給しています。また、本市では、児童への医療費助成については、所得に関係なく、中学校３年生までの児童を対象に助成を行っており、近隣他市と比較しても充実した内容となっています。

若い世代において理想の数だけ子どもがもてない状況があり、子育てにかかる経済的負担がその大きな理由とされる中で、子育てに係る経済的負担の軽減は大きな課題です。今後も引き続き国や都の動向を注視し、情報を収集しながら、適切に対応することが必要となります。

※「中学校３年生までの児童」とは、１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの児童としています。

（２）めざす姿

子育て中の家庭に対し、手当の支給や医療費を助成することで、経済的負担が軽減され、市民が安心して出産し、子育てできる環境となっています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
府中市の合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します。人口動態統計により把握します。増加を目指します。	1.35 (H23年)	1.44 (H27年)	1.45

（４）施策の方向性

・児童手当の支給及び医療費の助成を引き続き行い、子育て中の家庭に対し、経済的な支援を行います。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
児童手当支給事業	・国の動向に注視しつつ、適正に児童手当を支給します。
子育て家庭医療費等助成事業	・引き続き義務教育修了前の児童について、保険診療の自己負担分を助成します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・市の取組に関心をもち、国や都の子育て支援施策の見直し等の変更があった場合には、適切に対応する。
・民生委員・児童委員・市で連携を深め、経済的支援が必要な家庭について情報を把握する。

2　子育て支援

施策９　ひとり親家庭への支援

（１）現状と課題

離婚の増加などの様々な要因により、ひとり親の世帯数は増加傾向にあります。市民意向調査によると、ひとり親家庭の親の４割以上がパート・アルバイト雇用などの非正規の仕事に就いているとの結果となっており、ひとり親家庭においては、子育て、住まい、就労、収入などの観点から生活をどのように設計するかが大きな課題となっているものと考えられます。そのような中、適切な相談などのサポートを得ることで心身の健康を保つことが大切となります。

ハローワークとの連携による資格の取得を含めた就業支援をはじめ、自立に向けた各種相談窓口や支援制度の周知をさらに推進することで、安定した収入を得るための就労を促し、生活の安定を図るとともに、心身の健康を維持するための取組が求められています。

（２）めざす姿

ひとり親家庭が、個々の実情に即した各種手当や相談、ホームヘルプなどのサービスを活用しながら生活力を向上させ、安定した就労と収入により、経済的に自立し、心身ともに健康な生活を営んでいます。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
ひとり親家庭ホームヘルプサービスの登録世帯数（世帯）	ひとり親家庭への日常生活の世話等必要なサービスを行うホームヘルパーの派遣を希望する登録世帯数です。増加を目指します。	87世帯（H23年度）	85世帯（H27年度）	105世帯
児童扶養手当受給者のうち就労している世帯の割合（%）	児童扶養手当受給者のうち就労に関する証明を出した世帯の割合です。ひとり親家庭への自立へ向けた支援が充実すれば、就労する受給者の割合が増えることになります。増加を目指します。	79.8%（H23年度）	86.0%（H27年度）	90.0%
ひとり親家庭自立支援事業の対象者数（人）	資格取得の支援や就労支援の事業の利用者数です。増加を目指します。	－	17人（H27年度）	23人

（４）施策の方向性

・ひとり親家庭に各種手当の支給及び医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を行います。
・就業につながる資格取得のための支援やハローワークと連携した就業支援を行い、経済的な自立を促すほか、日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭にホームヘルパーを派遣し、安定した生活が維持できるよう支援します。
・ひとり親家庭が経済的に自立し、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、様々な相談に応じるとともに、各種情報提供を行います。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
ひとり親家庭対象手当支給・医療費助成事業	・国・都の動向を注視しつつ、適正に手当の支給及び医療費の助成を行います。
ひとり親家庭自立支援事業	・ひとり親家庭に対して、資格取得の支援や就業支援、ホームヘルパーの派遣等の自立に向けた支援を行います。
ひとり親家庭自立支援相談	・ひとり親家庭からの相談に応じ必要な情報提供や支援を行い、自立を促します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・市の取組に関心をもち、相談窓口を利用するなど情報収集に努める。
・自立に向けて就労意識を高める。
・民生委員・児童委員・市で連携を深め、ひとり親家庭対象の手当支給や医療費助成を適正に行う。

2　子育て支援

施策１０ 教育・保育サービスの充実

（１）現状と課題

増加する保育需要に適切に対応するため、新たな保育所・分園の開設や定員増などの取組を積極的に進めてきましたが、女性の就労意向の変化や転入者の増加等による保育需要の増加により、待機児童を解消するに至っていません。今後も保育需要の増加傾向が続くと見込まれる中、待機児童対策は、本市の喫緊の課題となっています。一方、ライフスタイルや働き方の多様化を背景に、一時預かり・定期利用保育、病児保育、教育施設における教育などの教育・保育サービスへの保護者のニーズは多様化しています。

今後は、待機児童の早期解消を図るとともに、保護者に教育・保育サービスについて多様な選択肢を提供することができるよう、市内における教育・保育の提供体制の整備を計画的に進める必要があります。

（２）めざす姿

働きながらの子育てなど様々な家庭の事情に対して、多様な教育・保育制度が質・量ともに整い、子どもを安心して生むことができ、子どもたちがいきいきと心身ともに健やかに育っています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	33年度 目標値
保育所入所待機児童数（人）	４月１日時点において、認可保育所の入所要件を満たし、入所の申込みをしているが、認可保育所等に入所できない児童の数です。待機児童の解消を目指します。	１８２人 （Ｈ２４年度）	２９６人 （Ｈ２８年度）	０人

（４）施策の方向性

・子育て家庭に必要な保育サービスを提供するため、地域における将来的な就学前児童人口とニーズ量を踏まえ、既存施設の有効活用等のソフト面の手法と施設の整備等によるハード面の手法により、保育サービス量の拡充に取り組みます。
・私立保育園の整備を行うほか、幼稚園と保育所の両方の良さを併せもつ認定子ども園や、少人数の３歳未満児を保育する家庭的保育事業等の地域型保育事業の整備についても検討しながら早期に待機児童の解消を図ります。
・教育・保育の質を確保し、教育・保育施設等を安心して利用できる環境にするための巡回支援や研修を実施するほか、幼・保・小の連携に向けた取組を進めます。
・多様な主体の協力を得ながら、延長保育時間の拡大、休日保育、一時預かり・定期利用保育、病児保育などの保育サービスの充実に努めます。
・市立保育所が拠点となり、地域支援の仕組みづくりや保育所の役割・機能について研究し、市民が安心して子育てできる環境づくりを進めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
私立保育所等給付・運営支援事業	・子ども・子育て支援新制度に基づく保育給付を適正に行います。 ・延長保育時間について利用者ニーズに対応し適切な支援を行います。 ・一時預かり・定期利用保育については市内の認可保育所等に働き掛け、実施施設の増加を目指します。
私立幼稚園等給付・通園支援事業	・子ども・子育て支援新制度に基づく教育給付を適正に行います。 ・国・都等の補助金を活用して、園児保護者の負担軽減を図ります。
待機児解消事業※	・認可保育所等の保育施設の整備を行うとともに、多様な教育・保育サービスの提供体制を整え、早期に待機児童の解消を図ります。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・地域との協働による見守りや子育て中の家庭への支援活動に参加する。
・地域の子育てネットワークの充実を図る。
・民間事業者と市は連携を強化し、多様な保育サービスを提供する。

3　高齢者サービスの充実

施策１１　高齢者の生きがいづくりの支援

（1）現状と課題

近年の高齢者は、健康で活動的な方が多いため、多様化するライフスタイルに応じた、高齢者が生きがいをもって活躍できる環境づくりが求められています。

一方、地域社会のつながりが希薄化する中、高齢者等の孤立化が憂慮されており、本市においても、急増する高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯などへの支援策の構築が急務となっています。

このため、高齢者のニーズを的確に把握し、健康と生きがいづくりに資する環境整備に努めることはもちろんですが、元気な高齢者には地域における支え合いの体制づくり、地域づくりを推進する中でも活躍してもらえるような取組を進める必要があります。

（2）めざす姿

元気な高齢者が、それぞれ培った知識や経験、技術を活かしながら、地域の一員としてサービスやボランティア活動の担い手として活躍しています。また、これらの元気な高齢者を中心として、地域における支え合いの体制が構築されています。

（3）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
老人クラブへの加入率 (%)	65歳以上の市民のうち、老人クラブに加入している人の割合です。近年、加入率が低下傾向にありますが、現状維持を目指します。	―	11.2% (H28年度)	11.2%
シルバー人材センターへの入会率 (%)	65歳以上の市民のうち、シルバー人材センターに加入している人の割合です。近年、加入率が低下傾向にありますが、現状維持を目指します。	―	3.1% (H27年度)	3.1%

（４）施策の方向性

・高齢者の知識や経験を活かした社会参加・地域貢献活動を支援するとともに、高齢者がいきいきと暮らせるよう、多様な価値観やライフスタイルに合わせた支援を行います。また、地域住民が主体となった支え合いの体制づくり、地域づくりを促進するため、活躍できる場の情報提供等の支援を行います。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
高齢者地域支え合い推進事業	・高齢者が要介護状態や一人暮らしになっても、在宅でいきいきと暮らすことができるよう、地域における支え合いの体制を築き、地域づくりへとつなげていきます。
老人クラブ補助事業	・老人クラブが行う社会奉仕活動・文化活動・健康増進活動に対して補助を行うことにより、高齢者の加入を促進し、高齢者が明るく健全な生活を送ることができるように支援します。
シルバー人材センター支援事業	・シルバー人材センターが行う高齢者の就労に関する事業に対して補助を行うことにより、シルバー人材センターへの加入を促進し、高齢者がいきいきと働き、地域社会で活躍できる環境を整えます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・高齢者は、元気で活動的な生活を送れるよう、スポーツなどを通じた自主的な健康づくり、介護予防につながるような取組を積極的に行う。
・高齢者が地域活動に参加することで、いきいきと、充実した高齢期を過ごせるよう、老人クラブ、シルバー人材センターや市は協働して、その活動を支援する。

3　高齢者サービスの充実

施策１２　高齢者の就労支援

（１）現状と課題

高年齢者雇用安定法の改正により、年金受給開始年齢までの雇用環境の整備が図られていますが、高年齢者（概ね 55 歳以上）の就労意欲は高く、依然として多くの高年齢者が就労を求めています。公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社が実施する「いきいきワーク府中」（高年齢者無料職業紹介事業）では、市内事業所から数多くの求人情報を収集し、求職者に提供しています。今後も受け皿の確保や多様化する希望職種への対応が課題となっています。

（２）めざす姿

働く意欲のある高年齢者が、就労相談や就労機会の提供を受け、豊富な知識と経験を活かして、積極的に地域で活躍しています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
高年齢者無料職業紹介等就業支援事業による新規・再来求職者数(人)	高年齢者に対する無料職業紹介等就業支援事業を利用するために来所した人数です。増加をめざします。	―	1，733人 (H28年度)	2，000人
高年齢者無料職業紹介等就業支援事業による就職者数(人)	高年齢者に対する無料職業紹介等就業支援事業を利用して就職した人数です。増加を目指します。	―	217人 (H28年度)	240人

（４）施策の方向性

・高年齢者の就労支援を行っている公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の運営を支援することにより、またハローワーク府中や東京しごとセンター等との連携を図ることにより、就労を希望する高年齢者へのきめの細かい就労相談を行い、多様な職種への就労へとつなげます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
補助金　はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	・公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の運営を支援することで、就労を希望する高年齢者の就労へとつなげます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・豊富な知識や経験、技能を活かして就労し、有用な技能の継承や、地域の活性化を図る。
・企業と市が協力し、高年齢者の就労機会の増加を図る。

3　高齢者サービスの充実

施策１３　高齢者の生活支援

（1）現状と課題

地域包括支援センターを拠点とする地域包括ケアシステムの構築に向けた、行政・医療機関・市民・関係機関・事業者・企業等の連携強化、在宅療養支援体制の整備、地域住民の主体的なネットワークづくりや活動の支援が課題となっています。また、自治会、民生委員等の関係機関と連携し、災害時に支援が必要な高齢者の支援体制の整備を図る必要があります。

介護保険制度を円滑に運営することにより、在宅生活の全般を支援していますが、更なる福祉施策の展開のために、社会情勢や介護保険法改正の動向を勘案しつつ、制度で不足するサービスを補いながら、地域包括支援センターの機能を強化し、在宅生活支援の充実に努めていくことが求められます。

※「地域包括ケアシステム」とは、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援に関することなどを一体的に考え、対象者のニーズに合わせてサービスを提供するための地域での体制のことです。

（2）めざす姿

介護・医療・生活支援サービスに加え、高齢者にとって暮らしやすい住まいに係るサービスが提供されるとともに、地域住民を主体とした、市民・市・ＮＰＯ・事業者等の協働ネットワークによる身近な地域の支え合いが形成されることで、高齢者が、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
認知症サポーター「ささえ隊」養成人数（人）	認知症を正しく理解し、本人と家族を応援する認知症サポーター「ささえ隊」の養成講座の受講者数です。増加を目指します。	4，422人（H23年度）	12，601人（H27年度）	20，780人
災害時要援護者名簿登録指数（%）	災害時要援護者名簿登録者数を75歳以上人口で除したものです。登録漏れをなくし、増加を目指します。	35．6%（H23年度）	34．7%（H27年度）	38．0%
自立支援住宅改修給付件数（件）	住宅改修などが必要と認められる65歳以上の方に対して、手すりの取付け及び浴槽などの取替え等の改修に対し助成を行う件数です。高齢者人口の増加に対応していきます。	110件（H23年度）	106件（H27年度）	120件

（４）施策の方向性

・健康寿命を延ばすための取組として、介護予防推進センターや地域包括支援センターにおいて、日常生活に必要な体力づくりや認知症予防、口腔ケア、低栄養予防などの介護予防事業を継続していきます。

・介護や支援が必要な状態になっても、また認知症になっても、高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、介護・医療・生活支援が連携したサービスの仕組みづくりを進めるとともに、高齢者が暮らしやすい住まいに係るサービスが提供される支援策を展開します。

・地域住民が主体的に多様なネットワークをつくるための支援を進め、市やＮＰＯ・ボランティア団体、介護サービス事業者等とも協働した身近な地域の支え合いの仕組みと体制を一層充実させます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
認知症対策事業	・認知症になっても地域で安心して暮らすことができるよう、予防から早期発見、早期対応、ケア、家族支援までの一貫した取組を進めるとともに、認知症高齢者を見守り、支援する環境づくりなど、総合的な認知症対策の充実を図ります。
高齢者災害時対策事業	・災害時要援護者名簿への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備を行います。
在宅高齢者住環境改善支援事業	・住宅改修を通じて在宅での住環境の改善を支援します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・地域の住民運営の通いの場や社会活動に参加し、健康づくりや介護予防の意識を高め、健康寿命を延ばすように努める。
・市民、ＮＰＯ、事業者等は、配慮の必要な高齢者の見守り活動や生活支援を行い、地域での支え合いに努めるとともに、高齢者が地域貢献活動に取り組める場づくり、きっかけづくりを進める。

3　高齢者サービスの充実

施策１４　介護保険制度の円滑な運営

（1）現状と課題

高齢化に伴い介護を必要とする要支援・要介護者の数が増え、介護サービスの利用量及び給付費が急速に増大してきていることから、制度の持続可能性を確保する必要があります。このため、財源の確保や不適切な保険給付の抑制等による介護サービスの効率化・適正化、サービスの拡充、サービスの更なる質の向上が課題となっています。

（2）めざす姿

介護サービスの充実により、高齢者が、介護や支援が必要な状態になっても、尊厳をもって住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができています。

（3）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
前期高齢者の要介護認定率 (%)	65歳から74歳までの府中市人口に占める要介護（支援）認定者の割合です。介護予防への取組により、減少を目指します。	4．7% (H23年度)	4．7% (H27年度)	4．0%
介護サービスの認知度 (%)	介護サービスの各内容について知っている市民の割合です。3年毎に実施する府中市福祉計画　介護保険事業計画（第7期）策定のための調査により把握します。増加を目指します。	68．7% (H23年度)	62．2% (H27年度)	75．0%
介護保険の軽度認定者が重度化する割合 (%)	介護認定の更新申請の結果、前回の介護度よりも重度化している人の割合です。介護予防への取組により、減少を目指します。	31．1% (H23年度)	33．9% (H27年度)	25．0%

（４）施策の方向性

・介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするため、介護サービスの効率化、適正化を図ります。
・在宅生活を支えるための、地域に密着したサービスの整備を図るとともに、介護サービスの質の向上を目的として、居宅介護支援事業者連絡会などと連携するとともに、適切なサービスが提供されるよう事業者向け研修会を実施します。
・様々な居宅サービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、施設サービス等の計画的な整備を図ります。また、給付の伸びに相応して介護保険料が上昇するため、給付と負担のバランスにも十分配慮します。
・地域住民や離職者などを活用した新たな介護人材の確保に向け、関係機関との連携を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
介護保険運営事業	・国の動向を注視しながら、介護保険制度の円滑な運営を図ります。
介護保険給付事業	・居宅系サービス、施設系サービスの基盤整備を推進します。
介護保険給付適正化推進事業	・介護サービスを必要とする人（受給者）が真に必要とするサービスを利用できるように、受給者及び事業者を対象とした相談・助言を行う体制の強化に努めます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・介護保険の制度内容や介護方法などについての理解を深め、生活に活かす。
・介護事業者は介護保険の事業について、法令を遵守し適切なサービスを提供する。
・市と居宅介護支援事業者連絡会などは連携して、介護サービスの質の向上に取り組む。

4　障害者サービスの充実

施策１５　障害者への相談支援機能の充実

（１）現状と課題

市が相談支援業務を委託する４つの地域生活支援センターが連携し、障害の種別にかかわらず、様々な相談に対応する体制を整えていますが、相談内容は年々複雑化、相談件数も増加の一途をたどっているため、今後は、質・量ともに相談支援体制の更なる充実が必要となります。

また、発達障害児や発達の気になる児童等が状況に応じて適切な療育を受けることにより、将来的に自立した社会生活を送ることができるように、障害の早期発見が望まれます。

障害のある人等のライフステージが変化し、関わる相談機関が変わっても、引き続き適切な支援を受け、安心して暮らせるよう、各機関同士の情報提供経路を構築していくことも必要です。

（２）めざす姿

障害のある人やその家族からの様々な相談に応じる相談支援体制が整っています。

また、障害のある人等のライフステージが変化しても、抱える課題の解決や適切な障害福祉サービス利用への案内等、必要な相談支援を途切れることなく継続して受けることができています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
障害のある方への相談支援件数（件）	障害のある方への相談支援の実施件数です。相談件数の増加に対応し、相談支援機能の充実を目指します。	16，172件（H23年度）	8，527件（H27年度）	13，500件
指定特定相談支援事業者数（か所）	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの利用のためのサービス等利用計画の作成及び基本相談支援の提供をすることができる指定特定相談支援事業者の数です。今後の需要に対応していきます。	5か所（H24年度）	16か所（H27年度）	22か所
委託相談支援事業者数（か所）	障害のある方への相談支援の拠点となる、市が相談支援事業を委託する相談支援事業者数です。今後の需要に対応していきます。	―	4か所（H28年度）	5か所

（４）施策の方向性

・市が委託する相談支援事業者における、相談支援従事者の育成・確保を支援するとともに、委託する事業所数を増やします。
・指定特定相談支援事業者の指定及び指導・監督を行います。
・障害者等地域自立支援協議会の運営等により、相談支援事業者間の連携を強化できるよう、ネットワークを構築します。
・特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会について、事業者が主体的に開催し、情報共有と職員のスキルアップを図ることができるよう、運営体制を見直します。
・地域の関係団体と相談機関が連携し、地域の課題を共有することで、発達障害の早期支援につなげます。
・関係機関において「ちゅうファイル」（支援ファイル）※を活用し、障害のある人等のライフステージが変化しても途切れることのない支援体制を構築します。

※「ちゅうファイル」（支援ファイル）とは、障害のある人や発達に不安のある児童などが現状や生育歴、病歴、周囲に配慮して欲しいことなどを記入するファイルです。関係機関に提示することで、何度も説明する負担を軽減し、また、複数機関で共通理解をもつことができます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
障害者相談支援事業	・障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族への相談支援を充実します。 ・関係機関等において「ちゅうファイル」（支援ファイル）を活用します。
障害者等地域自立支援協議会運営事業	・相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して協議します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・民間事業者は、相談支援業務へ積極的に参入し、障害のある人が、より身近な場所で相談支援を受けられるようにする。
・民間事業者が主体となって情報共有の場を運営し、相談支援に関わる職員のスキルアップを目指す。
・市、相談機関、サービス提供事業者、学校、保育所等は、「ちゅうファイル」（支援ファイル）を有効的に活用し、障害のある人が生涯にわたって継続した支援が受けられるようにする。

4　障害者サービスの充実

施策１６　障害者の社会参加支援

（１）現状と課題

障害のある人への偏見や差別をなくすため、障害者軽スポーツ大会や講演会等を実施して障害に関する偏見等を取り除き理解を深める機会を提供してきました。しかし、一見して障害があるとわからない場合や、難病・高次脳機能障害や発達障害など一般には知られていない障害も多く、更なる啓発に努めていく必要があります。

また、市では、障害のある人が社会へ出ていく手助けをするため、タクシー券やガソリン費の助成などを行ってきましたが、平成２８年度にはその対象要件に所得基準を設けました。タクシー券については、所得基準を導入する一方で、精神障害者保健福祉手帳１級の方を支給対象に加える見直しを行いました。今後も、限られた財源の中で、適切なサービスを提供できるよう、制度の見直し等により、持続可能な制度運営をしていくことが重要となります。そのほか、外出した際の周囲の理解や手助け不足等により、外出がおっくうになり孤立する場合もあるため、社会参加が妨げられることのないようにサポート体制を整備する必要もあります。

（２）めざす姿

障害の有無にかかわらず個性と人格が尊重され、差別のない平等なまちづくりができています。また、障害が原因となってやりたいことが制限されることなく、バリアフリーも進んでおり、積極的な社会参加が可能となっています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
障害者地域交流促進事業参加者数（人）	障害者軽スポーツ大会、WaiWaiフェスティバル、プール開放の参加者数です。増加を目指します。	2，826人（H23年度）	3，743人（H27年度）	5，000人
移動・移送サービス利用者数（人）	心身障害者福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業を利用した人数です。今後の需要に対応していきます。	3，980人（H23年度）	3，878人（H27年度）	4，200人

（４）施策の方向性

・障害に関するイベントや講演会等の開催内容を障害のある人もない人も参加したくなるような魅力あるものとし、また、イベント等の情報を市民の方へ周知する方法を工夫し、参加を促していきます。
・学校等の教育機関と連携し、福祉教育の充実を図ることにより、児童、生徒等の障害者理解を促進します。
・外出に要する費用の一部を助成することにより、障害のある人の社会参加を促していきます。
・障害者差別解消法は、行政機関や自治体、事業者などに対し、障害者への不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務付けています。差別の解消を推進していくためには、行政機関、自治体、事業者などをはじめ、市民一人ひとりが障害について理解することが必要です。市では、様々な障害についての特徴や配慮してほしいことをまとめた障害啓発パンフレットを発行し、市民や関係機関等へ配布することで、障害理解の促進を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
障害者地域交流促進事業	・障害者軽スポーツ大会や WaiWai フェスティバルを開催します。 ・障害のある人に対するプール開放を行います。
障害者自立移動支援事業	・福祉タクシー券の助成を行います。 ・ガソリン等費用助成を行います。
障害者奉仕者養成事業	・手話通訳者の養成を行います。 ・点字講習会を開催します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・障害のある人に対する偏見をなくし、理解に努める。
・地域で困っている障害のある人がいる場合に積極的に声かけや手助けをする。
・地域の障害者施設で開催されている行事や、市主催の催し等へ積極的に参加する。
・障害のある人自身も地域で行われているイベントなどに参加し、積極的に地域住民と交流する機会をもつ。
・ボランティア団体、社会教育団体等は、市と連携・協力し、障害に関するイベント等の企画、実施に参加する。

4　障害者サービスの充実

施策１７　障害者の就労支援

（１）現状と課題

心身障害者福祉センターにおいて、障害者就労支援事業を実施していますが、障害者雇用の環境は整備されてきているものの、雇用の実態は厳しい状況が続いており、一般企業への就職率は、依然として低い状況にあります。平成２６年度から障害者就労支援機関連絡会を立ち上げ、関係機関の情報共有と連携を図ってきましたが、職場内での協力体制、障害特性によるコミュニケーションや健康管理の難しさなどから、知的・精神障害者の雇用と職場定着には時間を要し、また精神障害者の離職率は高いのが現状です。障害のある人が自立して生活するために、安心して働き続ける環境を整えることと、就労の定着支援を強化することが重要です。また、企業による障害のある人の雇用を促進する方策を拡大していくことも課題です。

（２）めざす姿

障害のある人も、障害のない人と同じ社会の一員として、安心して働き続けることができ、自立して生活することができています。

（３）施策指標

指標名(単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
障害者就労支援事業による一般就労への移行者数(人)	障害者就労支援事業を利用し、一般就労した人の数です。増加を目指します。	20人(H23年度)	12人(H27年度)	22人
就労移行支援事業等の利用者数(人)	障害者総合支援法に基づき、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援等を行う、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業所の利用者数です。増加を目指します。	408人(H23年度)	585人(H27年度)	780人
就労定着支援事業の職場定着率(%)	就労定着支援事業を利用した人の支援開始1年後の職場定着率です。	―	―	80%

（４）施策の方向性

・障害のある人をより多く一般就労へ移行することができるよう、就労支援センターの人員増加等、障害者就労支援事業をより一層強化していきます。また、平成３０年度の障害者総合支援法の改正で就労定着支援事業が新設されることとなっており、職場定着と就職後の生活上における課題解決を支援していきます。
・ハローワークと連携し、企業と求職者間の調整を図ることや、各種手続において障害のある方を支援するなど、雇用につなげていきます。また、就職後もジョブコーチを活用しながら、障害のある方の職場定着を支援します。
・企業による障害のある人の雇用を促進する方策について検討します。
・職場定着の支援を効果的に進めるため、離職の原因について分析を行います。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
障害者就労支援事業	・就労相談を通して、一人ひとりの状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場への定着を支援します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・福祉作業所から商品を購入するなど、障害者の経済面の自立に向けた取組に協力する。
・事業者は積極的に障害のある人を雇用するための取組を行い、障害のある人が安心して仕事ができるよう支援体制を取る。
・就労支援事業者などは、引き続き情報共有と連携を図り、障害のある人の就職を促進するとともに、就労定着支援事業を活用し、就職後も継続して働き続けられるように支援する。

4　障害者サービスの充実

施策１８　障害者の地域生活支援

（１）現状と課題

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、自立支援給付や地域生活支援などの事業を実施するほか、サービス基盤の整備のため、障害者福祉団体に対する財政面の支援をしてきました。地域生活の基盤の一つとなるグループホームの定員数は増加しており、安定した居住の確保ができています。しかし、グループホームへの入居者を見ると、自宅に住んでいた人が自立した生活を送るために移行するケースが多く、福祉施設等から地域生活への移行は、あまり進んでいない状況です。今後も障害のある人が地域で生活していくための社会基盤を整えていく必要があります。

そのためには、国や都の制度を最大限に活用しつつ、限られた財源の中でサービス基盤を充実し、更なる関係機関との連携強化を図り、安定したサービス提供をしていくことが重要となります。

また、多様化する障害児支援のニーズに対応するための児童発達支援事業の拡充や、不足している重症心身障害者（児）や強度行動障害のある方の支援を対象としたサービスの充実が求められています。

そのほか、災害発生時に備えて、平常時より地域で支え合う仕組みづくりを支援するとともに、発災時には障害のある方等が福祉的支援を受けられるよう、福祉避難所の体制を整えていく必要があります。

（２）めざす姿

障害のある人が日常生活を送る上で不便を感じることのないような社会基盤が形成され、多様なニーズに対応したサービスが充実しており、障害のある人もない人も、本人が希望する地域で、安心で快適な生活を送っています。災害発生時にも障害のある人等が必要な福祉的支援を受けることができています。

（３）施策指標

指標名(単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
福祉施設から地域生活へ移行した障害者の人数（人）	福祉施設から地域生活へ移行した障害者の数です。増加を目指します。	2人（H22年度）	1人（H27年度）	4人
障害者の福祉施設入居者数（人）	施設入所支援利用者の数です。入所者数の増加をとどめるため、減少を目指します。	140人（H22年度）	143人（H27年度）	138人
市内のグループホームの定員（人）	地域生活の基盤の一つとなるグループホームの市内における定員数です。増加を目指します。	114人分（H23年度）	138人分（H27年度）	165人

（４）施策の方向性

- 障害者等地域自立支援協議会において、地域の実情に応じた体制の整備について協議します。その中で、障害のある人や関係団体等の意見を反映した福祉避難所の設置・運営方法を検討します。
- 福祉施設からの地域生活への移行にあたっては、それぞれの障害の特性を考慮し障害者本人の意向を尊重しながら進めていきます。
- 障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域生活支援拠点の整備を進めます。
- 発達障害児や発達で気になることがある児童が将来的に自立した社会生活を送ることができるよう、児童発達支援事業の充実を図ります。また、福祉型の児童発達支援センターの設置を目指します。
- サービス提供事業者間の連携強化のため、ネットワーク構築を検討するとともに、事業者が適切なサービスを提供するよう、指導体制の整備を検討します。
- 関係機関の連携により、障害のある人とその家族へのサポートを充実させ、本人及び家族の不安や負担の軽減に努めます。また、近隣自治体と連携し、重症心身障害者（児）や強度行動障害のある人を対象としたサービスを充実させます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
自立支援給付等事業	・障害のある人が社会生活を営む上で必要とする介護サービス、心身の機能回復訓練又は就労のための技能習得訓練等サービスや、障害を軽減するための医療及び補装具費について必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに自立を支援します。
地域生活支援事業	・障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業として、手話通訳者、要約筆記者の派遣、外出のための支援、日常生活用具の給付等を行い、障害のある人の地域生活・社会生活を支援します。
日常生活支援事業	・住宅費などの助成や、はり・きゅう・マッサージ券の発行、寝具乾燥サービス等、日常生活に必要な支援を行います。
児童発達支援事業	・福祉型の児童発達支援センターの整備に向けて、障害者等地域自立支援協議会の児童発達支援センター設置検討部会での検討結果を踏まえ、早期療育・早期支援のあり方などについて協議、検討を進めます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・地域に障害のある人が居住することへの理解を深める。
・地域に住む障害のある人等について、災害発生時に支援することができるよう、平時から地域における支え合いの体制を整える。
・社会福祉法人等は不足する社会資源を把握し、制度改正に適切に対応しながら、サービス提供体制の充実を図る。
・社会福祉法人等は、市と協定を結び、災害発生時には福祉避難所として障害のある人等を受け入れる。

5　社会保障制度の充実

施策１９　高齢者医療制度の普及と推進

（１）現状と課題

高齢化の進行と高齢者医療費の増加は、近年、医療保険制度の持続可能性に影響を与えるまでになり、抜本的な見直しを迫られるようになりました。このような状況に対応するため、平成２０年４月に後期高齢者医療制度が開始され、現在ではこの制度は定着してきています。

今後、団塊の世代が後期高齢者となり、被保険者数の急増が見込まれますが、高齢者が安心して医療を受けられるよう、この制度を持続可能なものとしていくことが課題です。そのためには、高齢者の健康維持、保険料の収納率の確保、ジェネリック医薬品*差額通知等による医療費を抑制する取組等を推進する必要があります。

※ジェネリック医薬品は、先発医薬品の製造・販売の特許終了後に、同じ有効成分でつくられ、同等の効果であることを国が承認した医薬品です。先発医薬品ほど薬の研究開発費用がかからない分、一般的に先発医薬品よりも安くなっています。

（２）めざす姿

後期高齢者医療制度が円滑に運営され、高齢者が病気やけがなどをしたとき、最適な医療を安心して受けることができています。

また、後期高齢者の健康・医療に対する意識が高まり、元気でいきいきとした後期高齢者が増えています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
後期高齢者医療制度保険料収納率（%）	後期高齢者医療制度保険料調定額に対する収入額の割合です。東京都内の平均値以上を維持することを目指します。	98.8%（H23年度）	99.6%（H27年度）	99.8%

（４）施策の方向性

・制度の実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合と密接に連携を取り、医療制度の内容を広く広報等を活用し周知するとともに、市が行う受付業務や保険料徴収などを円滑かつ適切に行うことにより、安定した制度運営を図ります。また、医療費を抑制するための取組を推進します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
後期高齢者医療保険料徴収事業	・後期高齢者医療被保険者から、特別徴収・普通徴収により保険料を徴収します。
後期高齢者医療制度運営費負担事業	・後期高齢者医療制度の安定した制度運営に寄与するため、東京都後期高齢者医療広域連合の運営費を負担します。
後期高齢者健康診査事業	・後期高齢者医療被保険者の健康づくりと医療費の抑制のため、広域連合から委託を受け、健康診査を実施します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・医療制度の内容を理解するとともに、各種手続や保険料の納付を確実に行う。
・ジェネリック医薬品への切替等により医療費の削減に取り組む。
・健康診査を積極的に受診する等、市民一人ひとりが健康管理に取り組む。

5　社会保障制度の充実

施策２０　国民健康保険の運営

（１）現状と課題

国民健康保険被保険者の高齢化、医療の高度化などにより医療費が増加しています。被保険者が安心して医療を受けられ、また健康を保持・増進できるよう、医療費の適正化や国民健康保険税の収納率向上などに努め、国民健康保険の安定した運営を行っていくことが重要です。

また、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業の強化を図り、生活習慣病の早期発見や予防などにより将来的な医療費を抑制する必要があります。

（２）めざす姿

納税しやすい環境が整備され、収納率が向上し、国民健康保険の運営が安定しています。

また、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業の強化により、被保険者の健康・医療に対する意識が高まり、医療費が抑制されています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
国民健康保険税収納率 (%)	国民健康保険税調定額（現年課税分･滞納繰越分の合計）に対する収入額の割合です。国民健康保険の健全な運営のため、収納率の向上を目指します。	―	72.8% (H27年度)	90.0%
特定健康診査受診率 (%)	特定健康診査対象者に対する受診者の割合です。国が定める目標値達成及び生活習慣病などの予防による将来的な医療費の抑制のため、受診率の向上を目指します。	51.9% (H23年度)	53.4% (H27年度)	58%

（４）施策の方向性

・国民健康保険税納税時の口座振替の利用等により期限内納付を推進します。また、納税しやすい環境づくりを行うとともに、積極的に滞納整理を実施し、収納率の向上を図ります。
・特定健康診査・特定保健指導等の保健事業を強化し、被保険者の健康保持・増進、生活習慣病の早期発見・予防などによって、将来的な医療費の抑制に努めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
国民健康保険運営事務	・国民健康保険の資格管理を適正に行います。 ・口座振替等により国民健康保険税の期限内納付を推進します。 ・納税しやすい環境づくり、積極的な滞納整理の実施により、収納率の向上を図ります。
国民健康保険保険給付事業	・国民健康保険被保険者、医療機関等からの請求に対し適切な給付を行い、医療費の適正化を推進します。
国民健康保険保健事業事務	・生活習慣病等を早期に発見・予防し、被保険者の健康を保持・増進することにより、将来的な医療費の抑制を図ります。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・口座振替やコンビニ納付などを積極的に活用し、期限内・自主納付をする。
・健康・医療に関する意識を高め、特定健康診査・特定保健指導などの保健事業を積極的に活用する。

5　社会保障制度の充実

施策２１　国民年金の普及

（１）現状と課題

国民年金への未加入や保険料不払いによる無年金者が増加傾向となっていることから、市では、国民年金第１号被保険者への加入について市民に勧奨し、保険料納付率の向上に努めるとともに、一方で保険料の納付が経済的に困難な方には、納付義務免除・納付猶予・学生納付特例の各制度を周知することで、無理なく払えて将来の安心につながる年金の実現に取り組んできました。

めまぐるしく変化する年金制度について市民に正しく理解され、さらに納付率が上がるよう、また、必要な手続が適切に行えるよう、日本年金機構と連携・協力して年金に関する正確でわかりやすい情報を市民に向けて発信することが、引き続き重要となります。

（２）めざす姿

市民の国民年金についての正しい知識と理解が一層深まり、広く行き渡り、加入も促進され、保険料納付率も上がっています。

市民にとって、国民年金の加入が、高齢を迎えたり、障害を負ったり、あるいは大切な働き手を失ったりして経済的危機に直面しても、生活の支えの一助となっています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
国民年金保険料の納付率（%）	国民年金第１号被保険者の納付対象月数に占める納付実施月数の割合で、増加を目指します。	５８．６％（Ｈ２３年度）	６２．０％（Ｈ２７年度）	６７．１％

（４）施策の方向性

・市民にいちばん身近な立場で、今後行われる制度改正等について、正確でわかりやすい情報を、窓口・広報・ホームページ等ネットワークを通じて発信します。
・一人ひとりのニーズに適った手続を行うことができるよう、社会保険労務士等専門家や年金事務所職員等関係機関との連携・協力を強化し、市民に寄り添った親身な窓口相談業務を遂行します。相談者が高い満足感を得ることができる相談業務を目指します。
・マイナンバーの運用に合わせて、手続の簡素化等を進めます。また、新庁舎建設に伴い、明るく・見やすい・待たせない窓口業務の実現と市民の利便性向上を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
年金窓口相談業務	・日本年金機構と連携・協力し、年金相談等を通じてより一層正確でわかりやすい情報を市民に提供します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・国民年金制度を正しく理解するとともに、国民年金に加入し、保険料を確実に納め（納付が困難な方は免除制度等を利用）、未納がないように努めることで、将来、確実に年金を受給できる権利を確保する。
・将来にわたって制度を維持させることが、老後への不安解消にもつながることを理解し、保険料をしっかり納める。

6　生活の安定の確保

施策２２　低所得者の自立支援

（１）現状と課題

近年、国の経済対策等により一部に好況感もある一方で、就労できない高齢者や障害者、非正規雇用で働く方などにはその影響が及びにくく、依然多くの方が経済的に困難な生活を送っていると考えられます。

平成２７年４月には生活困窮者自立支援法が施行され、市では経済的な困窮者に対し、生活や就労について生活保護制度とも連携しながら、包括的に相談支援できる体制の整備を図っています。また、子どもの学習支援事業により貧困の連鎖防止にも努めていますが、社会的に孤立し、誰にも相談できずに困窮状態にある方を把握し、いかに早期の支援につなげていくかが課題となっています。

また、生活保護受給世帯等の経済的自立に一定の効果が見られる就労・自立支援に加え、今後は早期離職の防止など、安定就労につなげる施策が必要です。さらに、ジェネリック医薬品への使用切替えや生活習慣病の重症化予防など、きめ細かく保健指導・生活指導等に努める必要があります。

（２）めざす姿

経済的に困窮する市民が相談を受けられる体制が整備され、相談者の状況に応じた情報が提供されることで、生活保護をはじめとする様々な施策により困窮の解消が図られています。その中で、社会的に孤立し、自ら困窮の状況を発信できない市民に対しても、市と地域の協力のもと必要な支援が行き届いています。

また、生活保護を受給している世帯に対しては、自立支援プログラム等を活用した自立の支援が図られ、安定した生活が送れるようになっています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
生活保護からの自立世帯数（世帯）	経済的自立により生活保護が廃止となった世帯数です。増加を目指します。	59世帯（H23年度）	55世帯（H27年度）	80世帯
生活保護受給者の就労定着率（%）	生活保護受給者が就職決定後、就労を3か月継続できた割合です。就職後も電話や面接で相談できる体制を整えるなど定着支援を実施し、増加を目指します。	―	69.2%（H27年度）	75.0%
生活保護受給者のジェネリック医薬品の数量シェア（%）	ジェネリック医薬品がある薬剤のうち、ジェネリック医薬品が処方されている数量の割合です。治療に問題がなければジェネリック医薬品への切り替えを勧めるなど、増加を目指します。	―	73.0%（H27年度）	80.0%

（４）施策の方向性

・経済的に困窮する市民からの相談に対して、相談者の状況を的確に把握し、生活保護をはじめとする様々な制度を活用することができるよう支援を行います。

・潜在的に困窮状態にある方々については、民生委員や地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター、わがまち支えあい協議会など、身近な地域で相談支援機能を担う関係機関と連携を図り、早期の把握、早期の支援に努めます。

・生活保護受給世帯に対しては、安定就労につながる支援を強化することで早期離職を防ぎ、医療・介護扶助についてはその適正化につなげるとともに、安定した生活を送ることができるよう、保健指導・生活指導をきめ細かく行います。

・困窮世帯の子どもの学習支援では、より広く市民や企業の力を借りる手法等を検討し、市民等と協働で貧困の連鎖防止に努めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
生活困窮者自立支援事業	・地域福祉コーディネーターやわがまち支えあい協議会などと連携し、地域で孤立している方を支援につなぐよう努めます。 ・家計相談等の任意事業の適切な運用により、複合的な課題を抱えた方に対して包括的な支援を実施します。 ・ホームレス巡回相談事業により、ホームレスの把握に努め、必要な支援を行います。
生活保護費扶助事業	・生活保護受給者の自立に向け、就労支援などの適切な支援を行います。医療費の削減に資する有効な対策を実施します。
生活保護受給者自立支援事業	・生活保護法の中では対応できない、自立に資するための支援を行います。 ・貧困の連鎖を断ち切るため、次世代の支援について重点的に実施します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・地域の中で孤立し、困難を抱える方がいたときに、わがまち支えあい協議会など住民主体の助け合い活動を通して、課題の解決を図る。また、民生委員や地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター、わがまち支えあい協議会など、地域で相談支援機能を担う関係機関と協働し、困窮状態にある方への早期支援に取り組む。
・生活困窮者や生活保護受給者が、社会とのつながりを結び直すことができるような社会的な居場所づくりを進める。
・困窮世帯の子どもの学習支援を通して、地域での交流が図られる関係を構築する。

6　生活の安定の確保

施策２３　勤労者の福利厚生支援

（１）現状と課題

中小企業の勤労者からの福利厚生に対する要望は強く、福祉の増進のためにも必要性が高い事業ですが、個々の事業所での実施は資金的、経営的に困難な状況が多く見受けられます。このことから、市では、中小事業の福利厚生の充実を図るため、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社が実施する「ワークぴあ府中」（福利厚生事業）への運営支援を行っています。

今後、中小企業の勤労者に対する更なる福祉の増進へ向け、会員の加入を促進するとともに、同公社の安定した経営の確立を図る必要があります。

（２）めざす姿

公社が実施している中小企業の福利厚生事業への加入者が増え、充実した福利厚生事業が市内の中小企業の事業主や勤労者に提供されています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
中小企業勤労者の公社福利厚生事業への加入率 (%)	従業員３００人未満の事業所（中小企業）のうち、公社の福利厚生事業に加入している事業所の割合です。増加を目指します。	９．０% (H２３年度)	１０．１% (H２７年度)	１０．５%

（４）施策の方向性

・中小企業勤労者の福利厚生事業の充実による福祉の増進を図るため、府中市勤労者福祉振興公社に、会員の加入促進や会費の効果的な運用を促し、同公社の自立度の高い安定した経営の確立へ向けた支援を行います。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
補助金　勤労者福祉振興公社運営費	・中小企業の福利厚生事業を実施する府中市勤労者福祉振興公社に対し、自立への努力を促しながら必要な支援を行います。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・福利厚生事業を利用し、健康で安定した生活を維持する。
・多くの中小企業が公社の実施する福利厚生事業に加入し、勤労者の福利厚生を充実させる。

6　生活の安定の確保

施策２４　公的な住宅の管理運営

（１）現状と課題

安全で快適な市営住宅を将来にわたって維持していくために、府中市営住宅長寿命化計画に基づき、修繕、各種委託、整備工事を計画的に実施することが求められています。

また、市営住宅は、住居に困窮する低所得者の市民に対して供給されるもので、入居希望者が多い中、既存入居者の居住年数の長期化傾向や収入超過者の存在などにより、新たな入居の応募倍率が高い状況となっています。管理戸数の全ての入居者が所得基準内となるよう、適正な管理が求められます。

これまで民間の住宅を一括借上げして、中堅所得者層の市民に市民住宅として供給を行ってきましたが、賃貸住宅の供給状況に質・量ともに著しく改善がみられることから、見直しが求められています。

（２）めざす姿

市営住宅の維持・保全が計画的に実施され、適切に管理されることにより、市民の住環境の向上と生活の安定が図られています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
市営住宅における所得基準内世帯の割合（%）	市営住宅の入居世帯のうち、所得基準内の世帯の割合です。増加を目指します。	93．7%（H23年度末）	93．9%（H27年度末）	97．5%

（４）施策の方向性

・市営住宅の改修工事などを計画的に実施し、居住環境の向上を図るとともに、真に住宅を必要とする方に対する入居枠を確保します。
・制度改正により入居基準の見直しに迅速に対応するなど、管理の適正化に努めます。
・市民住宅については、借上げ期間満了までの実施とします。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
市営住宅管理運営事業※	・継続して市営住宅の維持・保全のため、修繕、各種委託、整備工事を計画的に実施します。
市民住宅運営事業	・特定優良賃貸住宅として認定を受けた民間の住宅を借上げ期間満了まで適正に管理します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・市営住宅は、住宅に困窮する低所得者のために、国、都、市が協力し整備・管理している市民共有の大切な財産で、一般の民間借家とは異なり、入居中は様々な法令の適用、義務や制約が定められている認識をもつ。
・地域の防災訓練に参加し、その地域の住民と相互に防災意識を高めていくなど、地域住民との共助を図る。

7　地域福祉活動の支援

施策２５　支え合いのまちづくりの促進

（１）現状と課題

地域には、複合的な課題を抱えている方や孤立している方など、真に支援が必要な方が顕在化していない状況があります。また、従来から、地域における地域福祉団体の活動の支援・促進の必要性が指摘されており、市民の関心も高まりつつあるものの、実際の参加や活動につなげるためには、更なる工夫が必要です。地域の福祉課題の抽出及び解決は、行政等関係機関だけでは十分でない状況が見られることから、より多くの市民に地域活動への主体的参加を促し、課題解決につなげる具体的な仕組みづくりが求められています。

（２）めざす姿

全ての市民が、地域における様々な福祉課題に関心をもち、課題解決に向けて取り組んでおり、相互の支え合いを通じて、地域社会の一員として自立した生活を送っています。

（３）施策指標

指標名(単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
地域福祉コーディネーターの支援件数(件)	市及び社会福祉協議会が配置した地域福祉コーディネーターの地域運営支援件数と個別支援件数の合計値です。相談支援機能の強化により増加を目指します。	―	７７５件(H２８年度上半期)	１，８６０件
市民後見人受任者数(人)	判断能力の低下した地域の高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人数です。増加を目指します。	―	２人(H２７年度)	７人
わがまち支えあい協議会参加者数(人)	社会福祉協議会が実施しているわがまち支えあい協議会の参加者人数です。地域における相互の支え合い強化のため、増加を目指します。	―	１，５９９人(H２７年度)	３，３００人

（４）施策の方向性

・地域福祉活動を支援するため、地域における相談支援拠点を各文化センターに整備するとともに、地域福祉コーディネーターを配置し、相談支援機能を強化します。
・地域福祉活動により積極的な参加を促すため、わがまち支えあい協議会など具体的な仕組みづくりを推進します。
・効果的な地域福祉活動の展開を図るため、地域住民や社会福祉協議会をはじめとする関係機関など、地域の関係者との協働を推進します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
地域福祉コーディネーター事業	様々な福祉課題を抱える市民を発見し、包括的・持続的な自立支援につなげることができるように、地域福祉コーディネーターを配置します。
民生委員活動支援事業	・地域での民生委員の活動を支援するため、会議、研修その他活動に対するサポートを実施します。 ・民生委員の改選に向け、民生委員候補者の確保に努めます。
権利擁護センター事業	・成年後見制度の利用促進を図るため、相談支援、申立て支援、後見事務支援を実施します。 ・成年後見制度の普及啓発を図るため、引き続き、広報周知活動に取り組みます。 ・成年後見制度を必要とする誰もが、適切な後見人を得ることができるよう、親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う市民後見人を養成・活用します。
補助金　社会福祉協議会	・社会福祉協議会の実施するわがまち支えあい協議会などの地域福祉事業を支援するため、法人人件費及び地域福祉事業費の一部について補助金を交付します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・地域福祉活動に積極的に参加する。
・地域の関係者間での情報共有や行動連携を図る。特に、社会福祉法人の行う地域における公益的な取組については、行政施策との役割分担を整理しながら実施する。

7　地域福祉活動の支援

施策２６　福祉のまちづくりの推進

（１）現状と課題

公共施設をはじめとする不特定多数の人が出入りする場所については、バリアフリー化が進められている一方、情報や心のバリアフリー化は十分に進んでいるとはいえません。今後は、ユニバーサルデザイン※の理念が全ての市民に定着するよう、啓発を強化する必要があります。

また、増加する一人暮らしの高齢者世帯などが安心して地域で生活していくために、より質の高い福祉サービスを選択して利用することができる環境が求められています。

※「ユニバーサルデザイン」とは、年齢・性別・国籍・個人の能力にかかわらず、はじめから、できる限り多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすることです。

（２）めざす姿

ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを推進し、全ての市民が、施設や道路等のハード面だけではなく、情報や意識のソフト面においても障害や障壁を感じることなく地域で暮らすことができています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
福祉のまちづくり環境整備助成施設数（施設）	福祉のまちづくりの環境整備のために助成した施設の数です。バリアフリー化のための改修を促進するため、増加を目指します。	2施設（H23年度）	4施設（H27年度）	5施設
福祉サービス第三者評価受審費助成数（施設）	福祉サービス第三者評価受審費を助成した市内福祉施設の数です。施設情報の開示を促進し、施設と利用者との情報格差を是正するため、増加を目指します。	17施設（H23年度）	23施設（H27年度）	26施設

（４）施策の方向性

・施設整備については、バリアフリー整備にかかる遵守基準はもとより、努力基準に適合するように整備を進めます。
・ユニバーサルデザインの理念について、更なる普及啓発を図るため、広報活動や分かりやすい情報提供などを促進します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
福祉のまちづくり推進事業	・バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対し着工前の事前協議及び指導を実施します。 ・既存建物のバリアフリー化を促進するため、福祉のまちづくり環境整備費の助成を継続します。
補助金　福祉サービス第三者評価受審費	・福祉サービス事業者のサービス向上と利用者への情報開示を促進するため、事業者に対し福祉サービス第三者評価受審費を助成します。
補助金　地域福祉推進事業費	・障害者や要介護高齢者の移動格差の解消を図るため、これらの人に対する移送サービスを提供している事業者に対し、移送サービス事業に係る運営費の助成を行います。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・施設などの建設の際には、誰もが利用しやすいようにする。
・ユニバーサルデザインの理念を理解し、福祉意識を育む。
・誰にとっても分かりやすい情報を広く提供する。

２　安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）

基本目標	基本施策	施策
２　安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）	１　自然・生態系の保護と回復	２７　自然・生態系の保護と回復
	２　緑の整備	２８　緑のまちづくりの推進
	３　生活環境の保全	２９　環境に配慮した活動の促進 ３０　まちの環境美化の推進 ３１　公害対策の推進 ３２　斎場・墓地の管理運営
	４　循環型社会の形成	３３　ごみの発生抑制と資源化の推進
	５　交通安全・地域安全の推進	３４　交通安全の推進 ３５　地域安全の推進
	６　災害対応能力の向上	３６　危機管理対策の強化 ３７　消防力の充実

1　自然・生態系の保護と回復

施策２７　自然・生態系の保護と回復

（１）現状と課題

身近にある自然や様々な生きものが生息・生育する環境は、市民共有の財産であり、私たちはそれらから、生活に潤いや安らぎを享受してきましたが、近年は、開発等の人間活動による生態系の破壊や生物種の減少など、豊かであるはずの自然が失われつつあります。

このため、市民や行政、事業者が協働して自然と共生する地域づくりを推進する必要があります。また、環境学習の推進とともに、情報の発信やイベントなどの開催による環境保全意識の高揚が求められています。更に、地域の特性に応じた生物多様性*を保全するため、希少な動植物を保護するための生息状況の把握等、良好な自然環境の保護・回復に取り組む必要があります。

※「生物多様性」とは、多様な種類の生きものが関わりながら、様々な環境に合わせて生活していることをいいます。

（２）めざす姿

浅間山、府中崖線、けやき並木や多摩川などの身近な自然環境が次の世代に受継ぐべき貴重な財産として認識され、生物多様性の保全とその恵みの持続可能な利用の推進が図られることで、豊かな自然の恵みを受けることができる自然共生社会が実現されています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
自然観察会や体験学習へ参加したことがある市民の割合（%）	市民意識調査により把握します。自然環境保全への意識高揚を図るため、増加を目指します。	8．4%（H23年度）	15．0%（H27年度）	20．0%
水辺の楽校に参加した児童の人数（人）	多摩川を活用した自然環境学習、体験学習、小学校の総合学習支援への年間参加児童数です。身近な自然の大切さをより多くの児童に学んでもらえるよう、増加を目指します。	1，662人（H23年度）	1，845人（H27年度）	2，000人

（４）施策の方向性

・人と生きものが豊かに共存したまちを実現するためには、市民、事業者、行政が力を合わせて取り組むことが不可欠であり、府中市生物多様性地域戦略に基づき、生物多様性に関する普及啓発や生きものの生息空間の保全、協働の仕組みづくりを推進していきます。また研究機関や専門機関との連携を深め、生物多様性を守る取組を推進し、科学的知見に基づき、良好な自然環境を保護・回復する仕組みをつくり、各主体が自然環境を保全するための活動を促進します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
自然保護啓発普及事業	・自然保護啓発普及事業を実施します。 ・水と緑のウォーキングマップを作成します。 ・府中水辺の楽校の実施を継続的に支援します。
自然環境調査員活動事業	・身近な生きもの調査を実施します。 ・自然保護活動を積極的に行います。 ・自然保護意識の普及啓発に関するイベント（自然観察会、緑化講習会等）の企画・運営を行います。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・多摩川や浅間山など、身近にある貴重な自然に触れ合う機会を通して、環境保全に関する興味・関心をもち、積極的に自然環境の保全活動に参加する。
・団体や行政、事業者、学校等の協働により、市民が自然を身近に感じ、継続的に学び関われる機会・場を創出する。

2　緑の整備

施策２８ 緑のまちづくりの推進

（１）現状と課題

都市の緑は、私たちに安らぎを与えるだけでなく、生物多様性を保全し、防災・減災に役立つ空間としても再認識されています。また、人と緑、人と人など地域のコミュニティをつなぐ新たな可能性も秘めています。

しかし、その反面、成長した樹木が周辺住宅の日照や通風を阻害したり、公園の見通しを妨げ防犯上の支障を生むなど、緑が市民生活に負の影響を与えることがあります。市民に愛され未来につながる質の高い都市の緑とするため、市民とともに持続的に緑を保全することの重要性が高まっています。

公園内の遊具やトイレなどの設備については、老朽化が進んでいるため、計画的に更新していく必要があります。また、地域のニーズや特色、市全体の水と緑のネットワーク化なども考慮しながら、まちづくりと一体となった新たな公園の整備を計画的に推進するとともに、緑とオープンスペースがもつ多機能性を重視し、民間との連携による魅力の向上、公園の個性を引き出す工夫で、地域に必要とされる財産として、公園を活性化する必要があります。

（２）めざす姿

市内のまとまった樹林や地域に残る樹木等が保全されるとともに、身近な生活空間の緑が増え、水と緑が輝く潤いのあるまちが形成されています。また、水と緑がもつ様々な機能を高めるため、市民や事業者と市が協働して緑のまちづくりに取り組んでいます。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
緑地率（%）	公園緑地等、制度上・社会通念上安定した緑地（生産緑地地区、社寺境内地等）を緑地として定義し、市内の緑地面積を府中市面積で除して算出した数値です。増加を目指します。	24．7%（H24年度）	24．6%（H27年度）	26．0%
公園や都市緑化で緑あふれるまちとしての市民満足度（%）	総合計画に関する市民意識調査により把握します。増加を目指します。	―	70．0%（H27年度）	73．0%
市民1人当たりの都市公園面積（㎡／人）	都市公園面積を府中市の人口で除して算出した数値です。増加を目指します。	7．04㎡／人（H24年度）	6．93㎡／人（H27年度）	6．95㎡／人

（４）施策の方向性

・水と緑のネットワークの形成の考え方に基づき、緑の拠点や市民の誰もが歩いて行ける範囲等に公園の整備を進め、市民や事業者との協働により、魅力ある公園づくりや公園の管理運営を推進し、地域コミュニティを醸成する空間を創出します。

・既存の公園については、緑とオープンスペースがもつ多機能性を活かすため、民間事業者との連携や、地域特性を活かした地域に必要とされる財産として、魅力の向上を図ります。

・公園施設等の長寿命化を図り、既存の緑の保全や質の高い緑の空間づくりを進めるため、樹木などの適切な管理を行い、周辺環境や樹木等の特徴を踏まえた緑化を推進します。

・公園機能の充実を図るため、子どもたちが安全に利用できる遊具や、高齢者がストレッチや軽い運動ができる健康遊具の整備を進めます。

・市民が水辺と親しむための親水路については、生物多様性や環境用水の活用の観点からも、自然と調和した親しみのある空間を創出します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
まちかど空間緑化推進事業	・公共花壇及び市民花壇については、誰もが緑を楽しめる「地域の庭」として、地域特性や市民ニーズに合わせ、質の向上を図ります。 ・スポットパークや公共植栽地は、防災面や地域特性を考慮しつつ、統廃合等の見直しを進めます。
公園緑地等維持管理事業	・市民が快適に公園、緑地等が利用できるよう適切に維持管理を行います。 ・公園施設等の美化及び安全確保の観点から、自治会等清掃などのボランティア活動による市民協働の取組を進めます。
公園緑地等整備事業※	・公園、緑地、緑道等の新設、改修など、水と緑に係る整備を行います。 ・西部地域の核となる「四谷さくら公園」拡張整備については、市民協働による公園づくりを継続していきます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・身近な緑に気づき、それらが果たす役割について知識を共有し、緑を大切にする意識を高める。
・事業用地や宅地内の緑の保全や緑化の推進に努める。
・身近な公園づくりや公園の管理運営に参加する。

3　生活環境の保全

施策２９　環境に配慮した活動の促進

（１）現状と課題

市では、平成２３年に策定した府中市地球温暖化対策地域推進計画について、社会経済の変化、エネルギー構成の変化や地球温暖化対策に関連する国内外の動向を踏まえ、中間見直しを行いました。地球温暖化防止のためには、更なる環境に配慮した活動が必要であり、環境啓発イベントや環境学習講座の実施、省エネルギーの推進など、様々な環境活動を市民、事業者との協働で実施することにより、率先して取組を推進していく必要があります。

環境に配慮した活動が十分浸透するよう、環境保全活動センターを拠点として、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援し、広めていくことが求められています。また、環境に配慮した活動の推進といったソフト面だけではなく、太陽光発電システムや高効率給湯器等環境配慮型設備の設置といったハード面においても取組を実施し、二酸化炭素排出量の削減のみならず、快適性、防災性を備えたスマートエネルギー都市を構築する必要があります。

（２）めざす姿

環境保全に関する適切な情報の提供や交流を行うことにより、市民一人ひとりが環境に対して高い意識をもち、積極的に環境に配慮した行動を実践しています。また「低炭素」・「快適性」・「防災性」の３つを同時に備えたスマートエネルギー都市を構築しています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
二酸化炭素排出量（t－CO_2）	府中市における年間の二酸化炭素排出量です。エネルギー消費量に二酸化炭素排出係数（電力をつくる際に排出した二酸化炭素を測る指標）を乗じて算定します。「府中市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、平成34年度までに、平成25年度における排出量の13％の削減を目指します。	917.5 千t－CO_2 （H2年度）	1145.1 千t－CO_2 （H25年度）	平成25年度比 13.0％の削減 （H34年度）
省エネ行動の取組率（％）	日常生活において省エネ行動（エアコンの温度調整）に取り組んでいる市民の割合です。府中市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、平成34年度までに100％を目指します。取組率については、継続的に実施する市民アンケート調査で把握します。	－	37.0％ （H28年度）	100.0％ （H34年度）
小・中学校への太陽光発電システム等の導入校数（校）	太陽光発電システムや太陽熱利用システムを導入した公立小・中学校の数です。施設の建て替え、大規模修繕等にあわせて導入を目指します。	－	3校 （H27年度）	5校 （H34年度）

（４）施策の方向性

- 市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガス排出量を抑制します。
- 市民・事業者・学校等と協働し、環境まつり等の環境啓発事業を継続して実施するとともに、市民が環境について自ら学ぶ機会を支援するため、環境保全活動センターが連携先等の調整役（コーディネーター）や自発的な行動につなげていく促進役（ファシリテーター）として各種事業を展開します。そのために、サポーター登録者の増加を目指すとともに、サポーターが活躍しやすい場づくりに努めます。
- 太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進、環境負荷の少ないものを選択するグリーン購入、省エネルギー活動の普及啓発を行い、市民が負担なく環境にやさしい生活スタイルへ転換するよう進めます。また、公共施設の新築、改築をする際には、省エネルギー機器の導入、災害発生時にも使用可能な太陽光などの継続的に利用可能な再生可能エネルギーの有効利用を進めます。
- スマートエネルギー都市の実現に向け、個々の住宅や施設などへの環境配慮型設備の導入といった点での推進に加え、面的な取組について調査、研究を進めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
環境マネジメントシステム運営事業	・法令、都条例に基づく届出を毎年提出し、法令を遵守します。また、市の公共施設において、管理標準を作成し、エネルギー使用量を計画的に削減します。
環境保全活動事業	・環境保全活動センターを拠点とし、市民・事業者・学校等と連携し、環境まつり等の環境啓発事業を実施するとともに、広く市民に環境学習の機会並びに交流及び活動の場を提供します。
地球温暖化対策事業	・姉妹都市である長野県佐久穂町の町有林におけるCO_2の吸収分と、府中市から排出されるゴミ袋を焼却する際に発生するCO_2の一部との相殺を図り、地球温暖化を防止します。 ・公共施設の改修、建替の際には積極的に太陽光発電システム等の環境配慮型設備を導入するとともに、「低炭素」・「快適性」・「防災性」の３つを同時に備えたスマートエネルギー都市の実現を目指します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・積極的に環境についての情報交換の場に参加し、正確な知識をもつ。
・環境啓発イベントや環境学習講座に参加し、地域でのリーダーとして率先して環境に配慮した活動を実践する。
・住宅に、環境に配慮した造りや設備を取り入れる。
・環境保全活動センターを中心に市民に興味をもってもらえる、わかりやすい講座を協働で企画・運営する。

3　生活環境の保全

施策３０　まちの環境美化の推進

（１）現状と課題

市では、「環境美化推進地区」及び「喫煙禁止路線」を指定しているほか、ごみ、たばこのポイ捨てなどを禁止行為と定め、市内全域のマナー向上など環境美化の啓発を目的とした取組を市民、事業者との協働で行っています。

生活環境問題については、空き家対策の相談窓口を一本化し、市民、事業者、関係機関と連携しながら市をあげて対策に取り組むとともに、生活環境に影響を与える害虫対策、アライグマ・ハクビシン等生活環境への影響が懸念される害獣対策を講じるなど、良好な生活環境の確保に努めています。

しかしながら、まちの美観を損ねる行為や生活環境に不安を及ぼす問題は年々多様化しており、各種取組後も、なお解決に至らない課題が存在しています。環境美化の推進には市民一人ひとりの心がけ、マナーの向上が不可欠であることから、市、市民、事業者がより一層連携してその機運を醸成するとともに、多様化する課題に対して、最新の動向に注視しながら対策に取り組む必要があります。

（２）めざす姿

市民と市が協力してまちの環境美化を推進することで、全ての市民が高い美化意識のもと、生活環境における問題の改善に強い関心と責任をもち、美しく快適な環境を維持しています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
周辺の美化清掃を実施した駅数（駅）	環境美化推進地区内にある５駅のうち周辺の美化清掃を実施した駅数です。全５駅での実施を目指します。	２駅（Ｈ２３年度）	３駅（Ｈ２７年度）	５駅
自主的な清掃活動への参加団体数（団体）	市民、事業者が地域で行う自主的な清掃活動の参加団体数です。増加を目指します。	７０団体（Ｈ２３年度）	７３団体（Ｈ２７年度）	８０団体
美化活動における府中駅周辺の収集ごみ量（ｋｇ／回）	地域安全･環境美化の日美化活動において府中駅周辺で収集されたびん･缶･ペットボトルの１回当たりの収集量です。減少を目指します。	－	１１．３５ｋｇ／回（Ｈ２７年度）	８ｋｇ／回

（４）施策の方向性

- ごみやたばこのポイ捨ての禁止、喫煙禁止路線の周知、喫煙者のマナーアップなど、環境美化の啓発活動を引き続き実施します。
- ごみ袋の配付・回収などを通じて、自治会や事業者などの団体の自主的な清掃活動を支援します。
- 環境美化推進地区における美化活動を推進することで、市民の美化意識の高揚につなげます。
- 良好な生活環境を確保するため、空き家、害虫、害獣その他の生活環境問題対策を講じます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
環境美化推進事業	・環境美化活動を実施する地域を増やし、より多くの地域で啓発活動を実施します。また、自主清掃の参加者を増やすため、事業の周知を図ります。
空き家・空き地等対策事業	・指導の徹底を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく体制整備を進めます。 ・職員が実施する調査、地元自治会からの情報提供などを通じ、空き家・空き地の現況の把握を行います。 ・空き家・空き地の所有者、管理者への適正な管理の指導を行います。 ・市民、事業者、関係機関と連携し、市民の安全な生活環境を確保します。
市民清掃活動事業	・多摩川清掃市民運動をより楽しく魅力的な事業にするべく、市内のさらに多くのスポーツチームなどに参加を依頼していきます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・積極的に、地域の清掃活動に参加する。
・一人ひとりがポイ捨てや路上喫煙の禁止を守り、犬のふんを片付けるなど、マナー意識をもつ。
・市民、事業者、関係機関は、生活環境における問題の改善に強い関心と責任をもち、市が行う空き家、害虫、害獣その他の生活環境問題への取組に協力する。

3　生活環境の保全

施策３１　公害対策の推進

（1）現状と課題

快適な生活環境を保全するため、市では水質、大気、騒音・振動調査などを継続的に実施し監視するとともに、騒音については国等が定める基準値の維持に努めています。

公害の苦情に関しては、迅速な対応、解決が求められますが、原因の複雑化や生活様式の多様化、地域間でのつながりの希薄化により、即解決に至ることが難しいケースもあり、課題となっています。

国、都、近隣市など関係機関との連携を密にすることなどにより、公害、苦情に発展する前段階での対応を図っていくことが重要となります。

（2）めざす姿

騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下を中心としたいわゆる典型７公害の監視体制が継続されており、事業者に対し指導、助言等を行うことにより公害の発生が未然に防止されています。また、市民、事業者が積極的に環境活動に取り組むとともに、近隣に配慮した行動に努めることにより、快適に過ごせる環境が保全されています。

（3）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
市民1，000人当たりの公害苦情件数(件)	年間の苦情受付件数を人口1，000人当たりに換算した数値です。適正な監視･指導により、減少を目指します。	0．39件 (H23年度)	0．43件 (H27年度)	0．29件
騒音･大気汚染などの公害に悩まされている市民の割合(%)	市民意識調査により把握します。適正な監視･指導により、減少を目指します。	15．1% (H23年度)	15．5% (H27年度)	11．9%

（４）施策の方向性

・公害問題は、急に新たな問題が発生することもあり、予測が難しい問題ですが、水質調査、騒音調査、振動調査、大気調査、放射能調査などを継続的に実施し、監視します。
・公害防止のための指導や支援、情報提供などを行っていきます。
・公害の苦情・相談の受付体制を充実させるとともに、国・都・関係機関との連携を密に図り、苦情の前段階での対応に努めます。また、新たな公害問題にも迅速に対応します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
公害防止指導対策事業	・複雑化する公害の苦情、相談に、専門的知識を有する人材を確保し、対応します。 ・騒音・振動調査、交通量調査、大気調査などを継続的に実施し、監視します。
環境衛生分析調査事業	・水質調査、ダイオキシン類調査、放射能調査などを継続的に実施し、監視します。 ・各種調査において正確な結果を得るため、適正な機器の更新を図ります。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・お互いの生活様式や文化の多様化を理解することで、近隣に配慮し、公害の防止に努める。
・環境への負荷の低減に努める。

3　生活環境の保全

施策３２　斎場・墓地の管理運営

（１）現状と課題

府中の森市民聖苑では、火葬件数がここ数年増加してきている一方で、葬儀については多様化・簡略化の傾向が見られることから、市民ニーズに対応した安定的・効率的な運営を図る必要があります。

平成２４年度に稲城・府中墓苑組合を設立し、稲城市内に墓地及び葬儀・法要施設である南山ホールを整備し、平成２７年９月から「公営稲城・府中メモリアルパーク」の運営が始まりました。今後は、組合における墓地の供給計画の着実な推進による計画的かつ効率的な管理運営を行っていく必要があります。

（２）めざす姿

府中の森市民聖苑が安定的・効率的に運営され、市民が葬儀等を希望に沿った形で執り行うことができています。

また、稲城市と共同で墓地及びメモリアルホールを管理運営し、安定的かつ永続性の高い公営の墓地を求める市民の需要に応えています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
斎場平均待ち日数(日)	式が円滑に行えるよう年間を通じての平均待ち日数です。施設の効率的運営等により、減少を目指します。	―	1．9日 (H27年度)	1．7日
墓地の供給率(%)	墓地の供給計画に基づく供給率です。芝生墓地及び普通墓地は供給完了を目指し、合葬式墓地及び樹林式墓地は概ね4割程度の供給を目指します。	―	芝生墓地 9．9% 普通墓地 9．9% 合葬式墓地 3．9% 樹林式墓地 4．0% (H27年度)	芝生墓地 100．0% 普通墓地 100．0% 合葬式墓地 46．0% 樹林式墓地 46．0%

（４）施策の方向性

・葬儀の多様化・簡略化に対応できる施設運営を行い、安定的なサービス提供を図ります。
・稲城市と共同で設立した稲城・府中墓苑組合を主体として、計画的かつ効率的に墓地の供給及び管理運営等を行います。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
府中の森市民聖苑管理運営事業※	・宗教や宗派にかかわらず、通夜、告別式、火葬、法要などの一連の行事を行える場となるよう、効率的な施設運営を行います。また、継続的に安定した運営を図るため、施設及び設備の改修整備を行っていきます。
市民墓地の管理運営事業	・稲城市と共同で設立した稲城・府中墓苑組合を主体として、計画的かつ効率的に墓地の供給及び管理運営等を行っていきます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・市民聖苑での葬儀の有り様の多様化に宗門等も応えていく。
・公営墓地の役割、必要性等を理解し、適切に使用する。

4　循環型社会の形成

施策３３　ごみの発生抑制と資源化推進

（1）現状と課題

本市ではこれまで「循環型社会」の形成に向け、市民とともに３Ｒ（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））の推進に取り組んできました。

ダストボックス方式から戸別収集方式への変更とごみの有料化が実施された直後は、市民のごみの排出抑制に関する意識が浸透し、ごみの収集量は大幅に減少したものの、その後はほぼ横ばいであることから、今後も、ごみに対する意識啓発を図り、更なるごみ減量、３Ｒの推進に向けた施策を、積極的に展開する必要があります。

エコセメント事業やリサイクルプラザから発生する残さ*のガス化事業などにより、現在、最終処分場での埋立処分量はゼロとなっています。限りある処分場を今後も長く利用できるよう、ごみ減量や適切な分別による資源化を引き続き推進する必要があります。

※残さとは、資源物などを取り除いた後のかすのことです。

（2）めざす姿

市と市民・事業者が協働してごみ減量や３Ｒの推進を図ることで、環境負荷の低い循環型社会が形成されています。

ごみの収集運搬・中間処理施設については、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることに加え、効果的な運営や更なる再生利用が推進されています。

最終処分場については、ごみ減量や適正な分別の推進が図られ、埋立処分量はゼロを継続しています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
市民１人当たりのごみ・資源の排出量（g／日）	家庭系燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物、事業系可燃ごみの排出量を合計した年間総ごみ量を、市民１人１日あたりに換算した数値です。減少を目指します。	６４５ｇ（Ｈ２３年度）	６３１ｇ（Ｈ２７年度）	５９５ｇ
市民１人当たりのリサイクルプラザへの資源物搬入量（g／日）	リサイクルプラザへの資源物の年間搬入量を市民１人あたり、１日あたりに換算した数値です。減少を目指します。	１４６ｇ／日（Ｈ２３年度）	１４３ｇ／日（Ｈ２７年度）	１３５ｇ／日
集団回収に取り組む自治会数（団体）	古紙、缶などの集団回収に取り組む自治会数です。増加を目指します。	―	３１７団体（Ｈ２７年度）	３４０団体

（４）施策の方向性

・市民・事業者・行政の３者が協働によりごみ減量に取り組んでいくことを目的に、府中市ごみ減量等推進市民会議の開催や各種イベントでの啓発活動を行い、ごみ減量・３Ｒの取組を進めます。

・集団回収未実施地域の自治会や大規模集合住宅に働きかけを行い、集団回収の拡充に努めます。

・燃やすごみの大半を占める生ごみの減量化に向け、生ごみを出さない取組や水切りの徹底などの啓発に努めます。

・ごみの収集運搬・中間処理施設などの各施設では、適正な処理を行うことに加え、計画的かつ効果的な施設運営を行うことで、できるだけ長く施設を稼働させることに努めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
ごみ減量推進事業	・集団回収事業を積極的に推進し、資源物の行政収集の縮小を目指します。
ごみ減量運動啓発事業	・エコクッキング教室の実施やエコレシピを発行するなど、様々な啓発事業を行うことで、食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品（食品ロス）の削減に努めます。 ・幅広い年齢層を対象としたごみ減量の啓発事業に努めます。
廃棄物収集運搬事業	・ごみの収集運搬については、排出ルールに基づいて収集し、各中間処理施設へ搬入します。
多摩川衛生組合管理運営事業	・本市の燃やすごみを焼却処理している多摩川衛生組合の運営については、他の構成市とも連携しながら、安定的かつ効率的な運営に努めます。
東京たま広域資源循環組合	・東京たま広域資源循環組合の構成員である自覚をもち、ごみ減量や適正な分別を推進し、埋立処分量のゼロの継続に努めます。
リサイクルプラザ管理運営事業	・燃やさないごみや粗大ごみの分別収集を徹底するとともに、施設での選別作業をきめ細かく行うことで、適正なごみ処理に努めます。また、新たな有価物の売却品目を模索し、再生利用の拡充に努めます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・リサイクル（再生利用）からリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を意識した生活への転換を図り、環境負荷の低い循環型社会の形成に取り組む。
・古紙や缶などの資源物の持ち去り行為やごみの排出状況の悪い場所などに関して、市に情報提供する。
・効果的で適正な処理が行えるよう、ごみ処理の過程を理解し、分別排出ルールを厳守する。
・市民・事業者・行政の３者が協働によりごみ減量に取り組んでいくことを目的に、府中市ごみ減量等推進市民会議の開催や各種イベントでの啓発活動を行い、ごみ減量・３Ｒを推進する。

5　交通安全・地域安全の推進

施策３４　交通安全の推進

（１）現状と課題

駅周辺に自転車駐車場を整備するとともに放置自転車対策を強化したことにより、放置自転車数は減少しています。市民意識調査によると、「安心して歩道を通行することができると感じる市民の割合」は、平成２３年度の２８．９％から平成２７年度には３８．５％に大幅に増加しており、交通事故発生件数もここ数年で大きく減少しています。しかしながら、市民に自転車運転のルールやマナーが十分に浸透しているとはいえず、依然として自転車乗用中の事故が見られます。

市民の良好な生活環境を守り交通事故を減少させるため、引き続き自転車駐車場や街路灯、道路反射鏡等の交通安全施設を整備すると同時に、街路灯の LED 化を進めることで維持管理費用の削減を計画的に進めることが課題です。また、各駅周辺では継続的な放置自転車対策を進めていくことに加え、暫定的に設置した自転車置場である「ちょこ・りん・スポット」の役割を府中駅周辺の自転車駐車場に移し、より安全な歩行空間を確保する必要があります。

（２）めざす姿

交通安全のルールや正しいマナーが浸透しており、自転車駐車場や交通安全施設等の整備及び放置自転車対策が拡充され、市民が安心して暮らしています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
安心して歩道を通行することができると感じる市民の割合（%）	市民意識調査により把握します。増加を目指します。	28．9%（H23年度）	38．5%（H27年度）	40．0%
市民1，000人当たり交通事故発生件数（件）	年間の府中市内で発生した物損事故と人身事故の発生件数を、人口1，000人当たりに換算した数値です。減少を目指します。	3．2件（H23年）	1．9件（H27年）	1．5件
自転車駐車場収容可能台数（台）	市内の自転車駐車場の収容可能台数の合計です。放置自転車の削減に向け、増加を目指します。	22，172台（H27年度）	22，172台（H27年度）	22，900台

（４）施策の方向性

・スクールゾーンなどの指定や、違法駐車の取締り強化など、警察署や各関係団体の協力を得ながら、交通事故の減少に向けて交通環境の整備を推進するとともに、継続して交通安全意識の普及・啓発を図っていきます。
・道路管理者や協力団体と調整を図りながら、自転車駐車場の整備を進めるとともに、放置自転車対策を強化し市民の良好な生活環境を確保します。
・自転車駐車場、市営駐車場及び交通安全施設については、適切な維持管理と必要に応じ修繕又は整備を行います。
・自転車に関する交通秩序の整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、警察署、交通安全協会等と連携して自転車競技大会等の活動を推進します。また、自転車に係る通行実態・事故実態等を踏まえ、自転車ナビマークの整備を推進するとともに、自転車走行空間に関する協議会（東京都、東八道路沿線四市で構成）と連携し、自転車走行空間の整備に向けた検討を進めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	H３０～H３３年度の取組内容
交通安全意識啓発事業	・交通安全の普及を図るため、警察や関係団体などと協力しながら啓発活動を行います。
駅周辺自転車対策事業	・市内の各駅周辺に自転車誘導整理員を配置し、自転車利用者に対し自転車駐車場に駐車するよう誘導を行うとともに、放置自転車の撤去を行い、良好な生活環境の確保に努めます。また、保管所を統合し、自転車返還業務の経費削減に努めます。
自転車駐車場管理運営事業	・市立自転車駐車場の円滑な業務運営を目的に、管理運営、清掃、警備、設備点検等の業務委託を行うとともに、自転車の安全利用を推進するため、自転車無料点検を行います。また、施設が老朽化しているため、設備等の修繕を適宜行います。
交通安全施設維持管理事業	・交通安全施設の適切な維持管理を行います。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・警察・各関係団体・自治会又はＰＴＡ等が地域に密着した交通事故防止活動を推進するだけでなく、市民一人ひとりが協働で交通安全に取り組む。
・自転車は道路等公共の場所に放置してはいけないことを理解し、自転車駐車場を積極的に利用する。
・交通安全教育について、警察・各関係機関・関係団体・市が協力し、自治会・老人クラブ・学校・会社等が、自身の活動の中で、自主的に、対象に見合った交通安全教育を行う。

5　交通安全・地域安全の推進

施策３５　地域安全の推進

（１）現状と課題

防犯協会や市民主体の自主防犯パトロール及び防犯灯、防犯カメラの設置により犯罪発生件数は年々減少していますが、凶悪事件の報道やたばこのポイ捨て等のマナー違反により、市民が感じる治安に対するイメージは良くなっているとは言えません。また、過去に設置した防犯カメラの経年劣化による修繕・維持管理費が設置団体の負担になっており、防犯カメラの更新が急務となっています。

安全で安心して暮らせるまちづくりには行政機関による施策展開だけでは限界があり、市民による自主防犯活動が必要不可欠です。しかし、現状として防犯パトロールの実施にまで至らない団体も少なくありません。また、自主防犯活動を実施する市民の固定化も課題となっています。このようなことから、各団体の意見をくんだ効率的な支援を実施し、「自分たちのまちは自分たちで守ろう！」という気概に満ちた自主防犯活動の活性化を図る必要があります。

（２）めざす姿

市民誰もが安全に安心して暮らせるよう、防犯カメラ、防犯灯などのインフラ整備が進み、市民・事業者・関係団体・警察・市の連携により防犯体制が整備され、それぞれの地域での支え合いや助け合いが行われることで、市民一人ひとりの防犯意識が向上し、自主防犯活動も活発に展開され、犯罪の少ない住みよいまちになっています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
犯罪発生件数（件）	市内の年間刑法犯認知件数です。減少を目指します。	2，721件（H23年）	1，872件（H27年度）	1，372件
地域の治安が悪化していると感じている市民の割合（%）	市民意識調査により把握します。減少を目指します。	22．4%（H23年度）	13．3%（H27年度）	10．0%
地域安全リーダー講習会受講者数（人）	自主防犯活動の核となる地域安全リーダー講習会の累計受講者数です。増加を目指します。	300人（H24年度）	332人（H27年度）	400人

（４）施策の方向性

・市民の防犯意識の向上と、見守りや助け合いの心を醸成する活動を推進します。
・自治会・町内会主体の自主防犯活動を支援するとともに、地域安全リーダー等の自主防犯活動の代表者育成に今後も力を注ぎ、地域に根差した活動を実践します。
・地域の雰囲気やまち並み（景観）の風紀が損なわれないよう、犯罪者が犯罪を行う心境にまで至らないようなまちづくりを進めていきます。
・防犯灯の維持管理を行っていくとともに、防犯カメラの新設、更新、維持管理をしていくための支援を関係団体に対し実施します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
防犯意識啓発事業	・安全・安心まちづくりに向けた自主防犯活動の支援を行います。 ・警察や関係団体と協力し、イベント等防犯活動の活性化に努めます。 ・暴力団排除条例施行に伴う啓発活動を行います。
安全安心まちづくり推進事業	・防犯カメラの経年劣化による修繕、更新や維持管理を進めます。また、新規カメラの設置を行うことで、市民の更なる安全安心な生活の確保に努めます。
防犯灯維持管理事業	・防犯灯の適切な維持管理を行います。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・自主防犯活動に若い世代の人も積極的に参加する。
・高い防犯意識と助け合いの精神そして情報を共有することで相互の連帯を強める。
・関係団体は防犯カメラの修繕、維持管理を適切に実施する。
・関係団体と市は協働で防犯カメラの更新に向けた取組を進めていく。

6　災害対応能力の向上

施策３６ 危機管理対策の強化

（１）現状と課題

本市では、総合防災訓練や合同水防訓練の実施等により、防災関係機関との連携強化や、防災意識の啓発に努めてきました。

また、地域防災計画の整備や当該計画に係るマニュアル策定のほか、全国瞬時警報システムの整備、災害時応援協定の締結、備蓄品の整備、地域防災訓練の支援等により、災害対応能力の向上に努めてきました。

更に、「災害に強いまち」を目指して、平成２８年度に文化センター圏域毎に自治会・町会・管理組合等を中心とした自主防災連絡会を創設し、自助・共助の理念に基づき、市民が主体的に地域の防災に関わることで地域防災力の向上を図っていきます。

今後の課題としては、各家庭や地域における防災意識の向上、避難所運営マニュアル策定の支援、情報伝達手段の確保、帰宅困難者対策、長期化する避難生活対策などがあります。これらの課題は東日本大震災などの大規模災害で明らかになった新たな課題であり、的確に対応できるよう、更なる防災対策の強化に努めていく必要があります。

（２）めざす姿

市民一人ひとりが日頃から災害に備えるとともに、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」について理解し、大規模災害時には、地域の助け合いで的確に行動できるようになっています。また、市では、災害応急対策を迅速に実施し、被害を最小限に抑える体制が整っています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
日頃から家庭で災害に対する備えをしている市民の割合 (%)	市民意識調査により把握します。まずは家庭でできることを行うことが防災･減災の基本となることから、この割合の増加を目指します。	―	57．4% (H27年)	80．0%
「避難所運営マニュアル」が策定された一次避難所数 (か所)	市内にある34か所の一次避難所のうち、「避難所運営マニュアル」が策定された一次避難所の数です。増加を目指します。	―	21か所 (H27年)	34か所
災害時の避難場所を知っている市民の割合 (%)	市民意識調査により把握します。増加を目指します。	77．9% (H23年)	82．1% (H27年)	90．0%

（４）施策の方向性

- 防災行動力を高めるため、より実効性のある総合防災訓練を実施します。
- 災害時の避難対策として、迅速かつ安全な避難誘導を行うことができるように、一次避難所である学校と地域住民による「避難所マニュアル」の策定を支援します。
- 地域住民の主体的な取組による、自助・共助を基本とした防災訓練について支援します。
- 災害時における市民への情報伝達手段を充実させ、市、学校及び地域において情報共有できる体制づくりを行い、連携強化を図ります。
- 災害時における対策強化のため、他自治体や民間企業等との協定の締結や、避難所となる公共施設における備蓄計画を推進します。
- 自主防災連絡会の活動を通して市民の防災意識を高めることにより、市民が自ら主体的に取り組む「災害に強いまち」を目指します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
防災意識啓発事業	・合同水防訓練や従来の住民参加型の総合防災訓練に加えて、市民の主体的な取組による避難所開設運営訓練の実施、起震車の派遣等により、防災関係機関との連携強化や、市民の防災意識の啓発に努めます。
地域防災計画策定事業	・地域防災計画の修正及び当該計画に係る各種マニュアル等を踏まえた事業継続計画の策定を行うとともに、各種訓練を実施することにより、災害対応能力の向上に努めます。
防災資材等整備事業	・アレルギー対策非常食を含む災害時における非常食や防災資材等の備蓄品を定期的に購入することにより、大規模災害発生時の初期段階における応急態勢を整備します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・自助・共助の意識をもち、住宅の耐震化や地域の特性に応じた防災訓練等に自発的に取り組む。
・大規模災害時の行動について、日頃から家族・地域で話し合う。

6　災害対応能力の向上

施策３７　消防力の充実

（１）現状と課題

東京消防庁による１本署、４出張所体制の常備消防と、１８個分団による消防団の非常備消防により、消防・防災体制を整備しています。しかし、消防団員の市外勤務者の増加等により、平日昼間の火災等における出動に際し、団員の確保がさらに難しくなることが想定されます。また、将来に向けたより一層の地域防災力の強化を図るため、その担い手となる若年層の入団の促進が求められています。加えて、消防団の活動に必要となる車両や資器材の計画的な整備・更新が必要です。今後は、地域における消防団の役割がますます重要となることから、防災訓練等を通して地域情報等の共有化を図り、地域と連携した活動が展開できるよう、消防団活動への支援の充実が求められます。

（２）めざす姿

日頃から市民一人ひとりの火災防止の意識が高く、市民・地域の自主的な防災活動が積極的に行われています。

また、各種災害に迅速・的確に対応できる消防力を確保することにより、火災や地震、風水害などの災害による市民の身体、生命及び財産への被害が最小限に抑えられています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
１，０００世帯当たりの火災発生件数(件)	市内の年間火災発生件数を、１，０００世帯あたりに換算した数値です。減少を目指します。	０．９０件 (H２３年)	０．６０件 (H２７年)	０．６２件以下
消防団員の定員充足率(%)	消防団員が定員数確保されているかどうかを表す数値です。１００%を目指します。	９９．０% (H２３年度)	９９．０% (H２７年度)	１００．０%
火災による死者数(人)	市内で発生した火災による年間死者数です。0人を目指します。	1人 (H２３年)	1人 (H２７年)	0人

（４）施策の方向性

・消防団の活動内容を市民に広く理解していただくため、消防団の活動を広報や市ホームページ、地域の防災活動などでＰＲします。
・防災訓練等を通して地域情報等の共有化を図り、消防団と市民、東京消防庁との連携を強化します。
・消防団活動に必要不可欠であるポンプ車や資器材を計画的に更新します。
・消防水利の適切な維持管理・設置に努めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
広域的消防連携事業	・東京消防庁へ委託し、常備消防事務を行います。
消防団活動支援事業	・府中市消防団の活動を支援します。
消防団ポンプ車更新事業※	・府中市消防団が使用しているポンプ車を定期的に更新します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・消防団の活動を理解し、消防団へ積極的に入団する。
・住宅用火災警報器の設置や定期的な維持・管理など、自分でできる火災予防は全て実施する。
・市と消防団は日頃から連携し、地域の防災意識の啓発や、各種災害に迅速、的確に対応できるようにするための訓練等を行う。
・消防団・市民・東京消防庁・市で連携して防災訓練等を実施する。

３　人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）

基本目標	基本施策	施策
３　人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）	１　人権と平和の尊重	３８　人権意識の醸成 ３９　平和意識の啓発
	２　男女共同参画の拡大	４０　男女共同参画の推進
	３　国際化と都市間交流の推進	４１　都市間交流の促進 ４２　国際化の推進
	４　生涯にわたる学習活動の推進	４３　学習機会の提供と環境づくりの推進 ４４　図書館サービスの充実
	５　文化・芸術活動の支援	４５　市民の文化・芸術活動の支援 ４６　文化施設の有効活用 ４７　歴史文化遺産の保存と活用
	６　スポーツ活動の支援	４８　スポーツ活動の普及・促進 ４９　スポーツ環境の整備
	７　学校教育の充実	５０　教育環境の充実 ５１　教育・指導内容の充実 ５２　学校給食の充実 ５３　児童・生徒の健康づくりの推進 ５４　学校施設の保全
	８　青少年の健全育成	５５　青少年の健全育成
	９　市民との協働体制の構築	５６　地域コミュニティの活性化支援 ５７　市民活動の促進と市民協働の推進

1　人権と平和の尊重

施策３８　人権意識の醸成

（１）現状と課題

市では、虐待、いじめ、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）などの深刻な人権侵害に関わる相談と啓発を実施していますが、その解決は容易ではありません。また、ＬＧＢＴ※への偏見や差別などの新たな人権問題も発生しています。

多種多様化する人権問題の解決に向け、講座等を通じて市民の人権意識を高め、また、問題を抱える市民が必要なときに円滑に相談ができる体制をとるとともに、市民が地域ぐるみで相談し助け合うコミュニティを育てることが課題です。

※ＬＧＢＴとは、女性同性愛者（Ｌｅｓｂｉａｎ）、男性同性愛者（Ｇａｙ）、両性愛者（Ｂｉｓｅｘｕａｌ）、性別越境者（Ｔｒａｎｓｇｅｎｄｅｒ）の頭文字をとった総称です。

（２）めざす姿

性別、年齢、国籍や障害の有無などを問わず、市民一人ひとりが、お互いの人間性を尊重し認め合っています。また、問題や悩みがある人へ、行政の支援だけでなく、地域においても相談や助け合いがなされています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
性別や年齢等による不利益があると感じている市民の割合（%）	市民意識調査により把握します。多種多様な人権問題への意識醸成を図り、減少を目指します。	―	14.0%（H27年度）	10.0%未満

（４）施策の方向性

・人権尊重の理念や多種多様化する人権問題について正しい理解が得られるよう、関係機関と連携して、人権に係る情報提供・啓発イベントなどを行います。
・人権に関する悩みを抱える方には、様々な窓口において相談を受け、問題解決を図っていきます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
人権啓発事業	・多摩東人権擁護委員協議会と協力して、啓発事業を行います。
女性人権推進事業	・ＤＶ防止などの啓発事業を実施します。 ・デートＤＶ※意識啓発講座を大学等と連携し実施します。 ・女性の人権に関する相談事業を実施するとともに、相談窓口の周知に努めます。 ・民間シェルターの円滑な運営のために補助金を交付し、被害者支援の一助とします。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

※デートＤＶとは、交際中のカップル間に起こるＤＶのことをいいます。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・互いの人間性を尊重し、認め合う。
・人権啓発イベントなどに積極的に参加し、自他の権利に関する正しい知識を身に付ける。
・地域社会において、互いに相談・手助けをする。
・市、学校、地域等の連携により、デートＤＶ関連講座を実施し、意識啓発を図る。

1　人権と平和の尊重

施策３９　平和意識の啓発

（１）現状と課題

市では、市民一人ひとりに平和の大切さを訴えるため、平和首長会議への加盟や平和展、平和のつどいなどを展開するとともに、市民と協力して平和を守る意識を啓発する事業を進めています。しかし、戦後７０余年を経過し、戦争を体験した世代も少なくなってきているため、戦争体験を次世代にいかに伝承していくかが大きな課題となっています。市民との協働による平和意識の啓発をいっそう進めるとともに、市民同士の情報の共有及び発信を促していくことが求められています。

（２）めざす姿

市民一人ひとりが、世界平和への願いを込めた「府中市平和都市宣言」を尊重し、市と協働して平和事業に取り組んでいます。また、市民一人ひとりが、世界の恒久平和を願い幸せに生活しています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
平和啓発事業参加者数（人）	平和啓発事業（平和展・平和のつどい等）への来場・参加者数です。増加を目指します。	10，400人（H23年度）	12，252人（H27年度）	13，000人
平和が大切であると感じている市民の割合（%）	市民意識調査により把握します。増加を目指します。	83．5%（H23年度）	90．5%（H27年度）	91．0%

（４）施策の方向性

・市民と協力して平和に関する意識啓発の機会を積極的に設けるとともに、そういった機会を市民に広く周知するための広報活動を充実させます。特に、戦争体験談等の朗読など戦争体験に関する伝承の機会を提供していきます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
平和啓発事業	・平和展や平和のつどいなどの平和啓発に関する事業や平和都市宣言の更なる広報・周知を図ります。 ・特に、次世代を担う子どもたちを対象に、夏休み期間中に平和啓発に関する映画上映などの事業を実施します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・平和意識を啓発するための学習や活動などに参加するだけではなく、周囲の人々にも声をかけてみんなで意識啓発に取り組む。
・学んだことをただ一方的に情報として受け取るのではなく、自分なりに考えるように努める。また、家庭内の話題にしたりＰＴＡや自治会等自分の所属するコミュニティで共有して考える。
・子ども平和事業への生涯学習サポーターの協力など、地域の資源を活用し、市民と協働した平和啓発事業に取り組む。

2　男女共同参画の拡大

施策４０　男女共同参画の推進

（１）現状と課題

市の審議会などへの女性の参画は、全体的に見れば３０％を超えていますが、各々の審議会等ではそれ以下の場合が多く、更なる女性委員の登用が必要です。また、職場や家庭における性別による役割分担意識もいまだに見られます。あらゆる分野における男女共同参画を推進するために、男女がともに協力し合い、性別にかかわらず多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備や男女の家事・育児等の分かち合いが必要なことから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進などの意識啓発事業の更なる実施が必要です。

（２）めざす姿

「府中市男女共同参画都市宣言」の趣旨に沿い、男女がともに喜びと責任を分かち合い、お互いを理解し支え合い、職場・地域・家庭等の社会のあらゆる場に平等に参画しています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
性別による役割分担意識にとらわれない人の割合(%)	市政世論調査により把握します。増加を目指します。	50.6% (H22年度)	63.0% (H26年度)	70.0%
市が設置する審議会などの女性委員の割合(%)	市が設置する審議会などにおける女性委員の割合です。増加を目指します。	30.3% (H23年度)	31.8% (H27年度)	40.0%
男女共同参画推進フォーラム参加者数(人)	市民との協働により毎年開催する男女共同参画推進フォーラムの参加者数です。増加を目指します。	645人 (H23年度)	934人 (H27年度)	1,200人

（４）施策の方向性

・市民との協働で実施する男女共同参画推進事業の更なる活性化を目指します。
・市民企画講座の実施など市民団体への支援を行うとともに、普及啓発のためのセミナーを開催するなど、男女共同参画の推進を図ります。
・男女がともに協力し合い、性別にかかわらず多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備や男女の家事・育児等の分かち合いが必要なことから、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
女性活動推進事業	・男女共同参画週間事業、男女共同参画推進フォーラムなど意識啓発事業を実施します。 ・男女共同参画の推進のために、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座等を実施します。
男女共同参画推進協議会運営事業	・女性センターの事業計画及び運営のあり方の検討及び男女共同参画計画の第三者評価等を実施します。
女性センター維持管理事業	・安全で安心して利用できる施設の維持管理に努めます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・男女共同参画についての認識を高め、自分に身近なところからその実現に取り組んでいく。
・積極的に男女共同参画の推進に関する講座等を実施するなど、意識啓発を行う。
・市民団体、事業者、市等が協働でワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座等を実施し、男女がともに、職場・家庭・地域等で協力し合える意識醸成を図る。

3　国際化と都市間交流の推進

施策４１　都市間交流の促進

（1）現状と課題

市では、昭和５４年１０月に長野県八千穂村（当時）と姉妹都市盟約を締結し、その後、平成１７年４月に八千穂村が佐久町と町村合併し佐久穂町となってからも、盟約を継続し交流を続けています。また、平成４年８月にオーストリア共和国ウィーン市ヘルナルス区と友好都市盟約を締結し、青少年のホームステイ相互派遣等の交流事業を実施しています。いずれにおいても、経済・産業の活性化や、異なる文化・環境を体験することを目的として、市と市民団体との協働により、それぞれの地域特性を活かした広汎な交流が展開されています。今後も、相互の市民による主体的な交流を支援していくとともに、行政間においても効果的・継続的な交流を図ることが求められます。

（2）めざす姿

多くの市民・事業者が、姉妹都市・友好都市との文化、教育、経済、産業など広汎な分野で、地域特性を活かした交流活動を活発に行っています。また、市の支援のもと、市民の主体的な交流活動が行われ、住民相互の理解が深まり、都市の魅力が高まっています。

（3）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
市が実施した佐久穂町との交流事業に参加した市民の数（人）	市が実施する佐久穂町との交流事業への、年間の市民参加者数です。増加を目指します。	252人（H23年度）	206人（H27年度）	210人
佐久穂町からの交流事業に関わった市の団体数（団体）	佐久穂町から府中市への交流事業訪問者の受け入れに協力した市内団体数です。交流促進に向け、多くの団体の関わりを目指します。	―	3団体（H27年度）	5団体
友好都市ヘルナルス区へのホームステイ派遣者数（人／年）	青少年を対象に実施している友好都市ヘルナルス区へのホームステイ派遣への参加者数です。今後も、これまでと同規模で継続していきます。	6人／年（H23年度）	6人／年（H27年度）	6人／年

（４）施策の方向性

・都市間交流を活性化するため、姉妹都市・友好都市との市民主体による交流を推進します。
・市民相互の理解を深め、人的、文化的、物的交流のほか、環境、経済、産業等、地域特性を活かした広汎な交流を実施します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
姉妹都市交流事業費	・姉妹都市との文化、教育、経済、産業など広汎な分野で、地域特性を活かした交流活動を多くの市民参加の下で実施します。
友好都市交流事業費	・海外友好都市として、平成４年８月に友好都市協定を締結したオーストリア共和国ウィーン市ヘルナルス区との交流を通して、市民の国際理解の推進に努めていきます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・姉妹都市、友好都市との交流事業へ積極的に参加する。
・姉妹都市、友好都市への関心を高め、市民による自主的な交流活動を活発化させる。
・市、市民団体、市民の協働により、姉妹都市、友好都市からも交流活動に参加しやすい体制を構築する。

3　国際化と都市間交流の推進

施策４２　国際化の推進

（１）現状と課題

府中市の外国人住民数は平成２８年１０月１日現在、４，６２９人になっており、近年増加傾向にあります。国籍も１０５か国に上り、多様性の広がりが見られます。

市では、外国人住民が安心して生活することができるよう、平成７年に開設した府中国際交流サロンを拠点として、市民ボランティアや近隣の大学の協力を得て日本語学習会、児童学習支援、簡易な相談や、日本の文化・習慣を紹介する活動、文化交流事業等を実施しています。外国人住民数が増加傾向にあること、ラグビーワールドカップ２０１９や東京２０２０オリンピック・パラリンピックの開催による外国人訪問者の増加が見込まれることから、今後、それらをさらに充実させ、市民の多言語・異文化への理解を推進していくとともに、市と市民、市民団体、地域関連機関等が連携を図り、協働して、外国人とともに生きる社会を目指し、各種施策を展開していく必要があります。また、現在年４回多言語による情報紙を発行していますが、在住外国人に対する日常生活や日本の文化等に関する情報の提供等の充実が求められています。

（２）めざす姿

日本人と外国人市民相互が言語・文化の違いを理解し、多様な価値観を認め合いながら、ともに安心して生活できるまちになっています。また、海外友好都市との交流を通して、市民の国際理解が深まっています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
府中市際交流サロンボランティア登録者数(人)	府中国際交流サロンでの日本語学習会や文化交流活動等の実施を担う、市民ボランティアの登録者数です。増加を目指します。	130人 (H23年度)	147人 (H27年度)	160人
外国人の日本語学習会参加者数(人)	在住外国人を対象とした日本語学習会への年間の延べ参加者数です。増加を目指します。	3,390人 (H23年度)	4,462人 (H27年度)	4,800人

（４）施策の方向性

・府中国際交流サロンでの日本語学習会、交流活動をさらに充実させます。
・市、市民、市民団体、地域の関係機関等の間のネットワークを構築し、相互の連携と協働を進めることで、全ての市民が安心して住める、住みやすいまちづくり、誰でも社会に参画できるまちづくりを推進します。
・友好都市との交流を推進し、市民の国際理解の進展に努めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
国際交流推進事業	・日本語学習会、多言語・異文化理解事業、日本語・英語・中国語・韓国語併記の生活情報紙の充実を図ります。
外国人学校就学支援事業	・市の住民基本台帳に記載があり、学校教育法に規定する外国人学校に通う児童・生徒の保護者に補助金を支給します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・主体的に友好都市との交流を行い、国際理解に努める。
・日本人と外国人市民相互が言語・文化の違いを理解し、衣食住などの生活習慣を含めた多様な価値観を認め合えるよう努める。
・市と地域、市民団体、関係機関が連携、協働して、日本人、外国人の別にかかわらず全ての市民が安心して暮らし、社会に参画できるまちづくりを推進する。

4　生涯にわたる学習活動の推進

施策４３　学習機会の提供と環境づくりの推進

（1）現状と課題

生涯学習講座については、指定管理者制度※を導入したことで、民間事業者のノウハウを活用した講座設定や利用者が参加しやすい環境の整備が図られ、利用者が大幅に拡大しました。しかし、勤労者や若年世代の参加が少ないことから、今後はそういった層のニーズも踏まえ受講しやすい事業・講座を開設するとともに、学習活動の成果発表の場の確保等、学習の場を広げていく必要があります。

また、市民がボランティアとして市や生涯学習センターとの協働による地域づくりに参加できる仕組みづくりや、地域における生涯学習の担い手として活動のできる人材の育成が求められます。

一方で、施設の老朽化が進んでおり、生涯学習センターを安全により多くの市民や団体が利用できるよう、改修計画など施設のあり方の検討を進める必要があります。

※指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間企業・ＮＰＯ等を含む団体に委ねることを可能とする制度で、「多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減等を図ること」を目的に平成１５年６月の地方自治法の改正により創設されました。

（2）めざす姿

市民と行政、事業者が協働してつくりあげた学習の場や多様な学習機会を通じ、高齢者の社会参加や世代を超えた地域交流活動が行われ、「学び返し」により地域教育力が向上しています。また、ボランティア人材の発掘と育成を行うことで、学習した成果を活かしながら市民自らが地域の課題解決に取り組むとともに、生涯学習の担い手として携わるなど、市民の活躍によるまちづくりが進められています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
生涯学習講座への参加者数（人）	生涯学習講座への、年間の延べ参加者数です。増加を目指します。	21，307人（H23年度）	60，917人（H27年度）	80，000人
生涯学習センターの利用者満足度（%）	生涯学習活動の拠点である生涯学習センターの利用者アンケートにより把握します。増加を目指します。	―	74．0%（H27年度）	90．0%以上
生涯学習サポーター登録者数（人）	市民自らが講師となり市民に教えるサポーター活動をしている人数です。増加を目指します。	―	81人（H27年度）	100人

（４）施策の方向性

・さらに充実した学習環境を市民へ提供するため、市民ボランティアや生涯学習センターにおける指定管理者、大学連携等も含めた民間活力を活用します。このことにより、多様なニーズを把握し、幅広い年齢層の参加者拡充に努め、市民の社会教育環境の充実と効果的かつ効率的な施設運営を行います。

・市民が学習成果を自らが地域に還元するなど、地域における様々な連携を推進するための仕組みづくりや支援・助言を行います。

・イベントなどにおいては、市民ボランティアの積極的参加を促し、市民ボランティアと指定管理者及び市との協働による運営を行います。

・施設の老朽化については、指定管理者・関係部署とともに改修計画など施設のあり方の検討を進めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
生涯学習機会創出事業	・生涯学習センターにおいて指定管理者が講座開催などを行うことによって、講座数の増加や内容の多様化を進めます。また、自発的学習意欲を高める講座を開催します。 ・民間事業者のもつノウハウを活かして、効果的な広報活動や学習活動の発表の支援を行うなど、市民サービスの向上及び経費削減を図ります。 ・生涯学習に関する市民ボランティアや地域の担い手等を養成し、指定管理者も含めた協働を進めます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- イベントなどにおいて市民ボランティアとして積極的に参加する。
- 積極的に講座に参加する。また、講座修了後は、学習成果を生かし、地域課題の解決に向けた自立的な活動を行う。
- 地域における生涯学習の担い手としての市民ボランティアと市、指定管理者が協働しながら、講座や地域教育力を高める取組を実施する。

4　生涯にわたる学習活動の推進

施策４４　図書館サービスの充実

（１）現状と課題

テレビゲームやスマートフォン、インターネットなど電子メディアが目覚ましく進展する中、図書館サービスに対する市民の要望も多様化しています。貸出しや閲覧に加え、地域・行政資料の収集と情報発信、レファレンスサービスの充実、ハンディキャップサービス＊１の推進、ホームページからの情報発信・リクエスト受付など、市民の生涯学習を支えるサービスの拡充が課題です。また、市民の読書離れが問題となっており、子どもの頃から読書に親しめる環境づくりのため、おはなし会や児童・ＹＡ（中学・高校生世代）サービスの充実、市民ボランティア・関係機関との連携による読書活動の推進が必要となっています。

サービスの拡充を図る一方で、市民ボランティアとの協働やＰＦＩ※２事業者を含めた民間活力を活用しながら、効果的かつ効率的に施設を運営することも求められています。

※１　ハンディキャップサービスとは、図書館利用に障害がある方々へのサービスです。本の宅配、録音図書作成や対面朗読などのサービスを実施します。

※２　ＰＦＩとは、民間のもつ経営力、資金力、技術力等を生かす社会資本の整備手法です。中央図書館においてＰＦＩを導入し、民間事業者が設計、建設、資金調達、管理、運営の一部を行い、公共サービスの提供をしています。

（２）めざす姿

市民は、図書館で収集、整理、保存されている図書や視聴覚資料などの情報を活用して、知的、文化的な生活を営むとともに、レファレンスサービスを利用して、生活上のさまざまな課題の解決に取り組んでいます。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
市民１人当たり年間図書等貸出数（点）	図書館資料の年間貸出数を府中市人口で除した数値です。増加を目指します。	10．2点（H23年度）	9．0点（H27年度）	10．2点
図書館利用者登録数（人）	図書館資料の貸出に必要な利用者登録をしている人数です。増加を目指します。	－	160，103人（H27年度）	165，500人
レファレンス件数（件）	利用者からの年間相談件数です。増加を目指します。	－	3，991件（H27年度）	4，200件

（４）施策の方向性

・市民のニーズを把握し、地域・行政資料をはじめ、幅広い資料や情報の収集を図り、それらを的確に提供し、様々な方法で情報発信します。
・レファレンスサービスを充実し、他自治体や市内の大学等と連携を図りながら、知的・文化的活動や様々な問題解決を支援します。
・第４期府中市子ども読書活動推進計画に基づく事業展開を行い、保育所、幼稚園、学校等との連携を図るなど、子どもの読書活動を推進します。
・障害のある人や高齢者など図書館利用に支障のある人へのサービスを充実します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
中央図書館運営事業	・講演会や特集展示、図書館だよりなどを通して、中央図書館の魅力や情報力を発信し、市民の生涯にわたる学習活動を支援します。
地区図書館運営事業	・市内に１２館ある地区図書館において、特集展示、おはなし会等の開催などを通して、地域に根ざした図書館サービスを展開します。
レファレンスサービス事業	・市民の調査相談に対応できる資料や地域・行政資料の収集、ホームページを利用した情報発信、調査相談に対応します。データベースを充実させ、調査等に利用できるようにします。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・図書館を利用し、生涯にわたり、自主的な学習に取り組む。
・市と市民ボランティアが協働して、おはなし会の開催、音訳、対面朗読、宅配及び布絵本作成などを通して、市民の生涯学習活動を支援する。

5　文化・芸術活動の支援

施策４５　市民の文化・芸術活動の支援

（1）現状と課題

市では、市民芸術文化祭の開催や府中に伝わる伝統芸能である武蔵国府太鼓の伝承事業等を行うとともに、市民や文化団体の文化・芸術活動を支援しています。また、市民が文化・芸術に親しみやすい環境づくりを進めるため、１０月の第２日曜日を「市民文化の日」として市内の文化施設等で各種イベントを開催し、気軽に文化・芸術に触れる機会を提供しています。

しかし近年では、核家族化や共働き世帯の増加などによるライフスタイルの変化、高齢化の進展などにより、市民の文化・芸術活動や伝統文化の継承が困難になりつつあります。府中のまちがもつ魅力を高めるために、市民の主体的な活動の輪が広がるように、市民の文化・芸術活動をさらに支援し、市民が育てる文化・芸術のまちに向けた環境づくりを進めていく必要があります。

（2）めざす姿

長い歴史の中で培われてきた伝統芸能や芸術文化が次世代へ継承されるとともに、市民の中で文化・芸術活動が活発に行われています。

（3）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
市民芸術文化祭参加者・来場者数（人）	芸術文化活動の発表等を通じ市民芸術文化祭に参加した人の数と、その参観に訪れた人の数です。いずれも増加を目指します。	参加者 5，580人 来場者 121，247人 （H23年度）	参加者 4，968人 来場者 120，465人 （H27年度）	参加者 5，580人 来場者 123，000人
「市民文化の日」の来場者数（人）	10月第2日曜日の「市民文化の日」に、市内文化施設等を訪れ、文化・芸術に触れた人数です。増加を目指します。	―	来場者 13，301人 （H27年度）	来場者 15，000人
武蔵国府太鼓伝承事業参加者数（人）	武蔵国府太鼓の講習会への参加者数です。内容を工夫し、今後も、これまでと同規模で継続していきます。	73人 （H23年度）	51人 （H27年度）	50人

（４）施策の方向性

・公益財団法人府中文化振興財団及び市民文化団体等と連携しながら、府中市ならではの魅力の一つである伝統芸能や文化・芸術の振興に努めていきます。また、市民の自主的な活動の輪を広げるため、補助金の交付による財政的支援や、市の広報やホームページなどに事業を掲載してＰＲするなどの支援を行っていきます。

・毎年１０月第２日曜日を「市民文化の日」として、市内の文化施設等で子どもから大人まで楽しめるような文化や芸術に関するイベントを継続して開催します。市民が文化・芸術に親しみやすい環境づくりをさらに進めるとともに、施設管理者や民間事業者等と協働しイベント内容を工夫するなど、より身近に文化や芸術を楽しめる取組を積極的に行っていきます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
市民芸術文化祭運営事業	・府中市芸術文化協会との共催により、市内各施設において、催し物を実施します。 ・より多くの市民の参加や参観を促すために、事業を積極的にＰＲします。
市民文化の日運営費	・毎年１０月第２日曜日を「市民文化の日」として、市内の文化施設等で子どもから大人まで楽しめるような各種文化や芸術に関するイベントを開催します。 ・市民が文化・芸術に親しみやすい環境づくりをさらに進めるため、イベント内容を工夫し、市の広報やホームページへの掲載、パンフレットの配布などを積極的に行っていきます。
民俗芸能伝承普及事業	・市指定無形民俗文化財であり、伝統芸能である府中囃子の演奏技術の伝承事業を府中囃子保存会に委託して実施するとともに、府中囃子のＣＤを活用し、その伝承や普及に努めます。 ・伝統芸能である武蔵国府太鼓の講習会を武蔵国府太鼓連盟に委託して開催し、その伝承や普及に努めます。
市民文化活動事業奨励事業	・過去１年間の文化・芸術活動について、特に功績があった方に市民芸術文化奨励賞を贈呈します。 ・長期にわたり、芸術文化団体の活動に尽力した方に文化活動功労賞を贈呈します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・府中に伝わる伝統芸能に関心をもつ。また、文化・芸術に触れる機会を積極的に活用する。
・市民文化団体は主体的に活動を推進するとともに、市との協働で市民芸術文化祭などのイベントを開催していく。
・市民文化団体は、広く市民に文化・芸術活動に興味をもってもらえるよう、文化・芸術に限らず分野の垣根を越えた団体間の連携を図る。
・地域や事業者等と市が連携し、市民の文化・芸術活動の場を確保・提供する。

5　文化・芸術活動の支援

施策４６　文化施設の有効活用

（１）現状と課題

府中市には、郷土の森博物館、府中市美術館を始めとした文化施設が数多くあります。市では文化の発信拠点として、これらの文化施設の整備及び管理運営を行ってきました。今後は、市民の郷土愛を高め、いっそう愛着をもてるまちとなるように、公益財団法人府中文化振興財団と連携したコンサートや展示会などの文化・芸術における各種事業を推進して、市民に親しまれる施設運営に努めていくことが必要です。また、施設の老朽化に対応するため、予算の中で優先順位を付けて、施設を計画的に修繕していくことが必要です。さらに、今後は、限られた財源の中で、市民サービスの質を高めながら、良好な施設環境を安定的に提供するため費用対効果をしっかり検証して運営にあたることが重要となります。

（２）めざす姿

安全で快適な文化施設が提供され、市民が文化・芸術を鑑賞・学習したり、文化・芸術活動の発表を行ったりしています。

また、市民が、文化・芸術に親しむことで、文化意識が醸成され、文化の香るまち「府中」が築かれています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
郷土の森博物館入場者数 (人)	郷土の森博物館への年間入場者数及びプラネタリウム観覧者数の総合計です。増加を目指します。	278,021人 (H23年度)	266,106人 (H26年度)	333,000人
府中市美術館入場者数 (人)	府中市美術館への年間入館者数及び美術普及事業参加者数の総合計です。増加を目指します。	170,058人 (H23年度)	223,496人 (H26年度)	220,000人
府中の森芸術劇場３ホールの平均稼働率 (%)	どりーむ･ウィーン･ふるさとの３つのホールに係る稼働率の平均です。増加を目指します。	72.1% (H23年度)	77.0% (H26年度)	78.0%

（４）施策の方向性

・市民の郷土愛を高め、いっそう愛着をもてるまちとなるように市民ニーズを捉えたコンサートや展示会などの文化・芸術事業を展開します。また、本市の文化施設を広くＰＲし、府中市民のみならず、近隣から多くの方々に来場していただき、多摩地域における文化・芸術の発信拠点となるような市民と市の協働による施設運営に努めていきます。
・長期施設修繕計画を作成して、計画的な施設修繕を行っていきます。
・限られた財源の中で、よりよいサービスを提供するために、ネーミングライツ※などの民間活力の導入を検討するなど、施設の維持管理に係る経費の安定的な財源確保を図ります。

※ネーミングライツとは、市の施設等の命名権のことをいいます。民間企業等が施設の愛称等を付ける代わりに、その対価を市に支払うもので、市が得た対価は施設の管理運営の財源となります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
府中の森芸術劇場管理運営事業	・指定管理者※との連携を強化し、施設の適正な維持管理・運営に努めるとともに、施設の老朽化等に伴う大規模修繕を、計画的に実施します。 ・ネーミングライツなどの導入を検討し、施設の維持管理に係る経費の安定的な財源確保を図ります。 ・Ｈ２９年度に開館した府中の森芸術劇場分館の指定管理者との連携を図り、施設の適正な維持管理・運営に努めます。
郷土の森博物館管理運営事業※	・指定管理者との連携を強化し、東京を代表する総合博物館として、特別展、企画展・歳時記展、常設展の展示をはじめ、自然講座やボランティアによる体験学習事業、歴史と伝統のまちふるさとづくり推進事業、梅まつり・あじさいまつり園内事業等の充実を図ります。 ・府中の歴史、民俗、自然をテーマとした調査研究や博物館資料の収集、整理、保管の保全事業を進めます。 ・プラネタリウムの更新を実施し、更なるプログラムの充実を図るとともに、利用料金全体の適正な見直しを図り、歳入の確保に努めます。
美術館維持管理事業	・施設の適正かつ計画的な維持管理・運営を進めるため、老朽化等に伴う大規模改修を、計画的に実施します。 ・美術館の設置目的と基本テーマ「生活と美術」に基づいた収集保存、魅力的な企画展示、常設展示を行うとともに、市民ギャラリー、美術図書室等の充実を図ります。 ・教育普及事業では、小中学校との連携を強化します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・子どもから大人まで幅広い世代が文化施設を積極的に訪れ、文化・芸術に親しむ機会をもつ。
・市民文化団体は、活動を一層広げるとともに市との協働で各種イベントを開催し、文化施設を今まで以上に利用する。

5　文化・芸術活動の支援

施策４７　歴史文化遺産の保存と活用

（１）現状と課題

市では、ふるさと府中歴史館や武蔵府中熊野神社古墳展示館などにおいて、本市の市名の由来である「武蔵国府跡」を中心とした発掘調査の成果や歴史的公文書を展示・公開してきました。今後は、市民の郷土愛を高め、いっそう愛着をもてるまちとなるように、継続的な発掘調査体制の整備を図るとともに、学校教育との連携を推進し、より多くの市民が直接歴史文化遺産の保存と活用に協力する体制を構築することが求められています。

また、市内外の多くの人に、貴重な歴史文化遺産に親しんでもらえるよう、国史跡の武蔵国府跡国司館地区や武蔵府中熊野神社古墳公園の整備を計画的に進めていく必要があります。

さらに、新たな市史の編さんに取り組み、市民、市内外の大学・博物館など多方面からの研究者の協力を得て、史資料の収集、調査、研究を進めています。その成果となる市史刊行物の発行により、市民をはじめとする多くの方へのに周知を図り、本市の歴史を知っていただくとともに、教育分野において活用していただけるようにすることが課題です。

（２）めざす姿

協働による歴史文化遺産の保存活用や、市史刊行物の発行と教育等の場での活用が進み、市民をはじめとする多くの方々が本市の歴史文化遺産について学び、その価値に対する理解を深めています。それによって、「歴史と伝統あるまち・府中」への市民の郷土愛が育まれています。

（3）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
ふるさと府中歴史館入場者数（人）	ふるさと府中歴史館への年間延べ入場者数です。企画や展示の充実を図ることにより、増加を目指します。	44，152人 （H23年度）	92，360人 （H27年度）	100，000人
武蔵府中熊野神社古墳展示館入場者数（人）	武蔵府中熊野神社古墳展示館への年間延べ入場者数です。全国的に希少な型の上円下方墳の墳丘や石室の復元などにより、入場者の増加を目指します。	6，674人 （9月～3月） （H23年度）	10，481人 （H26年度）	16，000人
府中市史編さん事業による刊行物の発行点数（種類）	市史編さん事業による刊行物（資料編、報告書、通史編など）を発行し、本市の歴史について広く周知し、教育分野での活用ができるようにします。	―	―	9種類

（4）施策の方向性

・市民との協働により、地域づくりの場として歴史文化遺産の活用を進めます。
・国史跡武蔵国府跡国司館地区は「歴史と伝統あるまち・府中」を代表する場所であることから、貴重な財産である史跡の保存・整備を行いながら、にぎわいと魅力あるまちづくりにつながるよう、市民等と協働で新たな観光資源として活用を図ります。
・各種文化遺産の普及・紹介活動を行う市民主体のボランティア団体の育成に努めます。
・新たな「府中市史」を、市民、市内外の大学・博物館など多方面からの研究者との協働により編さんし、刊行物の発行等により本市の歴史を広く周知するとともに、教育資料としての活用ができるようにします。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
埋蔵文化財保存活用事業	・発掘調査に係る市民への負担の軽減を図り、発掘調査の成果を公にした調査報告書の発行や埋蔵文化財の公開などを通じ、埋蔵文化財の積極的な活用に努めます。
武蔵国府跡保存活用事業	・国史跡武蔵国府跡国司館地区の保存活用整備工事を進めるとともに、にぎわいと魅力あるまちづくりにつながるよう、市民と協働で活用を図ります。
ふるさと府中歴史館管理運営事業	・これまでに出土した貴重な遺物の展示をはじめ、市史編さんによる企画等の研究・充実に努め、より多くの来館者に文化遺産の理解を深めていただく施設として、また、歴史的公文書の保存公開施設として、市民と協働で、教育のみならず観光に活用される場所となるよう運営していきます。 ・新庁舎への機能移転に伴う公文書館機能の維持及び公文書の保存・収集・活用のあり方について検討します。
府中市史編さん事業	平成２６年度に策定した「市史編さん方針」に基づき、平成３５年度の完了に向けて、市史刊行物の編集と発行に取り組みます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・市民が市内の文化遺産に誇りをもち、愛着をもって文化遺産を守る行動を実施していく。
・市民や団体、市が連携して地域の文化や歴史を伝えられる人材を育成し、武蔵国府跡の歴史的価値など府中の魅力を広く市内外に発信する。
・市民や団体、市が連携して市史編さんや普及・教育活動、文化財を活用した市民参加型イベントの実施などの事業を推進する。
・学校と市が連携して文化財などの文化遺産を活用したふるさと学習を実施する。

6　スポーツ活動の支援

施策４８　スポーツ活動の普及・促進

（１）現状と課題

市内各所にあるスポーツ施設を利用して多くの市民がスポーツ活動に親しんでいますが、年間を通して全くスポーツ活動をしていない市民が、依然として多く見られます。また、スポーツへの関心も高いとは言えず、市内を拠点に活動するトップチーム※1の認知度についても低い状況が見られます。今後、このような現状を踏まえた施策の展開が必要となります。

さらに、様々な個人・団体の自主的活動の支援のために、活動機会の提供等、多くの団体が活動できるよう支援の改善を図っていくことが必要となっています。また、健康づくりや自己実現といった目的に加えて、指導者として、スポーツ人口の拡大に努めるなどの社会貢献活動が求められます。

また、ラグビーワールドカップ２０１９及び東京２０２０オリンピック・パラリンピックの開催は、地域活性化を促進する絶好の機会であるため、地域スポーツの振興などのレガシー※2を創出し、市の持続的な発展につなげることが重要となります。

※１市内を拠点に活動するトップチームには、ＦＣ東京（サッカー）、東芝ブレイブルーパス（ラグビー）、サントリーサンゴリアス（ラグビー）、アルバルク東京（バスケットボール）、府中アスレティックフットボールクラブ（フットサル）があります。

※２レガシーとは、オリンピック等の開催に伴って生み出される後世に残すべき有形又は無形の遺産のことをいいます。

（２）めざす姿

市民がそれぞれのライフステージやライフスタイルに合わせて、自主的・自発的にスポーツに親しむ「スポーツの生活化」が定着しています。また、自己のスポーツ活動を通し、地域社会に貢献しています。

（３）施策指標

指標名(単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
週１回以上スポーツをする市民の割合(%)	市政世論調査により把握します。増加を目指します。	44.7%(H22年度)	42.9%(H27年度)	60.0%以上
市内を拠点に活動するスポーツトップチームの認知度(%)	市政世論調査により把握します。増加を目指します。	―	43.5%(H27年度)	50.0%以上

（４）施策の方向性

・子どもの体力向上のための取組を推進します。
・市民の誰もが、それぞれの体力や能力・年齢・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、安全にスポーツを楽しむことができる、生涯スポーツの充実に取り組みます。
・トップチームを含め、市民や市内で活躍している選手等の情報収集に努め、市民への周知を図る取組を推進します。
・ラグビーワールドカップ２０１９及び東京２０２０オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、「ラグビーのまち府中」、「スポーツタウン府中」の更なる推進を図るとともに、市が持続的に発展することを目指し、市民との協働によりレガシーの創出に向けた取組を推進します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
市民スポーツ大会等運営事業	・市民の日頃の活動成果の発表と参加の場を提供し、市のスポーツ振興を図ります。 ・市民のスポーツ活動を支援するため、継続的な指導に取り組んでいただけるよう、青少年スポーツの振興に寄与した指導者の表彰を行います。 ・市内を拠点に活動するトップチームの協力を得て「ボールふれあいフェスタ」を実施し、子どもたちと一流スポーツ選手との交流を図ります。また、体育の日に「みんなのスポーツｄａｙ」を開催し、市民に運動の機会とコミュニケーションの場を提供します。
東京オリンピック・パラリンピック競技大会等関連事業	・ラグビーワールドカップ２０１９及び東京２０２０オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、「大会気運の醸成」、「キャンプ地の誘致」、「ボランティアの育成支援」、「スポーツ・文化の発展」、「魅力発信」の５本の柱を中心とした取組を実施し、地域に根ざした「スポーツタウン府中」の発展など、レガシーの創出を図ります。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・主体的に健康・体力づくりのためにスポーツ活動を行う。
・市内を拠点に活動するトップチームや家族・仲間が活躍する競技を観戦･応援する。
・ＮＰＯ法人等は、市民のスポーツを支援する取組を行うとともに、広く市民にスポーツ活動に興味をもってもらえるよう、スポーツに限らず分野の垣根を越えた団体間の連携を図る。
・市内を拠点に活動するトップチーム、スポーツ団体等が連携し、一流選手と交流しながらスポーツにふれられる機会を増やし、市民のスポーツ活動への参加機会を充実させる。

6　スポーツ活動の支援

施策４９　スポーツ環境の整備

（１）現状と課題

２０１９年にはラグビーワールドカップ、２０２０年には東京オリンピック・パラリンピックが日本にて開催されることとなり、各種スポーツが盛り上がりを見せています。

一方で、市内スポーツ施設は老朽化が進んでおり、ご利用いただく誰もが、安全、快適にスポーツ施設を利用することができるよう、老朽化対策を進めることが求められています。

（２）めざす姿

ご利用いただく市民の誰もが、各スポーツ施設において安全で快適にスポーツを行っています。また、全ての市民が積極的にスポーツ活動に取り組める拠点として施設整備が進められ、各スポーツ施設がスポーツ振興に寄与しています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
体育施設の利用者数 (人)	市内体育施設の年間延べ利用者数です。増加を目指します。	－	1,451,672 人 (H27年度)	1,539,000 人

（４）施策の方向性

・ご利用いただく誰もが、老朽化が進む市内スポーツ施設を安全・安心な施設として快適に利用できるように整備に努めます。
・国内外の訪問者が利用しやすい施設となるよう各施設の運用を検討します。
・利用者の目線からの意見・要望を老朽化対策事業にフィードバックさせることにより、修繕時期や修繕箇所について最適化を図っていきます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
総合体育館管理運営事業	・市内体育施設の核となる総合体育館を快適に利用できるように維持管理します。
庭球場維持管理事業	・市の庭球場を快適に利用できるように維持管理します。
サッカー場維持管理事業	・市のサッカー場を快適に利用できるように維持管理します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・利用者の目線での施設老朽化に関する意見や要望を施設管理者に伝えることにより、適切な修繕等の実施に協力する。
・各施設利用者は、住吉地区野球場等において、市から土の提供を受け、凹凸等不具合箇所のグランド整備を行う。
・各体育団体や各施設利用者個人が協働でラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック開催に係るスポーツ機運醸成を活用し、各競技において、各スポーツ施設を拠点に、参加者拡大等のスポーツ振興に寄与する。

7　学校教育の充実

施策５０　教育環境の充実

（１）現状と課題

厳しい財政状況の中、ＩＣＴ教育への対応など、新たな教育環境の充実が難しくなっており、効率的に教育環境の充実を図ることが課題となっています。また、子どもたちの教育に関する相談件数が増加傾向にあり、特に保護者等の多様な悩みや心配事に対応するための体制整備が課題になっています。

（２）めざす姿

ＩＣＴ教育や教育相談体制等の教育環境が充実し、児童・生徒が学ぶことの楽しさを味わいながら、健やかに成長しています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
教育用パーソナルコンピュータ整備割合(%)	学級数に対する教育用(教師用)パーソナルコンピュータの整備割合です。各学級に1台の割合で整備を目指します。	―	32.8% (H28年度)	100.0%

（４）施策の方向性

・学校行事の充実や様々な支援体制の整備など、多方面から教育環境の見直しを行い、学校生活において子どもたちが学ぶ楽しさを実感できる教育環境を整備します。
・子どもたちや保護者がもつ悩みや心配事に迅速かつ的確に対応できるよう、教育相談体制を整備し、子どもたちの健やかな成長を支援します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
教育相談環境整備・活用事業	・社会的な動向や教育環境の変化により、増加及び多様化の傾向を示す相談者の悩みや心配事に的確に対応するため、相談員のスキルアップを図るなど、相談体制の充実に努めます。
教育センター管理運営事業	・学校教育施設の拠点として、教職員の研修、学校教育及び社会教育の調査・研究、教育相談に関する事業を効率的に運営します。また、施設の有効利用を目的として会議室を一般に開放します。
ＩＣＴ教育推進事業	・ＩＣＴ教育の実践に必要な環境整備に取り組みます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・教育相談等の支援を得て、自立的に悩みや心配事の解決に向かう姿勢を身に付ける。
・地域、保護者、学校が連携し、地域の人材や資源を活用して学校教育の更なる活性化を図る。

7　学校教育の充実

施策５１　教育・指導内容の充実

（１）現状と課題

学校教育においては、学力向上や道徳心の醸成、体力向上を重点課題として取り組み、学力調査及び体力調査等の平均値は都とほぼ同等の結果を示しています。しかしながら、知識を活用して考え、問題を解決する力の一層の向上や、基本的生活習慣の確立、体力の二極化傾向等への手立てなど、解決すべき課題があります。

また、将来の府中を支える人材の育成という視点からふるさと学習の推進も課題となります。

これらの課題にきめ細やかに取り組むためには、学校だけで取り組むのではなく、保護者、地域の力を結集し、地域の特性を生かした連携・協働により教育を推進することが重要です。

そのため、学校と保護者や地域住民が地域の教育力を活用しながら、双方向の交流を図ることにより地域の活性化を目指すとともに、コミュニティ・スクール※の取組を通して、府中の伝統・文化に根ざした温かみのあるコミュニテイづくりを、一層強化していくことが求められています。

※コミュニティ・スクールとは、府中市の目指す子ども像「心豊かでたくましい子供」の実現を目的とし、学校を中核として、学校を地域に開き、保護者や地域住民等の協力を得ながら、三者が連携してより良い学校づくりを目指す取組のことです。市では平成２６年度から府中市立学校全校で実施しています。

（２）めざす姿

子どもたちに知・徳・体の調和の取れた「生きる力」を育成することを目指して、学校、保護者、地域社会が一体となって教育・指導内容の充実を図っています。これにより、変化の激しいこれからの社会をこころ豊かにたくましく生き抜き、郷土府中の将来を支える人材が育っています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
都学力調査における都平均正答率との差（ポイント）	東京都が小学校第５学年児童と中学校第２学年生徒を対象に実施している学力調査における、府中市平均正答率と都平均正答率との差です。都平均正答率を上回る結果を目指します。	小５ －０．５ポイント 中２ ＋２．６ポイント （Ｈ２３年度）	小５ －０．７ポイント 中２ ＋３．５ポイント （Ｈ２７年度）	小５ ＋２．５ポイント 中２ ＋４．０ポイント
都体力調査における体力合計点が、都平均値を上回っている学年の数（学年）	東京都が全児童・生徒を対象に実施している体力調査における、府中市の平均体力合計点が、都平均値を上回っている学年の数です。男女全学年で都平均値を上回る結果を目指します。	小学校 男子４学年 女子３学年 中学校 男子３学年 女子１学年 （Ｈ２３年度）	小学校 男女５学年 中学校 男女４学年 （Ｈ２７年度）	小学校 男女共全学年 中学校 男女共全学年

（４）施策の方向性

- 子どもたちが身に付けるべき力を確実に習得できるよう、「授業改善」の取組の充実を図ります。
- 規範意識の醸成とよりよい人間関係の構築を目指し、道徳教育と体験的な活動の充実を図ります。
- 日常的に運動に親しみ、体を動かすことが楽しいと感じる子どもを育成する取組の充実を図ります。
- ９年間の学びと育ちを捉えた連携型の小・中一貫教育や、地域と学校が双方向で活性化を目指す府中版コミュニティ・スクールなど、地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てていく仕組みづくりを進めます。
- ９年間の学校教育を通して、子どもたちが自分の将来に夢や希望を抱き、意欲的かつ主体的に取り組むことができるような態度や能力の育成に努めます。
- ふるさと学習を推進し郷土への関心を深め、ふるさと府中をより好きになり、誇りをもてるような心情を育みます。
- 市立幼稚園においては、家庭や地域社会と連携を図りながら、基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身を育成し、生きる力の基礎を培っていきます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
学校教育指導向上推進事業	・府中版コミュニティ・スクールを推進します。 ・研究協力校や府中市立小中学校教育研究会への支援、都や国の研究事業を受託しての教育課題への取組を進めます。
学校経営支援事業（少人数等指導）	・各学校の状況に応じ、より効果的で柔軟な算数・数学の少人数指導又はティームティーチングを実施します。
特別支援教育事業	・児童・生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、そのニーズに的確に応えるとともに、その「児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸長する」ことを基本理念に、施策を展開します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・児童・生徒の確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成を図るため、コミュニティ・スクール事業に積極的に参加し、地域の教育力を高める。

7　学校教育の充実

施策５２　学校給食の充実

（１）現状と課題

市では、安全でおいしい給食の提供に向け、府中産農産物の使用割合の増加に努めていますが、生産者の顔の見える安全でおいしい給食の提供や、児童・生徒への食育の推進の観点から、府中産農産物の使用品目数・使用量をさらに増やしていくことが課題です。

また、児童・生徒が、生涯にわたり健康に過ごすために望ましい食習慣を身に付けることや、バランスのとれた食生活を送ることができるようにすること、「食」に対する感謝の気持ちをもつことなど、学校給食を生きた教材として活用していくことが重要です。

給食の食べ残しについては、献立の工夫や、学校訪問をした際の児童・生徒の意見を給食づくりに生かすなどの取組により減少してきていますが、学校の授業での食に関する指導を工夫することが必要です。

こうした食育活動を学年に応じて取り組んでいくためには、学校だけでなく、家庭とも連携していく必要があります。

また、食物アレルギーのある児童・生徒は増加する傾向にあることから、すべての児童・生徒が一緒に、そして安全で楽しく給食時間を過ごせるよう、食物アレルギー対策を充実させることが求められています。

（２）めざす姿

小学校・中学校の児童・生徒に、安全でおいしいバランスの取れた給食を提供することにより、児童・生徒が健全に成長しています。また、食を通した教育により、児童・生徒が日常生活における食事についての正しい理解と望ましい食習慣を身に付けています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
学校給食における府中産農産物の使用品目数（品目）・使用割合（%）	学校給食で使用している府中産農産物の品目数と使用量の割合です。増加を目指します。	19品目 6．6% （H23年度）	19品目 5．1% （H26年度）	20品目以上 8．0%以上

（４）施策の方向性

・府中産農産物の使用割合の増加を図ることにより、生産者の顔の見える安全でおいしい給食を提供し、児童・生徒への学校給食を通した食育をさらに推進します。
・学校の授業で、児童・生徒の食生活の基本となる知識や技能が身に付くよう、発達段階に応じた食に関する指導を行うなどにより、食育に取り組みます。
・食物アレルギーに対応した給食の充実を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
食育推進事業	・給食センターで提供する給食についてのＰＲ及び食育の推進に努めます。
給食施設管理運営事業	・安全でおいしい給食を提供できるよう、学校給食衛生管理基準等に適合し、食物アレルギーに対応した施設の管理運営を行います。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・各家庭は、児童・生徒が生涯にわたり、健康に過ごすために望ましい食習慣や食生活が身につくよう、教育する。
・保護者は、給食費の未納が増えると、給食食材を十分に購入することができなくなることを理解し、給食費を納める。
・学校、各家庭、市が連携し、給食の時間等を活用した食育の推進に取り組む。
・学校、PTA、市が連携し、給食費の未納防止に取り組む。

7　学校教育の充実

施策５３　児童・生徒の健康づくりの推進

（１）現状と課題

市では、健康診断や相談を通じて児童・生徒の健康づくりに努めていますが、健康づくりの基本となる生活習慣を確立することや、児童・生徒が自らの健康について学ぶことについては、学校、家庭、地域が協働して取り組んでいく必要があります。また、近年、児童・生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化などに伴い、児童・生徒におけるアレルギー疾患が増加しており、アレルギー疾患はまれな疾患ではないとの前提に立った取組が必要となっています。アレルギー疾患の児童・生徒に対する取組を進めていくには、学校生活での配慮や管理に生かすことができる児童・生徒のより詳細な情報を把握していくことが必要です。

（２）めざす姿

児童・生徒の健康管理や安全に対する教育が十分に行われ、児童・生徒が適切な生活習慣を育んでいます。また、児童・生徒は自ら進んで健康の保持・増進と体力の向上に努めています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
児童・生徒の健康診断の受診率 (%)	児童・生徒の健康診断の受診率です。全ての児童・生徒が受診することを目指します。	99.1% (H23年度)	99.1% (H27年度)	100.0%

（４）施策の方向性

・児童・生徒の更なる健康増進のため、各学校での定期健康診断を通して疾患の早期発見を図り、食育事業や体育の授業などを通じて健康づくりの推進に努めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
小中学校健康診断関連事業	・健康診断を通じ児童・生徒の健康づくりに継続して取り組んでいきます。また、生活習慣の確立や、児童・生徒が自らの健康について学ぶことについては、学校、家庭、地域が協働して取り組んでいくことが求められている中、児童・生徒の健康づくりの基本となる生活習慣の確立やアレルギー疾患へ対応するため、保護者を通じて学校に出された情報等の共有化を図りながら児童・生徒の学校生活を安全・安心なものとしていきます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・保護者は、子どもの健康に関する情報を学校に正しく伝え、児童・生徒の学校生活を安全安心なものとしていく。
・市、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等が連携し、定期健康診断を円滑に行う。

7　学校教育の充実

施策５４　学校施設の保全

（１）現状と課題

学校施設の構造体については、平成２５年度までに耐震化が完了し、非構造部材※については、平成２７年度に体育館・武道場の耐震化が完了しています。校舎については、昭和３０年代から昭和４０年代までに建設されたものが全体の７割を超えており、老朽化対策として、改築による施設更新、もしくは既存校舎の長寿命化を図ることが必要です。

また、学校施設の老朽化が顕在化している中、学校施設の安全を確保するための重要な対策の一つとして、窓ガラスの飛散防止対策を実施していくことも必要となっています。

※「非構造部材」とは、構造設計・構造計算の主な対象となるいわゆる構造体（骨組み）と区分した天井材、外装材、照明器具等のことをいいます。

（２）めざす姿

学校施設の老朽化対策が計画的に進められるとともに、適切な維持管理が行われ、児童、生徒が安全で快適な環境のなかで学校生活を送っています。また、学校施設が災害時に地域住民にとって安全に避難できる場所となっています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
窓ガラスの飛散防止対策率 (%)	震災時、校舎の窓ガラスのうち飛散する恐れがある箇所について、対策工事の達成状況の割合です。平成３３年度までの完了を目指します。	―	２７．２% (H２８年度)	１００．０%
学校水道(水飲栓)の直結給水化率 (%)	水道が直結給水化されている小中学校の割合です。増加を目指します。	１２．１% (H２３年度)	３６．３% (H２８年度)	４５．４%

（４）施策の方向性

・児童・生徒の学習環境を快適にするため、学校施設、設備等の維持保全を計画的に進めます。
・校舎等の改築・長寿命化の方針や学校施設のあり方の検討を進め、学校施設改築・長寿命化改修計画を策定します。
・窓ガラスの飛散防止対策については、全ての学校でできるだけ早期（３ヵ年程度）に実施できるように努めます。
・学校水道（水飲栓）の直結給水化事業については、東京都の補助動向を踏まえ、合理的に実施していきます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
小・中学校校舎等整備事業	・外壁塗装、屋上防水を実施します。 ・校庭芝生化の実施については、管理方法などの課題を整理し、今後、策定を予定している、学校施設改築・長寿命化改修計画のなかで、方向性を定めます。 ・小中学校の直結給水化を進めます。
窓ガラスの飛散防止対策	・校舎の窓ガラスのうち飛散する恐れがある箇所の飛散防止フィルムの施工やビード修理を実施します。平成３３年度までの完了を目指します。
学校施設改築・長寿命化改修計画策定事業	・学校施設の改築・長寿命化改修計画を策定します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・市民は、児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごせるよう、市、学校と情報交換や連携をし、学校施設の適切な維持管理に協力する。
・学校施設は、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場のほか、災害時の避難所としても重要な役割を担っていることから、市民は、今後の学校施設のあり方について関心をもち、新たな学校づくりに積極的に参画する。

8　青少年の健全育成

施策５５　青少年の健全育成

（1）現状と課題

市では、青少年問題協議会で協議された青少年健全基本方針に基づき、家庭・学校・地域における関係機関と連携し、地域パトロールなど青少年のための環境浄化活動※1のほか、非行防止活動や地域ふれあい活動を実施しています。また、ひきこもりやニートなど社会生活に困難をもつ青少年の相談に対応するため相談体制の充実化を図ってきました。しかしながら、インターネットの普及に伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）を媒介とした犯罪に青少年が巻き込まれるなど新たな手口による犯罪の増加、犯罪の凶悪化・低年齢化は進んでいます。さらに、子どもの貧困、発達障害※2の増加、ＬＧＢＴへの偏見など、青少年をめぐる課題は多様化・複雑化しています。

これらの課題に適切に対応し、青少年が健やかに生活できる社会を実現するためには、市民一人ひとりが青少年や若者の多様化する価値観を理解し、地域一体となり、関係機関が相互に連携して青少年の健全育成に取り組んでいく必要があります。

また、各小学校区２２か所に設置された施設で運営を行っている学童クラブについては、放課後子ども教室との連携を図り、放課後の児童の健全育成につなげることが求められています。

※1 環境浄化活動とは，青少年を有害な情報や環境から守るための取組をいい、店舗における有害図書等の区分陳列の推進や、未成年者が飲酒や喫煙をしない環境づくりなどが含まれます。

※2 発達障害とは、発達障害者支援法に定義され、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などを指します。

（2）めざす姿

家庭・学校・地域社会が連携して、青少年健全育成活動や地域の環境浄化活動を行い、多様な体験活動や多くの活動拠点が提供されて、様々な状況にある青少年が健全に育成される望ましい社会環境が整備されています。またそれにより、青少年が心身ともに健やかに育っています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
青少年健全育成関連事業への参加者数（人）	市が実施する青少年健全育成に関連する事業への青少年の年間延べ参加者数です。増加を目指します。	―	406，112人（H26年度）	466，495人
青少年対策地区委員会事業への参加者数（人）	青少年対策地区委員会が実施する環境浄化活動、非行防止活動、啓発活動、育成事業等への青少年の年間延べ参加者数です。増加を目指します。	11，478人（H23年度）	23，161人（H26年度）	26，604人
健全育成協力店の店舗数（店）	府中市青少年健全育成協力店指定制度に登録している店舗数です。増加を目指します。	144店（H23年度）	147店（H26年度）	160店

（４）施策の方向性

・地域一体となった青少年の育成を実現するため、家庭・学校・地域・警察・児童相談所等との連携を強化します。また、青少年対策地区委員会や青少年団体の健全育成活動をさらに活発なものとするため、インターネット等を活用した広報など効果的な支援の方法を検討・実施します。

・多種多様な体験活動の実施・充実化を図るとともに、市民ボランティアやＮＰＯ法人等と連携し、市内の施設を活用しながら、中高生が活発に交流・活動できる居場所づくりの推進を図っていきます。

・インターネットの普及による青少年を取り巻く環境の変化に対応し、青少年対策地区委員会や青少年健全育成協力店等と協力のもと、青少年を取り巻く社会環境の浄化、非行・被害防止等に地域と一体となって努めていきます。

・相談内容に応じて適切な窓口での対応ができるように、関係各課のほか、若者サポートステーション等の関係機関との連携を図り、子ども・若者総合相談を充実させます。

・全ての児童が放課後を安全で安心に過ごせるよう、児童の放課後の居場所としての学童クラブと放課後子ども教室を充実させるため、庁内の関係部署が連携を図り、学童クラブと放課後子ども教室相互のよりよい連携または一体的な運営ができるよう進めていきます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
青少年健全育成事業	・青少年健全育成協力店や子ども緊急避難の家の制度について周知を図り、協力者の拡大に努めます。 ・青少年問題協議会、青少年対策地区委員会、学校、ＰＴＡ、警察などの関係機関と連携し、啓発活動、環境浄化活動、青少年健全育成交流事業、家庭の日事業、青少年健全育成標語コンクールを実施します。
青少年総合相談運営事業	・都、庁内関係課、ＮＰＯ等の関係機関等間のネットワークを構築し、若者の自立に向けた環境調整に努めます。 ・相談者が安定的かつ長期的な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、子ども・若者総合相談を充実させるとともに、ひきこもりやニート等の状況にある若者やその保護者に向けた講座等を実施します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・健全育成協力店をはじめ、地域の住民は青少年の喫煙や飲酒等の行為に対して声掛けを実施するなど、青少年を取り巻く環境を良好なものとし、非行防止を図る。
・放課後見守りボランティアや子ども緊急避難の家の協力者は市と連携し、子どもを犯罪から守る。
・青少年対策地区委員会・青少年団体・自治会・ＰＴＡ等の地域団体は、学校や家庭と連携し、一体となって青少年健全育成活動を行う。
・青少年委員、レクリーダー、青少年団体等は市と協働し、体験活動を充実させる。
・市と関係機関は連携して、若者自立等支援体制を整備する。

9　市民との協働体制の構築

施策５６　地域コミュニティの活性化支援

（1）現状と課題

人と人とのふれあいや地域社会への愛着・関心を深め、地域社会を支える共同体の機能を高めるため、各文化センターで地域まつりや地域文化祭を実施しています。しかし、転入者の増加に対し事業への参加者は横ばいとなっており、新しく市民となった方が、気軽に文化センターを利用し、事業に参加することが課題です。

（2）めざす姿

文化センターを中心とした市民主体のコミュニティ活動が行われ、市民が常に地域コミュニティとの接触を保ち、コミュニケーションを頻繁に図ることにより、地域住民のふれあいが深まり、こころ豊かな明るい地域社会が形成されています。

（3）施策指標

指標名(単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
文化センター利用者数(人)	各地域でのコミュニティ活動の拠点となる文化センターの年間延べ利用者数です。増加を目指します。	955,507人(H23年度)	965,240人(H27年度)	976,000人
各文化センター圏域でのコミュニティ事業参加者数(人)	地域まつりなど、各圏域で行われているコミュニティ活動への年間延べ参加者数です。増加を目指します。	225,973人(H23年度)	228,575人(H27年度)	231,000人

（4）施策の方向性

・文化センターの利用者及びコミュニティ事業の参加者数を増やすため、地域と連携し、地域の特性に合わせた事業を展開していきます。
・地域の特性を活かした事業の企画・運営を行うため、各文化センター圏域のコミュニティ協議会や自治会などの組織基盤・連携体制を強化していきます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
コミュニティ圏域内地域交流促進事業	・住民が地域に親しみ、住民同士の交流が広がるよう、各種イベントなどのふれあいの機会を提供します。
コミュニティ事業運営事業	・子ども、高齢者を対象にした事業を行い、趣味や教養を高めながら併せて住民相互の交流を深め、コミュニティづくりを進めます。
地域コミュニティ活動活性化支援事業	・府中市自治会連合会に対し補助金を交付することにより、その活動を補助・支援し、地域社会における住民自治の振興と市民生活の向上を図ります。 ・自治会等が所有する公会堂の維持管理に対して補助金を交付することにより、地域住民の公共福祉の増進を図るとともに、限られた財源の中でより多くの公会堂の補修等に対応するため、補助率を見直します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・地域のコミュニティ活動を主体的に行う。
・幅広い年齢層がイベント企画等へ積極的に参画し、地域のコミュニテイ活動に取り組む団体と協働して地域社会の発展に努める。
・コミュニティ協議会など地域のコミュニテイ活動に取り組む団体は、若返りを図りながら、新しい視点をもって、協働による地域住民同士のふれあいの活性化に努める。

９　市民との協働体制の構築

施策５７　市民活動の促進と市民協働の推進

（１）現状と課題

本市では、市民活動を促進し、市民協働を推進するため、平成２６年度に「市民協働都市」を宣言し、平成２７年度より１１月を「市民協働推進月間」として設定するとともに、平成２９年度には市民活動センターを開設しました。また、これに伴い、協働の推進に資する仕組みや制度の整備、市民活動支援施策の拡充など、基盤・体制づくりを進めてきました。その結果、市民活動団体数は年々増加しており、様々な分野で市民協働が進んでいます。

しかし、市民の協働に対する認知度は未だ低い状況にあることから、今後は、市民協働の認知度向上に係る取組を強化するとともに、市と市民及び市民活動団体、自治会・町内会、教育機関、事業者等の各活動団体との更なる協働を推進していく必要があります。

また、さらに多くの市民が市民活動に参加し、市民主体のまちづくりがより一層進むよう、市民のボランティア意識の向上や市民活動団体への支援の充実、活動拠点の拡充などが必要となります。併せて、地域課題解決の手法であるコミュニティビジネス*も積極的に推進していく必要があります。

※コミュニティビジネスとは、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組のことを言います。

（２）めざす姿

市民活動がさらに活性化し、市民協働が一層推進されることで、市民主体のまちづくりが進み、地域社会が発展しています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
登録市民活動団体数（団体）	市民活動センターに登録のある市民活動団体の数です。各団体が活発に活動できるように支援し、増加を目指します。	115団体（H24年度）	134団体（H27年度）	170団体
コミュニティビジネスに関するガイダンス・個別相談等の参加者数（人）	市が実施するコミュニティビジネスに関するガイダンス・個別相談等への参加者数です。適切な相談体制を構築し、コミュニティビジネスの活性化を目指します。	－	24人（H27年度）	4年間で100人
協働の認知度（%）	市政世論調査により把握します。増加を目指します。	－	42.5%（H28年度）	50.0%
市と各活動団体が協働実施している事業数（件）	市と市民活動団体、自治会・町内会、教育機関、事業者等が協働で実施している事業に関わる主体ごとの事業数です。増加を目指します。	－	153件（H27年度）	159件

（４）施策の方向性

- 市民協働の推進に向けて、「市民協働推進行動計画」等に基づく各種施策を実施していきます。
- より多くの市民が協働の取組について知り、関心をもち、積極的に参加できるよう、情報提供や事業の充実を図ります。
- 市職員が協働の意義や必要性等を十分に理解し、積極的に協働を推進できるよう、職員研修の充実を図ります。
- より多くの市民が市民活動に参加するとともに、市民活動団体がより活発に活動できるよう、ボランティア意識の向上や支援の充実、活動拠点の拡充を図ります。
- 地域課題解決の手法であるコミュニティビジネスの積極的な推進を図ります。
- 市民活動団体、自治会・町内会、教育機関、事業者等、行政間の協働に必要なネットワークを構築するため、コーディネート機能の充実を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
市民協働推進事業	・市民協働推進シンポジウムなど、市民協働を推進するための意識啓発事業等を引き続き実施します。
補助金　市民提案型協働事業費	・地域課題の効果的かつ効率的な解決を図るため、市民の自由な発想をいかし、市に対して協働事業を提案する市民団体に対し、事業の実施に係る経費の一部について、補助金を交付します。
市民活動センター管理運営事業	・市民活動団体等の活動拠点となる市民活動センターを管理運営し、市民活動、市民協働及びコミュニティビジネスの活性化を図るための各種施策を実施します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・協働意識を啓発するための事業や講座などに積極的に参加するなどし、協働についての理解を深め、自分に身近なところからその実践に取り組んでいく。
・地域課題の解決に向けて、コミュニティビジネスや市民協働に関する事業の提案に取り組む。
・まちづくりへの参画や地域課題の解決を自分事として捉え、市民活動に積極的に取り組む。また、市民活動団体は、市民活動センターを活用して様々な情報収集や他団体との交流、連携を図ることにより、団体の組織力を高める。
・市民活動団体、自治会・町内会、教育機関、事業者等、行政間の協働により、積極的に地域課題の解決を図る。

４　人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

基本目標	基本施策	施策
４　人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）	１　計画的なまちづくりの推進	５８　計画的な土地利用の推進 ５９　良好な開発事業の誘導 ６０　震災に対応した建築物の誘導 ６１　質の高い建築物の確保 ６２　魅力ある景観の形成
	２　まちの拠点整備	６３　駅周辺整備事業の計画的推進 ６４　けやき並木と調和した まちづくりの推進
	３　公共交通の利便性の向上	６５　公共交通の利便性の向上
	４　社会基盤の保全・整備	６６　道路等の整備 ６７　道路等の適正な維持管理 ６８　下水道施設の機能確保
	５　商工業の振興	６９　中小企業の経営基盤強化の支援 ７０　地域商業の振興 ７１　工業の育成 ７２　観光資源の活用・ 創出による地域活性化 ７３　消費生活の向上
	６　都市農業の育成	７４　農地の保全、府中産農産物の 流通拡大と担い手の育成 ７５　農業とふれあう機会の拡充

1　計画的なまちづくりの推進

施策５８　計画的な土地利用の推進

（1）現状と課題

最近の土地利用状況を見ると、農地などのまとまった土地を転用した住宅地が増加する傾向にあります。それに伴い、大規模開発による地域環境の変化、ミニ開発による敷地の細分化、緑地の減少などの問題が表面化してきています。また、急速な人口減少・少子高齢化を背景としたまちの活力の低下や、店舗などの郊外立地により市街地が拡散して低密度な市街地が形成される状況が懸念されます。こうした問題に対処し、良好な住環境に対する配慮に加え、持続可能な都市経営を実現するためには、地域のニーズを踏まえた施設の誘致、土地の細分化の防止やゆとりある空間をつくるための仕組みづくり、大規模な空地における整備計画の進捗状況等の情報発信など、様々な側面を考慮した計画的な土地利用を市民や事業者と協働で推進していくことが必要です。また、市民が主体的に行うまちづくりについて、柔軟できめ細かい支援を行うことが課題です。

（2）めざす姿

持続可能な都市経営の視点を踏まえたまちづくりがさらに進められ、市民・事業者との協働による地域の特性を活かした、調和の取れた適切な土地利用がなされています。また、市民の主体的なまちづくり活動を支援することにより、市民発意による良好なまちが形成されています。

（3）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
地区計画の決定地域の累計面積（ha）	地区ごとの特性に応じた地区計画を決定した地域の累計面積です。増加を目指します。	61．5ha（H23年度）	100．1ha（H27年度）	115ha
活動助成団体数及び専門家の累計派遣団体数（団体）	活動助成や専門家派遣を行った市民主体のまちづくり活動を行う累計団体数です。3か年につき、1団体への支援を目指します。	1団体（H23年度）	2団体（H27年度）	3団体
市民と市が協働するまちづくりに満足している市民の割合（%）	市民意識調査により把握します。増加を目指します。	6．0%（H23年度）	21．9%（H27年度）	25．0%

（４）施策の方向性

・「府中市都市計画マスタープラン」（府中都市計画に関する基本的な方針）におけるまちづくり方針及び地域別まちづくり方針に基づき、地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。
・持続可能な都市経営の視点を踏まえたまちづくりをさらに進める必要があることから、「立地適正化計画」を策定し、持続可能で安全・安心して暮らせる都市の形成を進めます。
・まちづくりを重点的、優先的に進める必要がある地区を「まちづくり誘導地区」に指定するとともに、「まちづくり誘導計画」を策定し、市民・事業者との協働によるまちづくりを進めます。
・まちづくり活動を担う団体を広く対象として、研究・活動経費の助成や専門家の派遣等の支援を行うとともに、きめ細かい情報提供や助言・指導を行います。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
市街地整備計画作成事業	・都市計画マスタープランに基づき、地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。 ・総合計画に即した都市計画マスタープランの改定を行います。 ・地域地区見直し及び都市計画変更手続を行います。 ・木造住宅密集地域において地区計画の策定検討を行います。 ・都市計画変更に伴う都市計画図を作成します。 ・周辺環境に配慮した良好なまちづくり形成を図るまちづくり誘導地区を指定し、誘導計画を策定します。 ・住民提案型の地区計画の策定手続を行います。
立地適正化計画作成事業	・地域特性を把握し持続可能な都市経営を推進するため立地適正化計画を策定します。
地域まちづくり事業	・地区計画の原案の作成や景観協定等の締結などを行うまちづくり活動団体に対し、専門家の派遣を行います。
まちづくり活動助成事業	・地区計画の原案の作成や景観協定等の締結などを行うまちづくり活動団体に対し、活動経費の助成を行います。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・地域の特性を生かした住みよいまちづくりを実現するため、地区計画等の原案の申出制度やまちづくり支援制度を活用しながらまちづくりを進めていく。
・都市計画に関心をもち、都市計画マスタープランの改定や立地適正化計画の策定など、まちづくりに積極的に参加する。

1　計画的なまちづくりの推進

施策５９　良好な開発事業の誘導

（1）現状と課題

府中市地域まちづくり条例に基づき、地域特性を踏まえた開発事業への誘導を行い、住みよいまちづくりを推進しています。しかしながら、大規模な開発事業については、周辺環境に及ぼす影響が大きいことから、市民と事業者との協働による開発事業地周辺のまちづくりが求められています。

また、大規模な開発事業により建設された分譲マンションなどにおいて、地域コミュニティの形成や交流促進などの仕組みづくりなど、新たな課題に対応する必要があります。

（2）めざす姿

府中市地域まちづくり条例に基づき、まちの環境に大きな影響を与える大規模な土地利用動向が把握され、まちづくり方針や景観施策に沿った適正な土地利用が行われることにより、周辺の環境に配慮した良好な開発事業が進められています。また、新たな生活環境の中で、様々な交流が盛んに行われ、良好な地域コミュニティがつくられています。

（3）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
開発事業と併せて地区計画等を決定した累計件数(件)	府中市地域まちづくり条例に基づく開発事業と併せて地区計画、景観協定等を決定した件数です。増加を目指します。	14件 (H23年度)	26件 (H27年度)	30件

（4）施策の方向性

・大規模土地取引行為の動向を事前に把握して、土地利用方針に基づいた良好な開発事業へと誘導します。また、一定規模以上の民間の開発事業については、景観や周辺環境への適切な配慮がなされ、近隣住民の理解を得るための十分な手続を踏むよう指導し、必要に応じて助言、勧告等を行いながら、開発事業地周辺も含めた市民と事業者との協働によるまちづくりをさらに発展させ、良好な地域コミュニティが形成されるまちづくりを推進していきます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
開発誘導事業	・大規模な土地に対する取引行為及び開発事業に対し、土地利用方針に基づいた良好な開発事業となるよう協議・指導を行い、条例に基づき手続を行います。 ・地域の特性を生かした住みよいまちづくりを実現するため条例に基づき協議を行います。 ・府中市開発事業に関する指導要綱の改正を行います。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・市で策定している府中市地域まちづくり条例、府中市開発事業に関する指導要綱、府中市開発事業まちづくり配慮指針等を理解し、住みよいまちづくりの実現に努める。
・開発事業により転入する市民も交え、地域において積極的・主体的に交流する機会を設けて、良好な地域コミュニティの形成に取り組む。

1　計画的なまちづくりの推進

施策６０　震災に対応した建築物の誘導

（1）現状と課題

公共施設の耐震化や民間建築物の耐震化への支援を順次行っています。

民間建築物の耐震化については、所有者に対する普及啓発や耐震化に要する費用への助成事業などの取組により、これまで概ね順調に進んでいますが、木造住宅や、震災時に重要な役割を担う緊急輸送道路の沿道建築物などには、耐震性を満たしていない建築物がまだ多く残っています。想定される首都直下地震などによる被害の拡大を防ぐためには、国や都の基本方針に基づき民間住宅の耐震化をより一層促進することや、緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞されることのないよう、沿道建築物の所有者への意識啓発を強化し、耐震化を強く促進することが必要です。

さらには、地震による住宅の倒壊による火災の延焼等を防ぐため、木造住宅密集地域や狭あい道路が密集する地域などの民間住宅の耐震化や防火化を重点的に進めることにより、災害に強いまちづくりを実現していく必要があります。

（2）めざす姿

市民が震災に備える意識を高くもち建築物の耐震化・防火化を進めることにより、震災に対応した建築物が増え、災害に強いまちづくりが進んでいます。

（3）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
住宅耐震化率 (%)	民間住宅の総数に対し、耐震性を有する住宅の割合です。増加を目指します。	84．9% (H23年度)	88．7% (H25年度)	96．0%
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化率 (%)	特定緊急輸送道路に敷地が接し一定の高さを有する建築物の総数に対し、耐震性を有する建築物の割合です。増加を目指します。	－	92．9% (H27年度)	97．4%
一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化率 (%)	一般緊急輸送道路に敷地が接し一定の高さを有する建築物の総数に対し、耐震性を有する建築物の割合です。増加を目指します。	－	85．2% (H26年度)	88．3%

（４）施策の方向性

・公共施設の耐震化を進めます。
・建築物の耐震化や防火化に対する意識が高まるよう、市民への普及啓発活動に努めます。
・震災に対応した建築物を確保するため、建築物の耐震化や防火化を行う市民の取組を支援します。
・緊急性、公共性及び地域特性を踏まえ、建築物の耐震化や防火化に関する市民への重点的な普及啓発活動や、必要に応じて財政的支援により建築物の耐震化を促進します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
建築物耐震化促進事業	・耐震化へ向けた普及啓発活動を行います。 ・昭和５６年５月以前に建築された住宅を対象に各戸訪問を実施するとともに、自治会・町会を対象とした説明会等を行い、地域での普及啓発活動を強化します。 ・昭和５６年５月以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震診断及び耐震改修等の費用の一部を助成し、耐震化を支援します。 ・昭和５６年５月以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する耐震化への働きかけを強めるとともに、耐震改修等の費用の一部を助成し、耐震化を支援します。 ・昭和５６年５月以前に建築された分譲マンション及び一般緊急輸送道路沿道建築物の所有者が行う耐震化に向けた取組を支援します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・震災に備える意識を高くもつ。
・建築物の耐震化や防火化に積極的に取り組む。
・事業者と市が連携して建築物の耐震化を進めるとともに、耐震化や防火化に関する意識啓発を行う。

1　計画的なまちづくりの推進

施策６１　質の高い建築物の確保

（１）現状と課題

災害に強いまちづくりをより一層推進していくことが急務となっており、建築物の安全・安心を確保するため、完了検査の合格率の向上による適正な建築行為の促進及びデパート、ホテル、病院など、不特定多数の人が利用する特定建築物や防火設備などの定期的な調査報告制度の強化が重要です。また、震災後のエネルギー需給の変化及び市民のエネルギー・地球温暖化に関する意識高揚等を踏まえ、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化を促進し、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

（２）めざす姿

市民や事業者と協働して良好な建築行為の確保に努めることにより、災害に強い安全で安心な建築物が確保されています。

また、市民や事業者と協働して、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化を促進し、環境に配慮したまちが形成されています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
検査済証交付率 (%)	建築確認を申請した建築物のうち、完了検査により安全性が確認され検査済証を交付されたものの割合です。全ての建築物での実施を目指します。	98.1% (H23年度)	97.0% (H26年度)	100.0%
長期優良住宅認定率 (%)	新築した一戸建ての住宅のうち、長期にわたる耐震性能、維持管理の容易性及び省エネルギー性能の基準を満たし、長期優良住宅として認定されたものの割合です。増加を目指します。	21.6% (H23年度)	19.5% (H26年度)	40.0%

（４）施策の方向性

・より安全性の高い建築物を確保し、災害に強いまちづくりを推進するため、検査済証交付率の向上に向けた啓発活動や指導を強化します。
・長寿命化や省エネルギー化、低炭素化に係る制度の普及啓発に努め、市民との協働による快適な質の高い建築物を確保し、環境に配慮したまちづくりを実現します。
・災害時の影響が大きい特殊建築物や昇降機などの定期調査報告制度の強化を図ることにより、市民や事業者が建築物の適正な維持管理に努め、防災の意識が高まる取組を展開します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
特定行政庁所管事業	・指定確認検査機関との連携を強化し、適正な確認検査業務を実施します。 ・まちづくりと連携した認定制度等の活用を促進します。 ・関係機関と連携したパトロールの実施を継続します。
建築指導事務	・他の行政庁との連携を強化します。 ・建築物の長寿命化、低炭素化を推進します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・関係法令や地域まちづくり条例などに適合した質の高い建築物を計画する。
・建築物の長寿命化や省エネルギー化に努め、環境にやさしいまちづくりを推進する。
・適正な建築行為を遵守するとともに災害に強いまちづくりを推進する。

1　計画的なまちづくりの推進

施策６２　魅力ある景観の形成

（１）現状と課題

これまで、景観法による景観行政団体として「府中市景観条例」の制定や「府中市景観計画」の策定により、けやき並木や浅間山、多摩川などの緑豊かな景観の保全とともに、歴史と文化を感じる景観づくりを誘導してきました。

大規模マンションの建設等の際は、地域の環境や景観の特性との調和に配慮し、よりよい環境とまちなみ景観に貢献することが望まれます。このため、自然、歴史、文化などが融合した府中らしさのある景観の形成と市民への情報発信が求められています。

（２）めざす姿

市民の景観に対する理解が深まり、市民や事業者と連携し、守り育てた地域の特徴を活かした優れた景観があります。また、市民の生活にやすらぎと潤いを与え、市民が愛着をもつ魅力ある緑豊かな景観が形成されています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
まちなみや景観がよく保全されていると感じている市民の割合(%)	市民意識調査により把握します。増加を目指します。	58.8% (H23年度)	52.5% (H27年度)	65.0%
開発事業等における景観協定累計面積(ha)	開発事業等において景観協定を締結した面積です。増加を目指します。	23.2ha (H23年度)	25.8ha (H27年度)	30.0ha

（４）施策の方向性

・各種事業の展開により、市民や事業者の景観形成に対する意識の啓発を行うとともに、景観行政団体として景観条例により積極的に魅力ある景観づくりに取り組みます。
・開発事業などが計画される地域を対象として、色彩、広告物などに関する景観ガイドラインを充実し、市民や事業者に対して良好な景観への配慮を求めることにより、良好な景観の形成を進めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
景観施策推進事業	・イベントにおいて景観啓発活動を実施します。 ・けやき並木景観形成方針の検討・策定・周知などを行います。 ・けやき並木沿道において景観協定を検討します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・景観に対する理解を深め、優れた景観の形成と保全に努める。

２　まちの拠点整備

施策６３　駅周辺整備事業の計画的推進

（１）現状と課題

分倍河原駅周辺は、ＪＲ南武線及び京王線による地域の分断の課題があるほか、駅北側の商業地及び駅前空間の整備が求められています。また、多磨駅周辺では、ラグビーワールドカップ２０１９及び東京２０２０オリンピック・パラリンピックの開催が予定されていることから、駅舎や道路整備など交通対策が必要です。

（２）めざす姿

駅周辺には、地域拠点にふさわしい商業・業務・公共の各施設が整備されるとともに、市の緑、歴史、文化などと調和した魅力あるまちづくりが行われ、市民の憩いの空間が創出されることで、多くの人々が集い、にぎわいを見せています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
市内の鉄道駅の１日平均乗降車人員総数（人）	市内にある１４駅の１日平均の乗降車人員の総数です。鉄道事業者が公表した数値です。増加を目指します。	―	４６１，５０３人（H２７年度）	４８１，５００人

（４）施策の方向性

・分倍河原駅周辺のまちづくりについて、駅舎を含め都市基盤の整備を検討します。
・多磨駅周辺のまちづくりについて、駅舎改良、自由通路整備を推進していきます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
分倍河原駅周辺整備事業	・都市・地域総合交通戦略に位置付けた施策を推進します。 ・分倍河原駅周辺まちづくり協議会を支援します。
多磨駅改良事業	・多磨駅の鉄道施設改良を実施します。 ・多磨駅東西自由通路整備を実施します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・まちづくりに関心の高い市民が主体となり、市・市民などと協働したまちづくりを推進する。

２　まちの拠点整備

施策６４　けやき並木と調和したまちづくりの推進

（１）現状と課題

「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木」は本市のシンボルであり、府中市の中心市街地である府中駅周辺の更なるにぎわいの創出に向けて、けやき並木と調和したまちづくりの推進が重要となります。

しかしながら、けやき並木の一部では、水分や養分の不足などによる樹木の衰退が進んでいることから、けやき並木の保護対策を進めるとともに、けやき並木の植生や景観に配慮した周辺環境を創出する必要があります。

また、けやき並木周辺ではこれまでも多くのイベント等が実施され、来訪者の増加など一定の効果はあったものの、そのにぎわいが商業の活性化に波及するまでには至っていないことから、今まで以上に多くの多様な主体が連携･協力して、市内外から多くの人々が訪れたくなる魅力あふれるまちづくりを推進する必要があります。

さらには、ラグビーワールドカップ２０１９や東京２０２０オリンピック・パラリンピックの開催などをきっかけに、本市を訪れる人々に向けて本市の魅力を発信する必要があります。

（２）めざす姿

けやき並木を良好な状態で保護することで、市のシンボルである「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木」が次世代へ受け継がれています。また、けやき並木周辺が安全で快適な空間となり、多くの人々が集い、憩い、けやき並木周辺ににぎわいが生まれています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
けやき並木に残す、古木･主要木･次世代木の本数（本）	けやき並木で維持･管理する適正な樹木の本数です。けやきが高密度に生育し、樹木間で成長･維持を妨げあうことから、生育状況の良い主要木、後継となる次世代木を定め、それらの育成の阻害となる樹木を除去します。これにより、古木が立ち並ぶ歴史的な並木景観の形成を目指します。	203本（H23年度末）	178本（H27年度）	148本
休日のけやき並木の歩行者交通量（人／日）	休日のけやき並木通りの歩行者の1日あたりの人数です。中心市街地におけるにぎわいを創出するため、エリア全体としての魅力を高め、増加を目指します。	―	19，378人（H27年度）	22，000人
けやき並木通り沿道建築物の壁面後退の割合（%）	けやき並木通り沿道建築物の後退済接道延長をけやき並木通り沿道建築物の接道延長で除したものです。壁面後退を進め、増加を目指します。	40．0%（H23年度末）	43．9%（H27年度）	55．0%

（４）施策の方向性

- けやき並木の保護対策として、けやき並木の適切な維持管理を行うとともに、生育環境の改善を進めます。また、次世代後継樹の育成を推進します。
- けやき並木の植生や景観に配慮した周辺環境を創出するため、けやき並木通り沿道の建築物や広告物等に対する規制や指導を強化します。
- 中心市街地のにぎわいを創出し、来訪者の増加を図り、商業の活性化につなげます。
- けやき並木通りのモール化に向けて、周辺の道路整備等を進めていきます。
- まちづくり会社や周辺事業者、市民と協働し、中心市街地のまちづくり及びけやき並木の保護管理を実施します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
けやき並木周辺整備事業	・けやき並木通り周辺の安全な歩行者空間を確保するため、既存道路の拡幅や新設道路を整備します。
馬場大門ケヤキ並木保護対策事業	・年２回樹木医による巡回監視のほか、総合的な保護対策の業務を委託します。
中心市街地活性化基本計画推進事業	・中心市街地活性化基本計画で掲げる各種事業と連携し、中心市街地のにぎわいの創出を図ります。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・けやき並木の植生や景観に配慮した周辺環境の整備に協力する。
・けやき並木の保護管理に参加する。
・けやき並木周辺で実施されるイベント等に協力・参加する。
・けやき並木をはじめとした地域資源のＰＲに協力する。

3　公共交通の利便性の向上

施策６５　公共交通の利便性の向上

（１）現状と課題

交通不便地域の解消や高齢者等交通弱者の交通手段の確保などを目的として、コミュニティバスを運行しています。また、鉄道やバスの利便性の向上や安全施設を含む関連施設の整備について、鉄道事業者やバス事業者に対して要望を行っています。

バリアフリー化の更なる推進を図るとともに、利便性の向上については、社会情勢の変化や都市基盤の整備状況を鑑み、快適性の向上と併せて対応を検討する必要があります。

（２）めざす姿

鉄道やバスなどの公共交通の利便性や関連施設の整備が向上し、市民誰もが円滑に移動を行うことができています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
公共交通機関が利用しやすいと感じている市民の割合（%）	市民意識調査により把握します。増加を目指します。	38.4%（H23年度）	63.5%（H27年度）	65.0%
コミュニティバスの年間利用者数（人）	全路線における年間利用者数の合計です。増加を目指します。	1,747,950人（H23年度）	2,090,434人（H27年度）	2,150,000人

（４）施策の方向性

・コミュニティバスについては、社会情勢の変化や都市基盤の整備状況、市民ニーズや利用状況の適切な把握に努め、利便性の向上を図ります。また、鉄道やバスの利便性の向上や安全施設を含む関連施設の整備について、鉄道事業者やバス事業者に対して要望をするとともに、利用者である市民や事業者との連携を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
コミュニティバス運行補助事業	・運行会社である京王バス中央株式会社と連携し、利用者の増加に向けて様々な啓発活動を実施します。
鉄道等整備要請事業	・新たなニーズも含め、公共交通の利便性の向上に向け、継続して要望します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・公共交通機関を積極的に利用するとともにその利便性向上のため、利用者目線の意見や提案を市に伝える。

4　社会基盤の保全・整備

施策６６　道路等の整備

（１）現状と課題

市施行及び東京都施行の都市計画道路の整備を進めていますが、未整備路線があります。また、市内に残る狭あい道路は、緊急時の対応に支障をきたすおそれがあります。これら道路について、新たな整備手法を導入し、積極的に解消に努める必要があります。

舗装面の老朽化等が原因で、車の走行による騒音及び振動が発生しています。道路の冠水は、市民生活に大きな影響を及ぼします。市では、雨水きょの整備を進めていますが、一部未整備の地域があります。

良好な都市景観への配慮や歩道における通行の利便性を高めるため、府中駅周辺や東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技会場付近の道路にて、無電柱化事業を進めています。また、東京２０２０オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、外国人を含めた全ての人が安全で快適に通行できる道路整備が求められています。

（２）めざす姿

都市の骨格となる都市計画道路や幹線道路などが無電柱化及びバリアフリー化され、自動車・自転車・歩行者など全ての人が安全で快適に移動することができるまちとなっています。また、自動車の走行における振動騒音や雨水による道路の冠水が解消され、市民生活がより快適になっています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
都市計画道路の事業進捗率（%）	都市計画道路事業で府中市が施行する計画決定延長に対する完成延長の割合です。着実な進捗を目指します。	87.4%（H23年度）	88.0%（H27年度）	90.5%
市内の狭あい道路の割合（%）	市道における狭あい道路が占める割合です。減少を目指します。	10.4%（H23年度）	9.5%（H27年度）	7.3%
騒音や振動の防止に対して不満と感じている市民の割合（%）	市政世論調査により把握します。舗装の改修等により、不満足度の減少を目指します。	19.4%（H23年度）	17.4%（H28年度）	16.3%以下

（４）施策の方向性

・全ての人が安全で快適に移動できるよう、無電柱化やユニバーサルデザインを推進し、歩行者等の道路交通の円滑化を図るため、バリアフリーに基づく道路整備事業を計画的に行います。また、東京都施行の都市計画道路については、東京都に対し今後も事業促進を継続的に要請します。
・土地所有者などの理解と協力を得るなかで、新たな整備手法を導入することにより狭あい道路の解消に積極的に努めます。
・既存道路の車の走行による騒音・振動を低減させる舗装の改修を計画的に進めます。また、道路に降った雨水を効率的に処理できるよう雨水きょを整備するほか、地下浸透など環境に配慮した機能性をもった道路整備を進めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
道路新設・拡幅改修整備事業	・道路事業用地の適正な維持管理のため、除草や管理柵設置等を実施します。道路交通の円滑化と安全性向上のため、市道の整備に係る測量設計及び整備工事等を実施します。また、都市計画道路の整備を推進します。
狭あい道路解消事業	・建築基準法第４２条第２項等に該当する道路に接する土地を道路用地として提供いただき、助成を行います。また、新たな整備手法を導入し４m未満の道路を解消していきます。
既設道路改良整備事業	・良好な道路環境の整備を図るため、市道の改良に係る測量設計及び改良工事等を実施します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・土地所有者、関係者は道路整備事業の必要性を理解し、積極的に協力する。
・自治会、地域住民は、道路の整備の必要性を理解し、積極的に協力する。

4　社会基盤の保全・整備

施策６７　道路等の適正な維持管理

（１）現状と課題

道路や橋梁などの道路施設は、まちの発展とともに整備され、現在も増え続けています。

市では、これら道路施設が安全・快適に利用できるよう維持管理を行っていますが、まちが成熟化する中で、同時期に整備された施設が一斉に老朽化し、大規模な構造物の改修や舗装面のひび割れの補修、大径化した樹木による通行障害等が増加しています。また、大規模な地震や台風、ゲリラ豪雨等への対応など、新たな課題も発生しており、今後、これまでと同コスト・同水準での維持管理を続けていくことは困難になることが予想されます。市民生活の根幹を担う施設として、安全で快適な道路機能をいかに確保・維持していくかは、市としての重要課題となっています。

このようなことから、安全で持続可能なインフラ確保のために策定した「府中市インフラマネジメント計画」を推進し、道路施設や法定外公共物の適切な維持管理や補修更新、コスト管理による予防保全の管理を計画的に進めていく必要があります。

また、快適な道路空間を維持していくために、市民や事業者との協働による道路の維持管理を一層進めることも重要となっています。

＊法定外公共物とは、道路法、河川法等の法令の適用または準用のない里道（赤道）や水路のことを指します。

（２）めざす姿

道路や橋梁などが、予防保全の管理や市民・事業者との協働により、長期にわたる安全な機能が確保され、市民が道路等を安全で快適に通行することができています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
社会基盤の保全・整備に満足している市民の割合（%）	市民意識調査により把握します。適正な維持管理を行うことにより、満足度の維持を目指します。	―	58.0%（H27年度）	現状維持
道路補修の苦情件数（件）	道路補修に対する苦情件数です。減少を目指します。	―	1595件（H27年度）	1445件
府中まちなかきららの登録団体数（団体）	道路清掃などのボランティアを行う府中まちなかきららの登録団体数です。増加を目指します。	―	5団体（H27年度道路のみ）	17団体

（４）施策の方向性

・安全で快適な道路施設の機能を確保するため、府中市インフラマネジメント計画に基づいた予防保全型の維持管理を推進します。
・様々な担い手による管理の仕組みを構築し、市民や事業者との協働による維持管理を進めます。
・法定外公共物の適切な維持管理や有効活用に努めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
道路等維持管理事業	・予防保全型の維持管理を推進するため、パトロールや施設の維持補修を行います。 ・緑の健全な育成や良好な道路の植栽環境を保つため、大径木の伐採や定期的な剪定、除草を行います。 ・施設の点検や修繕により、耐震対策も含めた老朽化対策を行い、大規模施設の長寿命化を図ります。 ・市民のボランティア活動を促進するため、府中まちなかきららの積極的な広報活動を行います。
インフラマネジメント計画推進事業	・府中市インフラマネジメント計画に基づき、維持管理や補修更新などに関する各施策を進めます。 ・新しい道路の管理手法として、市内全域に道路等包括管理委託の導入を進めます。
法定外公共物管理事業	・法定外公共物の除草などを定期的に行います。 ・法定外公共物の活用検討調査を実施し、処分を含めた有効活用を進めます。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・市民の財産として道路等を大切に利用し、美化活動に努める。
・道路等の施設の不具合を発見したら市に連絡する。
・市は、府中まちなかきららなどにより市民のボランティア活動を支援し、市民は、積極的に活動に取り組む。

4　社会基盤の保全・整備

施策６８　下水道施設の機能確保

（１）現状と課題

本市の下水道は、昭和５９年に普及率１００％に達し、管きょの布設延長は約７５０㎞となっています。現在まで管きょ内調査等を行い、適切な維持管理を行ってきましたが、今後、多くの管きょが標準耐用年数とされる５０年を迎えるため、老朽化対策が求められています。

また、震災時における下水道管きょの最低限の機能確保が求められており、地震対策についても着実に実施する必要があります。

これらの事業実施に伴い、事業費の増加が見込まれますが、今後も健全な財政運営に努める必要があります。

（２）めざす姿

下水道施設が適切に維持管理され、老朽化対策・地震対策等が計画的に行われることにより、市民の快適で衛生的な生活環境が確保されています。

また、下水道への雨水流入抑制対策が行われることによって、河川の良好な水環境が創出され、安心して暮らすことができています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
下水道管きょの老朽化対策工事実施延長(㎞)	老朽化した施設の管更生工事等の実施延長です。管きょの長寿命化を図り、施設の機能確保に努めます。	6．2km (H24年度末)	6．6km (H27年度末)	14．0km
下水道施設の地震対策工事の実施か所数（か所)	マンホールの浮上防止工事、管きょとマンホールの継手部の可とう化工事等の実施か所数です。重要な幹線について、施設の耐震化を進めます。	7か所 (H24年度末)	272か所 (H27年度末)	570か所
雨水浸透ますの設置個数(個)	雨水浸透ますの設置個数の累計です。住宅の建築や改築時に雨水浸透ます設置の協力を要請し、雨水流出抑制に努めます。	47，900個 (H24年度末)	58，900個 (H27年度末)	71，900個

（４）施策の方向性

・老朽化対策や地震対策工事を計画的に推進していきます。
・老朽化による陥没事故発生や機能停止などを未然に防ぐために、施設の点検・調査を行い、必要に応じた補修工事等を実施します。
・市民や事業者に対し、雨水流出を抑制するため、雨水浸透施設の設置指導に努めます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
下水道運営管理事業	・下水道財政の健全化の推進のため、下水道使用料の確実な徴収事務の実施に努めます。 ・一般住宅及び中高層・開発事業に係る雨水浸透施設等の設置指導に努めます。
下水道維持管理事業	・重要な幹線等から管路の詳細調査を実施し、計画的な維持管理に努めます。 ・重要度の高い施設から、マンホールの浮上防止対策、マンホールと管きょ継手部の可とう化工事を実施します。
下水道新設改良事業	・長寿命化計画に基づき、既設老朽管の更生工事を計画的に実施します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・市民や事業者は、雨水浸透施設の設置に協力する。
・自宅前の道路の落ち葉等を清掃する。
・下水道使用者は、油やごみ等を下水管に流さない。

5　商工業の振興

施策６９　中小企業の経営基盤強化の支援

（１）現状と課題

昨今の社会経済状況を反映して、現在、事業所数は本市も含め都全体で減少傾向にあります。また、個人消費の回復にも遅れがみられる中、売り場面積や年間商品販売額も本市では減少傾向となっています。さらに、ＩＣＴ※1・ＩｏＴ※2化、需要の成熟化や少子高齢化の進展による内需の伸び悩み等、経済構造の変化が進行してきており、今後、こうした変化を的確に捉えた持続可能な経営の実現に向けて、中小企業の経営基盤強化への支援が必要となっています。

※１　ＩＣＴとは、Information and Communication Technologyの略で、日本語では「情報通信技術」と訳されます。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。

※２　ＩｏＴとは、Internet of Thingsの略。日本語では「モノのインターネット」と訳されます。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御するなどの仕組みを言います。

（２）めざす姿

ＩＣＴ・ＩｏＴ社会に対応した新たな経営の導入や時代のニーズを踏まえた経営の刷新など、中小企業の経営基盤強化に向けた支援が行われ、中小企業の経営の安定化と地域経済の活性化が図られています。

また、市内で創業を希望する人に対して、各創業支援機関と連携したセミナーや創業塾の開催、個別相談や創業に関する情報提供など、ニーズに応じた様々な創業支援が行われており、まちの活気の創出や、賑わいの維持向上が図られています。

（３）施策指標

指標名(単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
事業所数の多摩地域26市順位(位)	経済センサスの数値です。多摩地域における順位の上昇を目指します。	4位(H21年度)	5位(H26年度)	4位以内
むさし府中商工会議所で行う巡回･窓口相談指導件数(件)	むさし府中商工会議所が行う、事業者の経営に関する巡回･窓口指導件数です。増加を目指します。	2,018件(H23年度)	2,042件(H27年度)	2,800件
むさし府中商工会議所で行う起業･創業に関するセミナー等への参加人数(人)	市の補助を通じ、むさし府中商工会議所で行う、起業･創業に関するセミナー等への参加人数です。増加を目指します。	―	68人(H27年度)	100人

（４）施策の方向性

・むさし府中商工会議所が行う巡回相談、窓口相談、情報提供、各種講習会等による指導及び記帳継続指導等への支援を行います。
・事業資金調達への支援を行います。
・各創業支援機関と連携し、創業を希望する人たちへの支援を行います。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
中小企業経営安定化事業	・中小企業事業資金融資利子及び中小企業退職金共済掛金への支援を行い、中小企業の経営基盤強化を図ります。
商工業振興事業	・商工業振興のため、むさし府中商工会議所が行う事業に対して支援を行います。
経営改善事業	・中小企業の経営基盤強化を図るため、むさし府中商工会議所が行う経営改善事業等に対して支援を行います。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- 事業者自ら、国内外の経済状況について情報収集を積極的に行うとともに、各種ネットワークを活用した事業者間の情報共有をより一層進める。
- 各事業者が経営基盤強化に取り組み、経営の安定化を図る。
- 市が行う支援を活用し、中小企業の経営基盤強化に取り組み、経営の安定化を図る。

5　商工業の振興

施策７０　地域商業の振興

（１）現状と課題

商店会では、その地域ならではのイベントの実施など様々な取組を通じて、地域住民とのふれあいの機会をつくっています。しかしながら、商店会の中には、客数の減少や売上の不振、未加入事業者の増加等を課題として挙げる商店会も多く、商店会を取り巻く環境は厳しいものとなっています。また、商店会会員の高齢化や後継者不足による事業承継の問題が深刻化しており、加えて、高齢者等を中心とした買物弱者がさらに増加することが予想されています。このような現状を踏まえ、消費者の生活様式やニーズの多様化・高度化に対応した魅力ある商店街づくりが求められています。

（２）めざす姿

商店街や百貨店などの相互の連携が図られ、地域商業の充実が図られるなど、市民の日常生活の利便性や快適性が高まっています。また、商業者と市民をはじめとする消費者との交流の促進を通した活気ある商店街づくりと商業活動の活性化が図られ、市内での消費活動が活発化するなど、満足度の高い地域商業が営まれています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
市内店舗において商品を購入する市民の割合 (%)	むさし府中商工会議所で実施している府中市消費動向調査により把握します。増加を目指します。	78.7% (H21年度)	68.9% (H28年度)	80.0%
日常の買物の便がよいと感じている市民の割合 (%)	市政世論調査により把握します。増加を目指します。	70.6% (H23年度)	76.5% (H27年度)	80.0%

（４）施策の方向性

・商店会が実施するイベント・活性化事業等に対して支援します。
・商業者による創意あふれる新たな府中特産品の開発等を支援します。
・地域通貨制度など持続可能な商業振興策について商工会議所と連携して検討します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
商店街振興事業	・商店会の実施するイベント・活性化事業、装飾街路灯やアーチ等の設置、修繕等及び電気料に対して支援を行います。
府中市特産品等開発支援事業	・商業者等の創意工夫を活かした特産品等の開発を支援することにより、府中市の魅力の向上と商業及び観光の振興を図ります。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・活気ある商店街と商業活動の活性化を目指し、地域住民とのふれあいや住民ニーズに対応した創意あふれる商店街づくりを進める。
・商店会未加入事業所に対し、加入の促進を図る。
・複数の商店街が連携してイベント等を実施する。

5　商工業の振興

施策７１　工業の育成

（１）現状と課題

製造品出荷額等は都全体では概ね横ばい傾向となっていますが、本市の製造品出荷額は増加傾向であり、多摩地域２６市ではトップを維持しています。しかし、中小企業者においては、社会経済の変化に迅速に対応するため、新たな製品開発や販路開拓等が求められており、それらに係る資金調達への支援や特許相談等の技術相談への対応が必要となっています。さらに、企業に対する環境配慮への社会的要求の高まりなどへの対応も求められています。

（２）めざす姿

技術革新や新製品開発、異業種交流、産学官交流などを支援することで、技術の向上と経営効率化が図られ、市内工業が活性化し、生産力が向上しています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
製造品出荷額等の多摩地域２６市順位(位)	工業統計及び経済センサスの数値です。多摩地域における順位の維持を目指します。	1位 (H２２年度)	1位 (H２６年度)	1位
付加価値額の多摩地域２６市順位(位)	工業統計及び経済センサスの数値です。多摩地域における順位の上昇を目指します。	2位 (H２２年度)	3位 (H２６年度)	2位以内
１事業所当たり付加価値額の多摩地域２６市順位(位)	工業統計及び経済センサスの数値を用い、付加価値額を事業所数で除すことによって求めます。多摩地域における順位の維持を目指します。	3位 (H２２年度)	3位 (H２６年度)	3位以内

（４）施策の方向性

・工業技術情報センターにおける情報提供・相談の充実を図ります。
・新製品・新技術開発、市場開拓及び特許取得等への支援を行います。
・異業種間交流・産学官交流を行うための会場の提供や必要な支援を行います。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
中小企業工業技術向上支援事業	・技術情報相談や技術情報の提供を行うとともに、製品開発、市場開拓及び特許取得等への支援を行います。
異業種交流促進事業	・府中市工業技術展（テクノフェア）の開催、東京都産業交流展への参加、異業種交流グループの支援などを通して、異業種や産学官の交流による新製品・新技術の開発、取引機会の向上を図ります。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・工業技術情報センターを積極的に活用するなど、情報の収集や専門的な相談を受ける機会を増やし、更なる技術力や開発力の向上を図る。
・異業種・産学官交流などを経て経営の多様化、事業の拡大化に取り組む。
・府中市工業技術展（テクノフェア）などを通じ、企業の優れた技術や製品を広くＰＲすることで、販路開拓や企業間連携を進める。

5　商工業の振興

施策７２　観光資源の活用・創出による地域活性化

（１）現状と課題

本市には、浅間山、府中崖線、けやき並木や多摩川などの自然環境や歴史的な名所・旧跡、伝統的な催事などのほか、漫画やアニメなどの新たな観光資源があります。

観光情報センターや郷土の森観光物産館から、観光情報を発信するとともに観光案内人ボランティアによる観光ガイドツアーを実施しています。

また、近隣市と連携して、観光事業や観光ＰＲ活動を実施し、本市を含むエリアの情報発信の強化と回遊性の向上を図っています。

市内では、数多くのイベントやお祭りが開催されていますが、観光客を呼び込むこととともに、滞留時間の延長や楽しんでもらうための基盤整備が必要となっています。

今後、ラグビーワールドカップ２０１９や東京２０２０オリンピック・パラリンピックなど、世界的なスポーツイベントが開催されることから、外国人観光客の増加が想定され、その受入環境の整備や海外に向けた情報発信も必要となっています。

（２）めざす姿

府中の魅力が国内外に伝わり、市内を訪れる観光客が増え、にぎわいのあるまちとなっています。また、日本人だけでなく多くの外国人が訪れており、市民はおもてなしの心で受け入れています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
くらやみ祭の来場者数（人）	くらやみ祭の来場者数です。大國魂神社が発表する数値です。増加を目指します。	700,000人（H24年度）	750,000人（H27年度）	800,000人
京王線府中駅における１日平均乗降車人員数（人）	府中駅の乗降車人員数です。京王電鉄が発表する数値です。増加を目指します。	85,279人（H26年度）	86,949人（H27年度）	90,000人
郷土の森観光情報センター来場者数（人）	郷土の森観光情報センターの来場者数です。増加を目指します。	40,623人（H24年度）	35,358人（H27年度）	42,000人

（４）施策の方向性

・観光情報を市内外に効果的な手法により発信していきます。
・観光客のニーズにあった情報をＮＰＯ団体や民間事業者と協力して発信していきます。
・名所・旧跡、けやき並木や多摩川などの自然環境、郷土の森博物館や美術館などの文化施設等の様々な観光資源を活用し、集客を図ります。
・本市の特産品の活用や観光大使などの媒介役を通したＰＲなどにより本市の魅力を伝え、誘客に努めます。
・近隣市との連携による、広域での観光振興事業を推進していきます。
・ラグビーワールドカップ２０１９や、東京２０２０オリンピック・パラリンピックを契機に、国内外に本市の魅力を発信していきます。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
観光振興事業	・新たな観光資源の発掘や既存の観光資源のＰＲに努めつつ、集客を図ります。 ・ＮＰＯ団体である府中観光協会の専門性を活かした事業に対して、支援を行います。 ・近隣市との連携による、広域での観光事業を実施し、魅力の発信を行います。
観光情報施設管理運営事業	・郷土の森公園周辺をはじめとした観光情報の発信や情報収集に努めます。 ・観光情報センターで外国人観光客の受入れができるように、環境の整備を行います。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・民間活力による観光、飲食店等の情報を発信する。
・おもてなしの機運を醸成し、日本人だけでなく海外からの観光客の受入れに一層取り組む。
・地域ブランドの創出や発信の強化に一層取り組む。
・観光に関する事業の企画や推進に、多様な主体が協働して観光に関する事業を実施する。

5　商工業の振興

施策７３　消費生活の向上

権利擁護

（１）現状と課題

巧妙複雑化する悪質商法や食品・生活用品の表示偽装及び製品事故等による市民の被害が後をたたない状況にあります。市民が安心して生活できるよう積極的に情報提供を行い、効果的な講習会の開催を通して啓発活動を行うとともに、高齢者担当部署など関係部署との連携を図ることにより、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれない体制づくりや新たな悪質商法の手口にも的確に対応できる相談体制が求められています。

（２）めざす姿

消費生活相談の体制が整備されるとともに、消費生活に関する情報が様々な媒体を利用して提供されることで、悪質商法などの消費者トラブルや製品事故等のない健全な生活が守られています。また、市民や事業者と連携した事業を推進し、環境に配慮した生活スタイルに転換することにより、市民生活の質が向上しています。

高齢者施策担当部署と連携した事業の実施により、高齢者に対する悪質商法の被害が減少しています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
この１年間に消費者トラブルにあったことがある市民の割合（%）	市民意識調査により把握します。情報提供や啓発により、減少を目指します。	３．１%（H２３年度）	４．５%（H２７年度）	２．５%
消費生活展への来場者数（人）	消費者団体の研究成果の発表の場となる消費生活展への来場者数です。増加を目指します。	４７４人（H２３年度）	６６８人（H２７年度）	７００人
消費生活講座等への参加人数（人）	悪質商法や食品の安全性などの消費生活に関する講座（出前講座を含む）への参加者数です。増加を目指します。	１２２人（H２３年度）	２０４人（H２７年度）	３５０人

（４）施策の方向性

・消費生活センターを運営し、相談の充実を図ります。
・消費トラブルを未然に防止するため、消費者への情報提供に努めます。
・消費生活講座などの各種講座や消費生活展等を行い啓発に努めます。
・福祉部門との連携により高齢者への情報提供に努めます。
・出前講座を活用した消費者教育の拡充を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
消費者相談・啓発事業	・専門知識のある消費生活相談員を配置した消費生活センターを設置し、電話及び来所での相談を受け付けます。 ・消費生活展や消費生活講座、啓発資料等により情報提供や啓発活動を実施します。 ・福祉部門との連携を図り、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれない体制づくりを実施します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・日頃から消費者問題に関心や知識をもち、悪質商法等の被害者にならないように努める。
・消費者活動をネットワーク化し、市民同士が情報を共有する。
・市民と事業者、行政が一体となって、消費者啓発に取り組む。

６　都市農業の育成

施策７４　農地の保全、府中産農産物の流通拡大と担い手の育成

（１）現状と課題

急激な都市化と、農業従事者の高齢化、後継者不足、相続税負担等を背景として、農地減少が進んでいます。このようななか、農業の担い手の確保と生産基盤となる農地の保全を図るため、農業経営に対する各種の支援や、農業後継者や市民の援農ボランティアの育成をしていくとともに、農業の多面性を活かした農地保全の取組を進めていく必要があります。平成２７年には都市農業振興基本法が制定され、今後、国・都の都市農業振興の諸施策の展開が見込まれることから、そうした動きにも的確に対応していく必要があります。

また、黒米焼酎や椎茸等の特産品を、農業関係団体と連携し、共同直売所等で販売していますが、府中を代表する特産農産物としての認知度不足や、市内関係機関の連携による特産品の開発、農産物や特産品をより買いやすい直売所の整備などが課題となっています。

（２）めざす姿

農業者は地域に開いた農業活動を展開し、市民は積極的に農業に関するボランティア活動に参加しています。これにより、生産活動以外も含めた農業の多面的機能が活用され、市内の農地が保全されています。また、安全で新鮮な農産物が直売所等に出荷され、多くの市民がその農産物を消費しています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
生産緑地の面積（ha）	生産緑地地区に指定された区域の面積です。農地の宅地化等が進む中、生産緑地の減少を最小限に食い止めます。	105.6ha（H23年度）	100.6ha（H27年度）	92.3ha
農家に占める販売農家の割合（%）	農家のうち、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家（販売農家）の占める割合です。地産地消を進めるため、直売所等へ出荷する販売農家の割合の増加を目指します。	51.0%（H22年度）	49.7%（H27年度）	49.7%以上
認定農業者数（人）	市により農業経営改善計画の認定を受けた農業者の数です。効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、増加を目指します。	96人（H23年度）	112人（H27年度）	121人

（４）施策の方向性

・農業者が相続による農地の売却が最小限で済むよう、相続制度の改善等を国へ要望します。
・農業用井戸の災害時の活用など、防災協力制度による農地の保全、農業の支援を行います。
・市内のＮＰＯや大学等と連携し、府中産農産物の特産品化、ブランド化を進めます。
・農業者による６次産業の経営を支援します。
・旬の農産物の出荷状況等の情報を、市民へ発信します。
・市内の直売所のＰＲや整備のほか、市内商店等との連携を推進し、消費者が市の農産物を買いやすい環境を整えます。
・特産品や直売所の情報等を分かりやすいツールで周知します。
・都市農業振興基本法に基づく国・都の諸施策へ的確に対応します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
農業委員会運営事業	・農業委員から農業者へ営農のあり方について指導するとともに、農業者の抱える問題を吸い上げ、解決に向けて取り組みます。
農業者支援事業	・農業後継者団体の新しい取組や講習会の経費への補助金を交付します。 ・農業者の実施する経営改善事業に対し補助金を交付します。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・遊休農地は、貸出しや市民農園への提供を行う。
・市や農業者、市民等がそれぞれの立場で「市民産直」（市内の農産物の地産地消）の取組を進める。
・市と農業者は援農ボランティアに興味のある人を見つけ育成し、市民はボランティア活動に取り組む。

6　都市農業の育成

施策７５　農業とふれあう機会の拡充

（１）現状と課題

市では、市民が農業とふれあう機会を増やすことに取り組んできました。その結果、農業へのふれあい講座へは定員を超える市民の応募があり、市民農園へは区画数以上の利用希望者がある状況となっています。しかし、農業に興味がある人とない人とで関心度に大きな差があり、全体的に見れば、農業に対する市民の興味は高いとは言えません。

都市化が進展する中で農業を継続していくためには、都市農業の重要性や必要性を多くの市民が理解することが必要であるため、市民に対する啓発に加えて、市民農園や農業公園など、農業とふれあう場の更なる提供が課題となっています。

（２）めざす姿

「市民の笑顔をつくりだす新しい府中の農業」の実践を目指すことで、農業の多面的機能の一つとしてのコミュニティ機能が活用され、市民が農業とふれあい、積極的に農業と関わる生活を送っています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
市内に設置された農業公園の数 (か所)	市民と農業とのふれあいを目的とした農業公園の設置箇所数です。現在は設置されていないため、新たに1か所以上の設置を目指します。	―	0か所 (H27年度)	1か所以上
市内に開設された市民農園の区画数(区画)	市民が利用できる市民農園の区画数です。今後、相続に伴う農園の返却や農業公園への転換により区画数の減少が見込まれますが、家族で農業にふれあう場を提供します。	1，948区画 (H23年度)	1，480区画 (H27年度)	1，300区画
農業体験を取り組んでいる小学校数(校)	教育活動の一環で農業にふれあう授業を行っている公立小学校の数です。小学生のうちから、農業にふれあい、農業の大切さを学びます。増加を目指します。	16校 (H23年度)	15校 (H27年度)	18校

（４）施策の方向性

・農業の多面的機能の一つである地域コミュニティ機能を活かし、農地と農業者を活用した農業へのふれあい講座等、農業とふれあう機会の創出を図ります。特に小学生を対象とした子ども農業体験事業や新鮮な食材によるおいしい食事の機会をつくる取組などを推進し、子どもたちと農業のふれあいを通じて農業の大切さを啓発します。
・興味をもった市民が、より積極的に農業を支援することができるように、ボランティア活動のあっせんなどを行います。
・農業公園を開設し、市民が農業とふれあう場を確保します。
・市内の農業高校や東京農工大学との事業連携などを通じて、市民が農業とふれあう場を確保します。

（５）主要な事務事業

事業名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
農業まつり運営事業	・市民に農業を知っていただく農業まつりを実施します。 ・農業者の技術向上と意識高揚、また市民への農業ＰＲのための品評会を実施します。 ・優秀農業者を表彰する褒賞式典を開催します。
子ども農業体験推進事業	・親子で農業体験できる講座を実施します。 ・学校教育の一環で、農業体験できる事業を実施します。
農業公園整備・管理運営事業	・農業公園を整備し、管理運営を行います。
市民農園維持管理事業	・市民農園の維持管理を行います。

４か年の総事業費（主要な事務事業のみ）　●●億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・農業にふれあい、積極的に農業と関わりをもつ。
・市や関係機関、農業者等が協働して市民が農業とふれあう機会を提供する。

Ⅱ　行財政運営に関する施策

総合計画の実現に向けて（行財政運営）

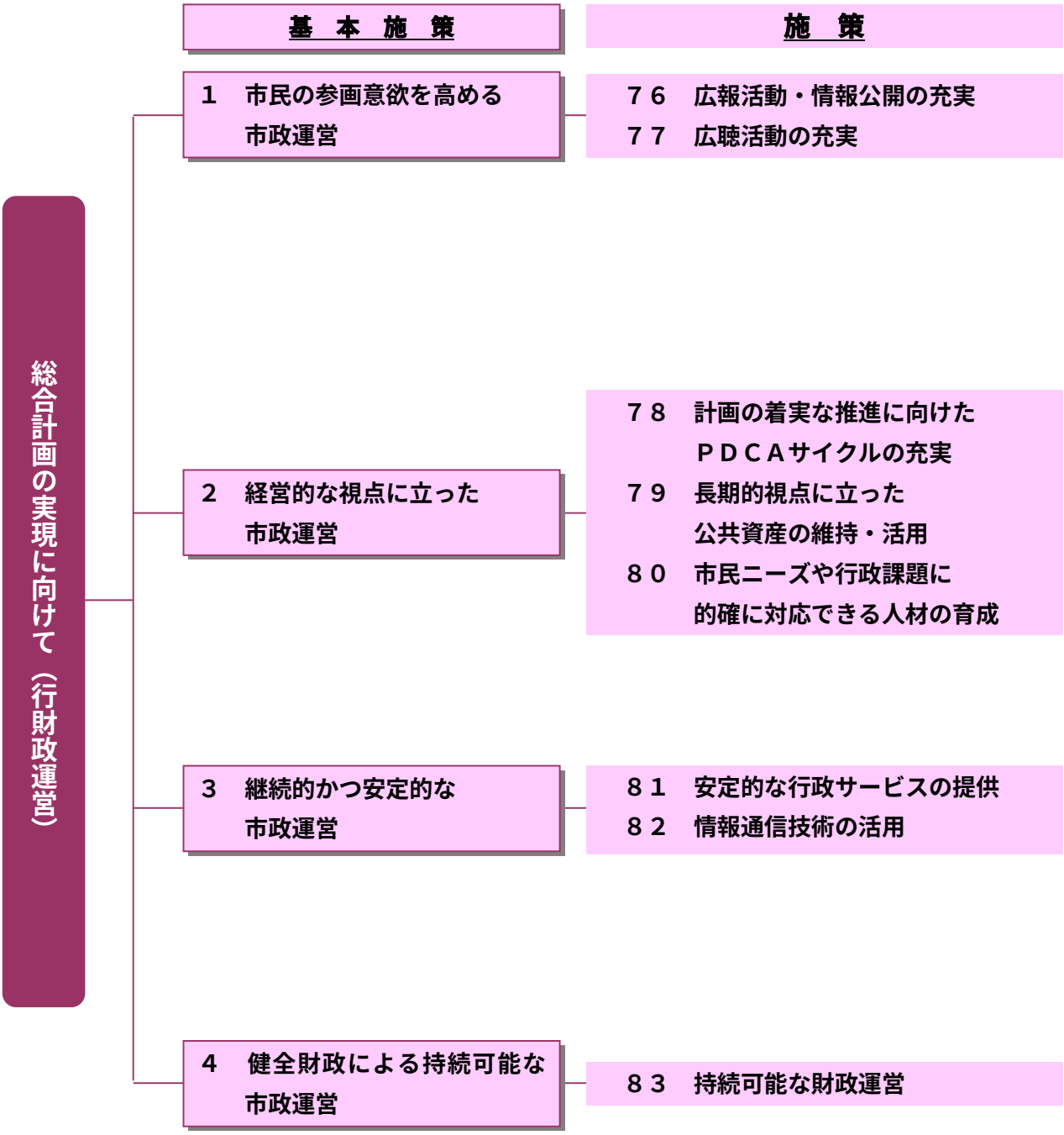

1　市民の参画意欲を高める市政運営

施策７６　広報活動・情報公開の充実

（１）現状と課題

広報ふちゅうを、新聞折り込み、希望者への各戸配付、市の施設や市内の鉄道各駅、コンビニエンスストアなどへの設置により広く配布するとともに、ホームページやメール配信サービス、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）など様々な媒体で市の情報を発信しています。しかしながら、若者の新聞離れに伴い、広報ふちゅうも２０～３０代の若い世代に読まれにくくなっています。ソーシャルメディアの普及など、情報発信・情報収集の媒体が多様化している中、各種媒体の特性を生かした効果的な広報活動により、様々な世代の誰もが必要な情報を簡単に分かりやすく入手できるよう工夫をしていく必要があります。

また、公正で透明な市政の推進と市民による市政への参加の促進により、開かれた市政を実現するために、府中市情報公開条例に基づき、情報公開制度の適切な運営を行っています。情報公開制度の運営では、市民の知る権利を尊重し、市民の市政への理解と信頼を深めることが重要となります。そのためには、市政情報センターや市政情報公開室において、市政情報を簡便に入手できるようにするとともに、市民が必要とする市政情報を入手しやすくなるよう、行政文書を検索できる仕組みを導入する必要があります。

（２）めざす姿

市民誰もが市の情報を簡便に入手することができ、行政サービスを利用したり、様々な活動を行ったりしています。また、市民が市政への関心を高め、積極的に市政情報を入手し、市と協働で地域課題の解決に取り組んでいます。

（３）施策指標

指標名(単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
市政情報を容易に入手できないと感じる市民の割合(%)	各種情報媒体で提供されている市の情報を取得しにくいと感じている市民の割合です。減少を目指します。	18.9%(H23年度)	17.3%(H27年度)	15.0%以下

（４）施策の方向性

・広報ふちゅうをはじめ様々な媒体で、必要な情報を探しやすいように配慮するとともに、誰もが分かりやすいように情報を発信します。
・ソーシャルメディアなど新たな情報発信手段が生じている中、利用者のニーズに合わせた新たな媒体の活用を検討します。
・市政情報センターや市政情報公開室において、市政の情報を簡便に入手できるように、所蔵する資料を充実し適切な案内を行います。
・個人情報の保護に配慮しつつ、公文書の迅速かつ十分な開示に努めます。

（５）主要な取組

取組名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
○広報紙の配布推進	・新聞購読者数が減少傾向にあり新聞折り込みによる配布数が落ち込む中、希望者への各戸配付を推進するなど、広報紙がより多くの市民に行き渡るように努めるほか、企業や学校などと連携し、広報紙を配架できる場所を積極的に増やします。
○広報紙の閲覧手段の充実	・新たな技術を活用し、読者に合わせた広報紙の閲覧手段を充実させるほか、検索性の高い紙面づくりを進めます。
○ホームページの充実	・利用者が必要なときに知りたい情報を簡単に取得でき、多様な端末に対応できるよう、ホームページの改善を図ります。
○各種情報媒体の活用	・広報紙、ホームページのほか、テレビ広報、メール配信などの各種情報媒体を有効に活用するとともに、新聞社等のマスメディアへの情報提供を積極的に行い、市政情報が広く市民に伝わるように努めるほか、利用者のニーズに合わせた新たな媒体の活用を検討します。
○市政情報センターの円滑な運営	・市政情報センターが提供する身近な行政サービスやイベントについて案内するとともに、市政に関する資料を閲覧できるように整備・提供することにより、市民の様々な活動を支援します。
○市政情報公開室の円滑な運営	・市政に関する資料を充実し、市民が必要とする情報を簡便に入手できるように努めます。
○府中市情報公開条例に基づく公文書の開示請求への対応	・公文書の開示請求に対し、個人情報などの不開示情報を適正に取り扱いながら、請求者が必要とする公文書の迅速な開示に努めます。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・市から様々な情報媒体を通じて提供される分かりやすい市政関連情報を基に、まちづくりや地域の活動に参加する。

1　市民の参画意欲を高める市政運営

施策７７　広聴活動の充実

（1）現状と課題

市政世論調査、市長への手紙、市長と自治会長やＰＴＡとの懇談会、パブリック・コメントなどを実施し、市民の意向・提言の把握に努めています。市民との協働のまちづくりを進めるうえで、市民との意見交換の重要性が増しています。

また、市民の考えやニーズを的確に把握するため、市民の関心が高い最新の地域の課題や行政の課題等に関する調査が行えるよう、より効果的な手段を検討していく必要があります。

そのほか、市民の市政への積極的な参画を促すために、市民の意見が市政へどのように活用・反映されたか、市民へ分かりやすく公表することが求められています。

（2）めざす姿

公正・透明な市政運営の中で、市民が市政に関心をもち、様々な手段で意見を述べています。一方、市は多くの意見の中から的確に市民ニーズを把握し、市政運営に反映しています。

（3）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
市民の意見を聴く体制が整備されていないと感じる市民の割合 (%)	市民意識調査により把握します。新たな計画などを策定する際には、市民の意見等を聴きながら進めることで、減少を目指します。	25．9% (H23年度)	20．1% (H27年度)	15．0%以下

（4）施策の方向性

・市政世論調査や市長への手紙などにより多くの市民の意見を聴取します。
・様々な世代が気軽に参加できるよう、各世代で関心が高いテーマを設定し、実施時間や実施環境を工夫することで、市民との意見交換の機会を充実します。
・市民の意見等を聴くための効果的な手法の検討をします。

（５）主要な取組

取組名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
○市長への手紙の実施	・いつでも誰でも郵便や電子メールで市長へ意見等を出すことができる「市長への手紙」制度を継続します。
○市長と語る会を通じた対話の機会の拡充	・若者など様々な世代を対象に市長が市民と直接対話をし、市民の意見を市政に反映するとともに、市民との協働の推進を図ります。
○市民ニーズを捉える市政世論調査の実施	・市民ニーズなどを統計的に調査分析し、その結果を市政に反映します。
○パブリック・コメント制度の推進	・パブリック・コメント制度の着実な運用に努めます。 ・パブリック・コメントの実施状況や結果報告について、分かりやすい情報公開を進めます。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・様々な世代が市政に関心をもち、市長と語る会などに気軽に参加し、行政と積極的に意見交換を行う。

２　経営的な視点に立った市政運営

施策７８　計画の着実な推進に向けたＰＤＣＡサイクルの充実

（１）現状と課題

ＰＤＣＡサイクルの中心として行政評価を実施し、行政運営に活用していますが、より効果的かつ精度の高い運用に努める必要があります。また、評価結果を市民に向けて発信していますが、市民が高い関心をもって総合計画の進行管理に参加できる機会を創出する必要があります。

（２）めざす姿

行政評価制度を中心としたＰＤＣＡサイクルの充実を図ることで効率的・効果的な行政運営が行われ、質の高い市民サービスの提供につながっています。また、計画の進捗状況が積極的に情報発信され、総合計画の進行管理に市民が積極的に関わることで、総合計画で掲げた各施策が、市民ニーズを捉えた上で着実に実施されています。

（３）施策指標

指標名(単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
基本計画で掲げた各施策の進捗率(%)	全ての施策の中で当初の目標に向けて順調に展開されている施策の割合です。多くの施策を当初の計画に沿って展開させ、増加を目指します。	－	75.0%(H27年度)	95.0%
基本計画で掲げた“主要な事務事業”の実施率(%)	基本計画において各施策毎に掲げた“主要な事務事業”の実施割合です。多くの“主要な事務事業”を、当初の計画どおりに実施し、増加を目指します。	－	83.3%(H27年度)	95.0%

（４）施策の方向性

・総合計画を着実に推進するための進行管理の方策として、行政評価制度をより積極的に政策の調整・決定過程と連動させ、予算編成につなげるなど、ＰＤＣＡサイクルの充実を図るとともに、総合計画の進捗状況を分かりやすく市民に発信することで市民の市政への関心を高め、進行管理への積極的な市民参加の機会を創出します。これらの取組に加え、市民意識調査や推進体制としての組織機構の整備などを実施することにより、市民ニーズを捉えた効率的・効果的な行政運営を推進します。

（５）主要な取組

取組名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
○ＰＤＣＡサイクルの核となる行政評価制度の充実	・行政運営の恒常的な見直しを行うため、総合計画の各施策及び事務事業の評価を実施し、その結果を市民に積極的に情報発信します。また、市民が市政に関心をもてるように、その評価結果を市民にとって見やすく、分かりやすい形で示すなど、市民の視点を考慮した評価を実施します。 ・行政評価制度の一環として総合計画に掲げた各施策及び主要な事務事業の進行管理を行い、長期的な視点に立って計画的な施策展開を図ります。
○予算編成との連動を踏まえた政策会議の実施	・予算編成に先立ち、総合的な見地から第６次総合計画における施策の方向性を明確にするとともに、各部課の提案する次年度における新規事業やレベルアップ事業等の優先順位付けを行うことで、事業・財源の重点化を図ります。
○適正な補助金の交付を裏付ける審査の実施	・補助金の適正な交付に向けて、各種補助金の適否及び交付額を審査します。団体に対する補助金及び新規補助金については、毎年、補助金等審査委員会において慎重な審査を実施するとともに、府中市補助金検討会議の答申を踏まえた補助金制度の見直しを行い、補助金の適正化を図ります。
○総合計画の進行状況の把握と市政運営への活用	・総合計画に掲げた各施策の重要度や満足度、指標の現状値等を把握することにより、計画の進捗状況を確認する市民意識調査を実施します。さらに、基本計画の中で重点的に取り組むプロジェクトについては、より綿密な進行管理を行います。 ・行政評価の結果を踏まえ、各施策や主要な事務事業の進捗状況を把握し、その方向性を調整する毎年度の取組に加えて、新たな計画の策定を見据えた進行状況の把握や分析を行う体制の整備を検討します。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・総合計画の進捗状況や行政運営について関心をもち、市の事業への認識を深める。
・市政へ積極的に参加するとともに、公正な視点で評価を行い、総合計画の着実な推進を図る。

2　経営的な視点に立った市政運営

施策７９　長期的視点に立った公共資産の維持・活用

（１）現状と課題

首都圏直下型地震等による被害が想定される中、公共施設の安全対策は急務であり、特に、災害発生時に拠点施設となる新庁舎の建設については、その着実な推進が求められます。一方で、人口の増加や様々な市民ニーズに対応するため整備を進めてきた学校、文化センター、府中の森芸術劇場などの公共施設は、躯体や設備の老朽化の進行が著しく、今後、それらの建替えや改修には多額の費用が見込まれます。また、新たな市民ニーズに対応するための施設整備も進める必要があり、公共施設の整備や維持管理にかかる費用は、市の財政を圧迫する要因として懸念されます。

この懸念に対応するため、市では公共施設マネジメントの取組を進め、公共施設の最適化と計画的保全に努めることで、次世代に過度な負担を残さず、公共施設を適正な規模で維持することを目指してきました。今後も将来にわたって市民サービスを提供しながら、公共施設の維持や更新にかかる費用を抑制するためには、公共施設の統合や機能の移転、民間活力を活用した運営方法の見直しなどを実施し、公共施設を長期にわたり利用できる仕組みをつくらなければなりません。

また、公共施設マネジメントの取組によって新たに生み出される公共施設跡地について、売却や貸付けなど有効活用を図り、歳入の確保につなげていくなど、市の公有財産を資産と捉えた活用を進めていくことも必要となっています。

（２）めざす姿

市が保有する公共資産を効率的に維持・管理するだけでなく、経営資源として捉えて積極的に活用するとともに、費用と公共サービスの最適化に向けた見直しが図られることにより、限られた経費の中で、最大限の市民サービスを提供できる仕組みが整っています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
公共施設の市民１人当たりの延床面積（㎡／人）	市が所有する公共施設の延床面積を住民基本台帳人口で除した数値です。施設総量の抑制･圧縮に努め、現状値を維持します。	２．５１㎡／人（H２３年度）	２．４７㎡／人（H２８年１０月時点）	２．５１㎡／人

（４）施策の方向性

・施設の総量抑制のため、施設の利用状況や老朽化の状況を考慮し、処分や統合を進めます。
・施設の保全を計画的に実施するため、民間活力の導入等も選択肢とし、保全業務の体制を整えます。
・限られた予算を効果的かつ効率的に活用するために、各施設の優先順位付けを行い、客観的に判断できる仕組みを構築します。
・施設の整備や運営については、ＰＦＩや指定管理者制度等公民連携の手法を導入し、民間活力を活かして効率的に行います。また、中長期的に想定されるリスクへの対応を公民間で適切に分担することで事業の安定性を確保し、市民サービスの向上につなげます。
・新庁舎建設にあたっては、現庁舎の周辺施設の機能を集約化するとともに、災害時には防災拠点としても機能し、市民に親しまれ、府中らしさを受け継ぐまちづくりの拠点となる庁舎を目指します。
・未利用地や新たに生み出される公共施設跡地など、市が保有する資産の有効活用を進めるとともに、未利用の国有地（府中基地跡地留保地等）については、有効な活用方法の検討を進めます。
・維持管理及び更新に多くの費用がかかる公共施設について、適切な受益者負担のあり方の検討、見直しを進めます。

（５）主要な取組

取組名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
○公共施設マネジメントの推進	・現在保有する施設を全て今後も維持・更新していくことは困難なため、施設総量の抑制、圧縮に努めます。 ・計画的な保全を実施するための仕組みを整え、健全財政の維持に努めます。
○現庁舎の効率的な維持管理の遂行	・建物、設備ともに老朽化が著しく維持管理経費の増大が懸念されますが、庁舎建設事業の計画を視野に入れ、緊急性の高い内容の整備を優先して実施し、効率的な現庁舎の維持管理を遂行します。
○市庁舎建設事業の着実な遂行	・府中市庁舎建設基本計画に基づき、現庁舎の耐震性の不足等の課題を解消するため、新庁舎建設に向けた取組を進め、事業の着実な遂行に努めます。
○計画的な公共用地の取得	・事業計画に沿った計画的な用地買収を実施します。 ・土地開発基金の安定的かつ効率的な運用を確保します。
○未利用地の売却、貸付け	・市有財産活用基本方針に基づき、未利用地の売却、貸付け等有効活用を進め、税外収入の確保につなげます。
○民間活力の積極的な活用	・指定管理者制度や民間委託などを積極的に活用し、効果的かつ効率的な行政運営に努めるとともに、市民サービスの向上につなげます。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・限られた財源の中でよりよいサービスにつながるよう、民間活力の導入も含めた最適な行政サービスのあり方に関心をもち、理解を深める。
・各施設のあり方を検討する際には、利用者に限らず、幅広い市民が公共施設に関心をもち、議論に参加する。

2　経営的な視点に立った市政運営

施策８０　市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材の育成

（１）現状と課題

これまで、職員数の適正化、適正な人員配置、集合研修・職場研修などを実施し、職員の育成と組織の活性化に努めてきました。しかしながら、市政を取り巻く環境はさらに変化し、財政状況は厳しさを増す一方で、市民のニーズは多様化し、職員一人ひとりに求められる役割の質と量は一層増大しています。

そこで、市民との協働によるまちづくりをより一層推進するとともに、限られた財源と人員の中で、市民サービスの質を高めながら、効果的・効率的な行政運営につなげるため、これまで以上に柔軟で計画的な職員の採用と配置に努めるとともに、個々の職員の資質や能力、意識の向上を図るための制度を充実させる必要があります。

（２）めざす姿

優れた人材を採用し、適材適所に配置するとともに、人材を育成するための諸制度が充実することにより、職員が誇りと働きがいをもち、市民から愛される市職員となっています。

（３）施策指標

指標名（単位）	指標の説明	基準値	現状値	H33年度目標値
職員の応対等に満足している市民の割合（%）	職員の窓口・電話応対、挨拶、身だしなみ等に満足している市民の割合です。市民アンケートにより把握します。増加を目指します。	83．2%（H23年度）	87．7%（H27年度）	90．0%
採用された職員提案数（件）	計画期間内における職員提案のうち、既に実施した業務改善で職員提案として認められたもの及び実施に向けて具体的に検討することを決定した提案の合計数です。増加を目指します。	－	14件（H27年度）	25件

（４）施策の方向性

・厳しい財政状況の中、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる職員を育成するため、コミュニケーション力や管理職の組織運営力を高める研修など、職員の資質や能力をさらに高め、職員がもてる能力を最大限に発揮するための研修制度の充実に努めるとともに、市民との協働によるまちづくりを担う職員の育成を推進します。
・職員が培ってきた知識や経験等を発揮できるように、職員による業務改善を組織的に支援する職員提案制度の充実を図ります。
・市民サービスの維持・向上を図りつつ、柔軟で計画的な職員の採用と配置に取り組むとともに、職員の意欲や専門性に配慮した人員配置やジョブローテーション、目標管理による人事評価制度の充実を図ります。
・質の高い市民サービスの充実を図るためには、職員が心身ともに健康であることが重要であるため、日々の生活を充実して過ごし、業務への活力を生み出すための、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を重視した制度構築を図ります。

（５）主要な取組

取組名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
○職員の人材育成	・市民との協働によるまちづくりを推進するための職員意識の高揚を図ります。 ・職員が、市民ニーズを的確に把握し、新たな行政課題の解決につなげることができるよう、研修制度の充実を図ります。 ・職員の能力や実績を適正に評価して、人事や給与等の処遇に反映させる制度の充実を図ります。
○職員提案制度の充実	・職員の提案意欲や提案内容の精度を向上させるため、提案内容を業務に積極的に反映させられるように職員提案制度の充実を図ります。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・市民との協働に係る職員意識の高揚を図り、市民との協働によるまちづくりを推進していくに当たって、市の様々な分野の事業において、市民・事業者・ＮＰＯ等が積極的に行政との協働を図る。

３　継続的かつ安定的な市政運営

施策８１　安定的な行政サービスの提供

（１）現状と課題

窓口サービスについては、繁忙期（２月～５月）における混雑の解消と待ち時間の短縮を図るため、自動交付機で発行できる証明書の種類を増やしたり、モバイルサイトによる窓口混雑情報提供サービスを実施してきました。また、委託業務の拡大など窓口サービスの見直し・改善を行うほか、市民が夜間・休日に証明発行サービスを受けられるよう、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用したコンビニ交付サービスの利用促進を図っています。

総合窓口業務はその内容が多岐に渡ることから、担当外の業務についても一定の知識が求められるため、職員のスキルアップを図る研修を実施する必要があります。

また、国から地方への権限移譲が進められる中で、政策法務の重要性は増しており、法務部門の機能強化とともに、職員の法務能力向上を図ることが求められます。

行政手続については、円滑な運用となるよう、行政内部での情報共有を一層進めていくことが課題です。

（２）めざす姿

市民が利用する窓口サービスが迅速に、かつ市民にとって分かりやすい形で提供されることで、市民の利便性が向上しています。また、行政内部の手続が法令にのっとって公正かつ円滑に進められ、行政サービスが安定的に提供されています。これにより、市民が市政に信頼を寄せ、行政サービスに満足しています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
窓口での応対に満足している市民の割合 (%)	市民アンケート調査により把握します。増加を目指します。	85．2% (H23年度)	91．3% (H27年度)	93．0%
コンビニ交付サービス利用率 (%)	各種証明書発行件数全体におけるマイナンバーカードを利用した、コンビニ交付サービスの利用件数の割合です。増加を目指します。	－	－	25．0%

（４）施策の方向性

・窓口での待ち時間の短縮と混雑緩和に向けて、定型的な窓口業務等について委託業務を拡大するほか、市内の企業や大学に協力をいただき、転入・転出等の手続で市役所に来庁する時期の分散化を図るなど、総合窓口業務の効率化に努めます。
・職員の法務能力の向上のため、法務相談員による研修を実施します。
・文書管理システムを導入し、適正に運用することにより、事務の効率化、紙の使用量削減、書類及び管理スペースの削減を図るとともに、情報公開への迅速な対応を行います。
・市長をはじめとする理事者の顔が見える行政運営に対する市民の期待の高まりに応えられるよう、今後も市長・副市長の秘書業務を的確に進めます。
・選挙における投票率の向上や若い世代の選挙への関心を高める取組を推進します。
・市民が安心して日々の暮らしを送ることができるように、日常生活の中で生じる様々な疑問や悩みごとの解決を手助けする相談事業を平日だけでなく土曜日も実施します。
・窓口業務の適正化及び効率的なコンピュータシステムの導入等により、ワンストップサービスの推進を図ります。

（５）主要な取組

取組名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
○利便性の高い窓口サービスの提供	・休日や夜間に証明書の交付を受けることができる、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの普及のため、当該カードの取得促進を図ります。
○行政運営における法的支援	・適切な行政サービスが提供されるよう、行政運営における法的な指導、助言等の支援を行います。
○行政運営を支える業務の遂行	・行政運営を支える文書管理事務、議会との窓口となる事務、庁内内部管理事務等を効果的かつ効率的に行います。 ・社会の情報基盤である統計調査を円滑に実施できるよう努めます。また、統計情報を行政運営に活用するため、整理・提供に努めます。
○的確な秘書業務の遂行	・円滑な市政運営のため、引き続き市長・副市長の秘書業務を的確かつ迅速に進めます。
○適正な選挙の執行管理	・適正な選挙の執行管理に努めます。 ・正確かつ迅速な開票へ向け、開票作業の効率化に努めます。 ・有権者の政治・選挙に対する意識向上に向け、効果的な啓発に努めます。 ・若い世代が政治・選挙に関心をもてる機会の創出に努めます。
○日常生活における悩み等への相談	・市民からの要望を踏まえ、法律相談、税務相談、登記相談などの専門相談を行います。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・窓口のサービスや行政内部の手続に対して、煩雑さなどの課題を感じた場合には、意見や提案を率直に市職員へ伝える。

・窓口での待ち時間の短縮を図るため、住民票発行等の窓口サービスについては、市役所だけでなく、東西出張所や各文化センターおよびコンビニ交付サービスなどを利用する。

３　継続的かつ安定的な市政運営

施策８２　情報通信技術の活用

（１）現状と課題

本市では、これまで電子申請・電子調達サービスや、公共施設予約システム、地理情報システム等を導入するなど、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用し、市民サービスの向上や行政事務の効率化等に取り組んできましたが、ＩＣＴの分野は進展が著しいことから、今後とも、様々な観点からＩＣＴの活用に取り組むことが重要です。

また、市が保有する情報資産については、マイナンバー制度の施行に伴い、より一層、細心の注意を払いながら管理を行っていますが、未知のウイルスによる攻撃が増加傾向にあることなどから、情報セキュリティに関する技術的、物理的、人的対策を徹底し、情報資産が漏えいしないよう万全を期す必要があります。

（２）めざす姿

行政手続のオンライン化や庁内情報システムの最適化など、ＩＣＴを活用した各種取組が進むことにより、市民にとっては、いつでも、どこでも、安心して、各種行政手続を利用することができ、また、市にとっては、事務作業の効率化やコストの削減等が図られています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
インターネットを利用して行うことができる申請や届出、申込等の数 (種類)	公共施設の予約や粗大ごみの申込手続、図書資料の予約サービスなど、インターネットを利用して行うことができる申請や届出、申込み等の数です。増加を目指します。	－	３８種類 (Ｈ２７年度)	６０種類

（４）施策の方向性

・行政手続のオンライン化を進めるなど、ＩＣＴを活用した市民サービスの拡充に努めます。
・費用対効果を見極めながら庁内情報システム及びネットワークの最適化に向けた検討・見直しを行い、事務作業の効率化やコストの削減等を図ります。
・情報資産の漏えいを防止するため、技術的、物理的、人的な面からの総合的なセキュリティ対策に継続的に取り組みます。

（５）主要な取組

取組名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
○ＩＣＴを活用した市民サービスの拡充	・インターネットにより申請や届出ができる手続の種類を増やすなど、ＩＣＴを活用した安全で質の高い市民サービスの拡充に努めます。
○情報セキュリティ対策の徹底	・未知のウイルスなど、様々な脅威から情報資産を守るため、技術的・物理的対策を講じます。 ・市が保有する情報資産を慎重かつ適切に管理するため、市職員等に対する情報セキュリティ研修や監査等を実施します。
○庁内情報システムの見直し	・庁内の各種情報システムを安定的かつ安全に運用するとともに、事務作業の効率化やコストの削減を図るため、庁内情報システム及びネットワークの最適化に向けた検討・見直しを行います。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・ＩＣＴを活用した各種行政サービスを積極的に利用するとともに、市民の視点により、既存サービスに対する意見や新規サービスの要望等を市に伝える。

4　健全財政による持続可能な市政運営

施策８３　持続可能な財政運営

（１）現状と課題

緩やかな景気回復基調が続く経済状況において、平成２７年度決算値における経常収支比率は、８１．３％となり、目標としている８０％台を維持するなど、健全な財政運営を維持しています。

こうした中で、歳入では、市税は増加傾向にあるものの、税制改正による影響など、一般財源の増収を見込むことが難しい状況であり、歳出では、引き続き、社会保障関係経費など経常経費の増加に加え、公共施設の老朽化に伴う大規模修繕や改築事業費などが具体化してくることから、長期的にはさらに厳しい財政状況となることが見込まれます。そのため、計画的に事業を実施するとともに、新たな歳入確保や事務事業の見直しにより将来にわたり持続可能な財政運営を維持することが求められます。

また、時代に即した市民ニーズに応えていくためには、行政の仕事の進め方を常日頃から改善して市民サービスの効果を高める取組を継続することが必要です。

（２）めざす姿

将来の世代に財政的な負担が先送りされることなく、歳入の確保と歳出の適正化によって事業実施のための財源が安定的に確保され、健全な財政運営が行われています。また、行財政改革の取組が進められ、時代の変化や新しい市民ニーズにも応えられる行政運営が行われています。

（３）施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	現状値	H33年度 目標値
経常収支比率 (%)	経常一般財源の総額に対する経常経費に充当された一般財源の割合です。この数値が高いと財政が硬直化していることを示します。 一般的に適正な水準とされる８０．０%台の維持を目指します。	８９．８% (Ｈ２３年度決算)	８１．３% (Ｈ２７年度決算)	８０．０%台 を維持
実質公債費比率 (%)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合です。１８．０%以上で地方債発行に許可が必要になり、２５．０%以上で独自事業の起債が制限されます。全国的な平均水準である８．０%以下を目指します。	７．１% (Ｈ２３年度決算)	３．２% (Ｈ２７年度決算)	８．０%以下
市税収納率 (%)	市税調定額（現年課税分･滞納繰越分の合計）に対する収入額の割合です。健全な財政運営のため、増加を目指します。	―	９６．８% (Ｈ２７年度決算)	９８．５%

（４）施策の方向性

- 将来にわたり安定して行政サービスを提供するため、財政の健全化に着実かつ積極的に取り組みます。
- 事務事業の最適化や民間活力の積極的な活用などにより行財政改革を推進します。
- 市税など適正な課税と収納率の向上、受益者負担の適正化、新たな自主財源の確保などを図り、歳入の安定確保に努めます。

（５）主要な取組

取組名称	Ｈ３０～Ｈ３３年度の取組内容
○健全な財政運営	・財政状況のより分かりやすい説明、情報公開を行います。 ・限られた財源を効率的・効果的に配分した予算編成を行います。 ・将来の財政負担などに備え、基金の計画的な積立と活用を図ります。 ・計画的な地方債の借入れと償還を行います。 ・中長期的な財政見通しを考慮し、歳入に見合った適正な予算編成を行います。 ・財務書類を全国統一の基準で作成し、健全な財政運営の維持のために活用を図ります。
○競走事業の持続的な収益の確保	・魅力的なレースを開催するとともに、イベント・ファンサービスを充実させることにより、本場への来場促進及び活性化を図ります。 ・広報宣伝方法を工夫し、ホームページを充実させるなど、電話投票売上の向上を図るとともに、場間場外発売を推進し、収益の確保を図ります。
○公平かつ適正な課税事務	・市税の公平かつ適正な課税を行います。
○市民の状況に応じた適切で公平な収納	・口座振替等により市税の期限内納付を推進します。 ・利便性の向上を図るため、納付環境の整備を推進します。 ・積極的な滞納整理を実施し、収納率の向上を図ります。
○出納業務の遂行	・公金の安全な管理と効率的な運用を行います。 ・効率的かつ適正な支払事務の徹底を図ります。 ・分かりやすい決算書の調製を行います。
○効率的で公正な入札・契約事務の執行	・電子による入札会と発注図書等の電子媒体による提供を進め、コスト縮減や事務の迅速化等効率的な事務執行を行います。 ・入札・契約に係る情報を適切に公表することにより、公平な競争機会の提供と不正行為の排除を徹底し、契約事務の公正性・透明性の確保を図ります。
○監査事務の充実	・監査に関する知識の習得により、監査技術の向上を図ります。 ・監査手法の見直しや組織体制の充実を図り、効率的で実効性の高い監査への事務改善を行います。 ・監査結果等の情報を市民に分かりやすく提供することに努めます。
○行財政改革の推進	・一定期間が経過した事業の再検証のほか、事務事業の最適化や民間活力の積極的な活用に取り組み、行財政改革を推進します。 ・行財政改革推進プランの進捗状況を毎年度把握し、取組の結果を検証して改善につなげる進行管理を行い、その経過を公表します。
○積極的な歳入の確保	・自主財源の確保に向けて更なる検討を進め、広告媒体への有料広告の掲載を拡大するなど、積極的な歳入確保策を推進します。 ・各種サービスを利用する際の手数料や施設使用料などについて、手数料及び使用料の見直しに関する基本方針に基づき、受益者負担の適正化を図ります。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

・市民一人ひとりが税金の使われ方や市の財政状況について関心と正しい理解をもち、常にチェックする。
・税の適正な申告・届出と期限内の納税に努める。
・市民、ＮＰＯ、民間企業など多様な主体がそれぞれの立場から、お互い相乗効果が図れるような提案を積極的に行う。